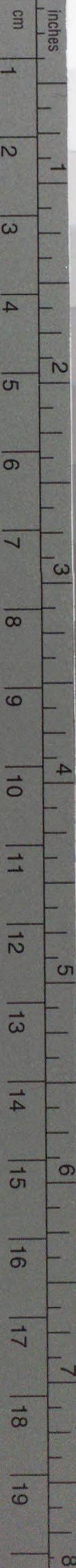


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

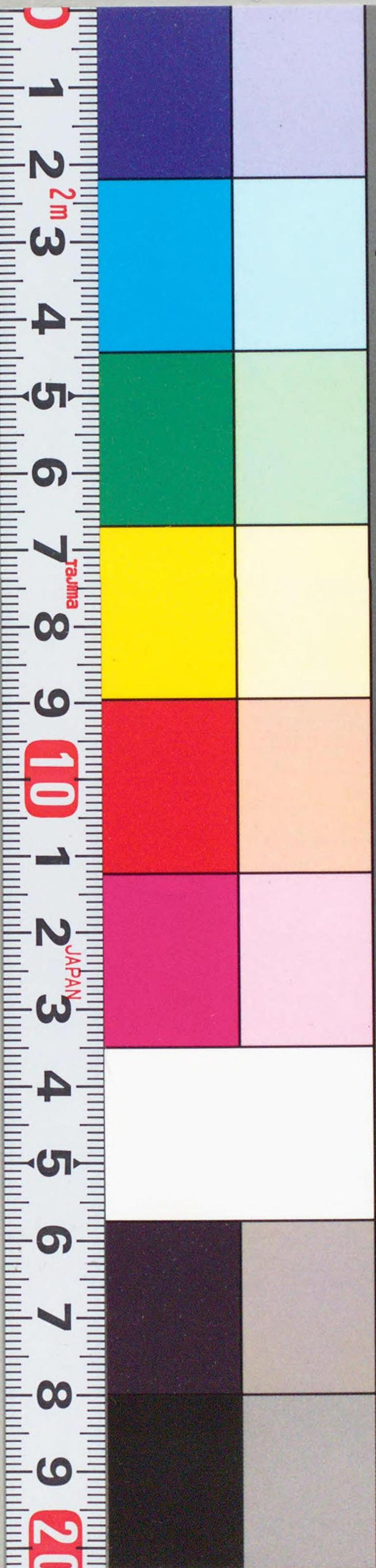
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



BZ  
4  
04  
U0075228

# 昭和三十四年度決算検査報告

会計検査院



343.8  
Ka186k2  
II



U 75228

# 昭和三十四年度決算検査報告 目次

第一章 総論	一	ページ
第一節 歳入歳出決算	一	
第一 歳入	二	
第二 歳出	三	
第二節 債権および債務	四	
第一 債権	四	
第二 債務	五	
第三節 国庫金、国有財産および物品	七	
第一 国庫金	七	
第二 国有財産	八	
第三 物品	九	
第四節 政府関係機関その他の団体	九	
第五節 不当事項および是正事項	一〇	



第二章 国の会計……………一三

第一節 決算の検査確認……………一三

第一 一般会計……………一三

第二 特別会計……………一四

第三 昭和三十三年以前未確認額の検査確認……………一八

第二節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了……………一八

第一 国税収納金整理資金……………一八

第二 昭和三十三年度の検査未完了額の検査完了……………一九

第三節 決算額と日本銀行証明額との対照……………一九

第一 一般会計……………一九

第二 特別会計……………二〇

第四節 予備費の支出に対する国会の承諾……………二一

第五節 各所管別の事項……………二四

第一 裁判所……………二四

不当事項……………二四

工 事……………二四

経費の年度区分をみだしたものの「最高裁判所」(一)……………二四

不正行為……………二五

職員的不正行為により国に損害を与えたものの「横浜、長崎両地方裁判所」(二)(三)……………二五

第二 総 理 府……………二六

(北海道開発庁)……………二六

不当事項……………二六

工 事……………二六

法面被覆土の施行が設計と相違しているもの「北海道開発局小樽開発建設部」(四)……………二六

物 件……………二七

小型自動車の購入価額が高価と認められるもの「北海道開発局札幌開発建設部ほか一〇箇所」(五)……………二七

(防 衛 庁)……………二九

不当事項……………二九

工 事……………二九

運搬費等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの「防衛庁札幌建設部」(六)……………二九



砂質盛土材の採取方法の検討が適切を欠いたため工事費が高価と認められるもの〔防衛庁大阪建設部〕(七)……………三三一  
物件……………三四

スタンドエンジンアセンブリー「R-1820」の予定価格の積算が過大なため購入価額が高価と認められるもの〔防衛庁調達実施本部〕(八)……………三四

第三 大 蔵 省……………

不 当 事 項……………三六

物 件……………三六

普通財産等の管理当を得ないもの〔関東財務局横浜財務部横須賀出張所〕(九)……………三六

地下ケーブルの売渡価額が低廉と認められるもの〔同〕(一〇)……………三七

土地の売渡価額が低廉と認められるもの〔関東財務局千葉財務部〕(一一)……………三八

加熱炉等の売渡しにあたり付属煙突が評価漏れとなっているもの〔北海道財務局〕(一二)……………四〇

是正させた事項……………四〇

租 税……………四〇

租税の徴収過不足を是正させたもの〔東京税関、麴町ほか二一五税務署〕(一三)―(一三三)……………四一

第四 文 部 省……………

四二

不 当 事 項……………四二

工 事……………四二

経費の年度区分をみだしたものの〔東京大学〕(一三四)……………四二

第五 厚 生 省……………四三

不 当 事 項……………四三

補 助 金……………四三

簡易水道等施設費補助金等の経理当を得ないもの〔青森県ほか五都県〕(一三五)―(一三九)……………四三

国民健康保険療養給付費補助金等の経理当を得ないもの〔青森ほか六県〕(一四〇)―(一四四)……………四五

是正させた事項……………四六

保 險……………四六

健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか三二都府県〕(一四五)……………四六

第六 農 林 省……………四八

不 当 事 項……………四八

物 件……………四九

貸付機械の定期整備費を過大に負担しているもの〔東京農地事務局〕(一四六)……………四九



保 險……………五〇

農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(一四七)―(一六三)……………五〇

漁船再保険金の支払にあたり処置当を得ないもの〔水産庁〕(一六四)……………五五

補 助 金……………五六

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか二府県〕(一六五)―(一八九)……………五六

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔石川ほか九県〕(一九〇)……………六五

国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか一九県〕(一九一)―(二〇〇)……………六六

そ の 他……………六九

土地改良事業費負担金の徴収が不足しているもの〔仙台農地事務局〕(二〇一)……………六九

第七 通商産業省……………七〇

不 当 事 項……………七〇

補 助 金……………七〇

国庫補助金の経理当を得ないもの〔東京、福岡両通商産業局〕(二〇二)―(二〇三)……………七一

中小企業設備近代化等補助金を財源とする府県の貸付金の運営当を得ないもの〔愛知県ほか三府県〕(二〇四)―

(二〇七)……………七二

第八 運 輸 省……………七三

不 当 事 項……………七三

工 事……………七三

護岸工事の設計および施行を誤り不経済となっているもの〔第四港湾建設局〕(二〇八)……………七三

補 助 金……………七四

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔秋田、兵庫両県〕(二〇九)―(二一〇)……………七四

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔静岡県ほか五府県〕(二一一)……………七五

第九 郵 政 省……………七七

不 当 事 項……………七八

工 事……………七八

石垣工事の施行が粗漏なもの〔名古屋郵政局〕(二二二)……………七八

不 正 行 為……………七九

職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔鶴見下末吉町ほか一六郵便局〕(二二三)―(二二三)……………七九

第十 勞 働 省……………八三

不 当 事 項……………八三



保 險

保険給付の適正を欠いたもの〔札幌公共職業安定所ほか二九箇所〕(二二四)

補 助 金

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか一八府県〕(二二五)―(二五四)

失業対策国庫補助事業の施行が当を得ないもの〔千葉県〕(二五五)

不正行為

職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔長野県社会部失業保険課ほか一箇所〕(二五六)―(二五七)

是正させた事項

保 險

労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二六労働基準局〕(二五八)

失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか三一都府県〕(二五九)

第十一 建 設 省

不 当 事 項

工 事

木工沈床の詰石の施行が設計と相違しているもの〔中部地方建設局〕(二六〇)

補 助 金

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔岩手ほか一三県〕(二六一)―(二七五)

道路整備事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔青森県ほか六府県〕(二七六)―(二八四)

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔福井県ほか九府県〕(二八五)

第六節 会計事務職員に対する検定

第一 出納職員に対する検定

第二 物品管理職員に対する検定

第三章 政府関係機関の会計

第一節 決算の検査完了

第一 政府関係機関の会計

第二 昭和三十三年度の検査未完了額の検査完了

第二節 各政府関係機関別の事項

第一 日本専売公社

不 当 事 項

不 正 行 為



職員の不作為により日本専売公社に損害を与えたもの〔日本専売公社米子支局〕(二八六)……………一一五

第二 日本国有鉄道……………一一五

不当事項……………一一七

工事……………一一七

汽かん定期検査工事等の労務費を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道東京給電管理事務所〕(二八七)……………一一七

物件……………一一九

車両用電線管継手の購入規格が適切でないため不経済となっているもの〔日本国有鉄道資材局〕(二八八)……………一一九

第三 日本電信電話公社……………一二〇

不当事項……………一二二

工事……………一二二

撤去したセレクターの転用を考慮しないで吸収セレクターに改造したため不経済となっているもの〔日本電信電話公社東京電気通信局東京電気通信調整所〕(二八九)……………一二二

物件……………一二四

同軸ケーブルを所要の長さ以上に製作させたため不経済となっているもの〔日本電信電話公社〕(二九〇)……………一二四

使用可能な工用機器類をくす価格で売り渡したもの〔日本電信電話公社関東電気通信局茨城電気通信部〕(二九一)……………一二六

その他の……………一二七

購入契約書に定める保証条項に基づく履行の請求を怠り有償で修理させたため不経済となっているもの〔日本電信電話公社関東電気通信局東京搬送通信部ほか一箇所〕(二九二)……………一二七

第四 国民金融公庫……………一二八

第五 住宅金融公庫……………一二九

第六 農林漁業金融公庫……………一三〇

第七 中小企業金融公庫……………一三一

第八 北海道東北開発公庫……………一三二

第九 公営企業金融公庫……………一三三

第十 中小企業信用保険公庫……………一三三

第十一 日本開発銀行……………一三四

第十二 日本輸出入銀行……………一三五

第三節 会計事務職員に対する検定……………一三六



物品管理職員に対する検定.....	一三六
別表.....	一三九
租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省)(一三)―(二三三).....	一三九
付表.....	一五五
第一 昭和三十四年度一般会計決算未確認額表.....	一五五
第二 昭和三十四年度各特別会計決算未確認額表.....	一五七
第三 既往年度一般会計決算未確認額表.....	一五八
第四 既往年度各特別会計決算未確認額表.....	一六〇
第五 昭和三十四年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表.....	一六一
第六 昭和三十四年度政府関係機関決算検査未完了額表.....	一六二

# 第一章 総論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基づき、昭和三十四年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

## 第一節 歳入歳出決算

昭和三十四年度歳入歳出決算は、三十五年十月二十四日本院においてこれを受領し、その検査を了して三十五年十二月五日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、左のとおり

	一般会計	特別会計(四〇)	総計
歳入	一、五九七、二二三 <small>百万円</small>	三、四一一、九二六 <small>百万円</small>	五、〇〇九、一三九 <small>百万円</small>
歳出	一、四九五、〇三九	三、〇九六、三二三	四、五九一、三六二
歳入超過	一〇二、一七三	三一五、六〇三	四一七、七七六



であつて、一般会計の歳入超過は千二十一億七千三百余万円に上り、これを前年度の歳入超過千二百二十一億八千四百余万円に比べると二百億千余万円の減少を示している。

また、各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除し、純計額を概算するときは、歳入三兆千六百九十九億円、歳出二兆九千三百三十六億円で、前年度に比べると歳入において三千八百七十五億円、歳出において二千八百一億円の増となっている。

## 第一歳 入

昭和三十四年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり一兆五千九百七十二億千三百余万円であるが、収納未済額は百一十一億二千七百余万円で、そのおもなものは、公共事業費負担金九十三億千六百余万円、病院収入七億四百余万円、弁償及返納金二億四千三百余万円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は一・九%に当たり、前年度とほぼ同率である。

国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は一兆二千六百六十四億四千六百余万円、収納済額は一兆二千三百八十六億三千六百余万円、収納未済額は二百十五億六千四百余万円であつて、収納未済額の徴収決定済額に対する割合は一・七%に当たり、前年度の二・〇%に比べて好転している。

各特別会計の収納未済額は二百三十億三千二百余万円で、そのおもなものは、食糧管理の国内米売払代で延納を認められているものを除くと、道路整備の工事負担金収入七十八億五千四百余万円、厚生保険の保険料収入四十三億千余万円、特定多目的ダム建設工事の工事負担金収入十九億七千九百余万円、特定港湾施設工事の工事費負担金収入十八億二千四百余万円、開拓者資金融通の償還金収入十一億千余万円、失業保険の保険料収入十億六千余万円、労働者災害補償保険の保険料収入六億六千二百余万円である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額を合計すると五百五十七億二千四百余万円であるが、このほかに既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが四百六十三億三千七百余万円に上つており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分二百八十三億六百余万円である。

## 第二歳 出

昭和三十四年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり一兆四千九百五十億三千九百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は三百四十一億三千八百余万円で、そのおもなものは、旧軍人遺族等恩給費六十六億四千百余万円、防衛本庁、施設整備費六十四億九千四百余万円、防衛支出金三十三億五千余万円、道路整備事業費十八億円、国民年金費十五億八百余万円、原子力平和利用研究促進費十億九千七百余万円、



公立文教施設整備費九億三千余万円、住宅施設費七億七千二百余万円、戦傷病者戦没者遺族等援護費七億七千万円であり、また、不用となった額は七十八億二百余万円、そのおもなものは、国債費六億四千六百余万円、文官等恩給費五億五千余万円、特定多目的ダム建設工事特別会計へ繰入三億五千余万円である。

第二節 債権および債務

第一債 権

昭和三十四年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、左のとおり

区 分	三十四年度末現在額		三十三年度末現在額		差 引
	百円	千円	百円	千円	
歳 入	三六八、〇九六		三五五、八四六		一一二、二四九
歳 入 外	四、八五二		四、六二九		二二二
積 立 金	四二三、七二四		三三八、七八五		八四、九三九
資 金	一、四八八、七二七		一、二三九、一四一		二四九、五八六
計	二、二八五、四〇一		一、九三八、四〇三		三四六、九九八

であつて、前年度末現在額に比べると三千四百六十九億九千八百余万円の増加を示してあり、そのおもな事由は、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の政府関係機関貸付金債権および公共団体貸付金債権、資金において、一般会計の各税受入金債権、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権、電源開発株式会社貸

付金債権、地方公共団体貸付金債権および特別法人貸付金債権が増加したためである。

年度末における債権現在額のおもなものを示すと、歳入において、一般会計の貸付金等回収金収入千四百三十三億三千百余万円、産業投資特別会計の運用金回収六百八十五億五千二百余万円、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権二千三百五十二億六千五百余万円、同特別会計の政府関係機関貸付金債権千七百七十八億四千万円、資金において、一般会計の各税受入金債権千九百九十九億六千九百九十九万円、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権六千六百八十八億二千三百余万円、同特別会計の地方公共団体貸付金債権四千四百八十四億三千六百余万円、同特別会計の電源開発株式会社貸付金債権千四百三十三億八千八百余万円、同特別会計の特別法人貸付金債権六百二十九億六千六百余万円である。

第二債 務

昭和三十四年度国の債務に関する計算書における債務の年度末現在額は、左のとおり

種 別	三十四年度末現在額		三十三年度末現在額		差 引 増 △ 減
	百円	千円	百円	千円	
財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為	七五、四七〇		四九、八〇四		二五、六六六
財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為			二一		△ 二一
公 債	五三三、六四八		四七八、一八〇		五五、四六七
内 国 債	四六一、二七五		四〇一、六九八		五九、五七七



種別	三十四年度末現在額 百万円		三十三年度末現在額 百万円		差引増△減 百万円
	額	増減	額	増減	
外 国 債	七二、三七二		七六、四八二	△ 四、一〇九	
英 貨 債	四一、九五二		四五、二二七	△ 三、二七六	
	(四一、六一八)		(四四、八六八)	△ 三、二五〇	
米 貨 債	三〇、三二九		三一、一七五	△ 八四六	
	(八四、二四九)		(八六、五九九)	△ 二、三五〇	
仏 貨 債	九一		七九	△ 一二	
	(一一五)		(一〇八)	△ 七	
借 入 金	一三三、七四七		一一〇、一六五	△ 二二、五八二	
邦 貨 借 入 金	九四、八六八		八二、二七〇	△ 一二、五九八	
外 貨 借 入 金 (米 貨)	三七、八七九		三七、八九五	△ 一六	
	(一〇五、二二〇)		(一〇五、二六五)	△ 四四	
一 時 借 入 金	五〇〇		九五〇	△ 四五〇	
短 期 証 券	五七八、二六四		四六七、三四四	△ 一一〇、九二〇	
戦時納税貯蓄証書の発行に基づき債務負担行為	〇		〇	△ 〇	
計	一、三三〇、六三二		一、一一六、四六六	△ 二一四、一六四	

備考 外国債および外貨借入金は邦貨換算額によるものであり、( )内では当該外貨額を示し、その単位は、英貨については千スターリング・ポンド、米貨については千ドル、仏貨については三十五年一月一日呼称変更前の百万フランス・フランである。

であつて、前年度末現在額に比べると国庫債務負担行為、公債、借入金、短期証券が増加を示し、一時借入金が増加を示している。

公債の年度中の増減のおもなものは、増においては国際通貨基金に出資する通貨代用国庫債券として発行した

もの六百六十五億九千九百余万円、借換発行したもの百二億八千六百余万円であり、減においては内国債を償還したものの三百億六千五百余万円である。

また、借入金の年度中の増減のおもなものは、増においては資金運用部資金からの借入れ百六十九億余万円、日本銀行からの借入れ二十七億五千万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金からの借入れ二十七億円であり、減においては日本銀行への償還六十二億円、資金運用部資金への償還三十五億千八百余万円である。

### 第三節 国庫金、国有財産および物品

#### 第一 国 庫 金

昭和三十五年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は、前年同期に比べると左のとおりである。

種 別	三十五年三月末現在 百万円		三十四年三月末現在 百万円		差引増△減 百万円
	額	増減	額	増減	
当 座 預 金	一七五、五二七		一三六、三一一	△ 三九、二一五	
一 般 預 金	一七五、五二七		一三六、三一一	△ 三九、二一五	
資 金 運 用 部	一、七五一		一、七八三	△ 一〇二	
別 口 預 金	一、四四三		一、〇一九	△ 三三三	
指 定 預 金	一三、三六二		一五、四一〇	△ 二、〇四八	
小額紙幣引換準備預金	〇		〇	△ 〇	
計	一、三三二、〇八五		一、〇四一、〇八五	△ 二九一、〇〇〇	



## 第二 国有財産

昭和三十四年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は二兆四千四百十億七千六百余万円であつて、前年度末現在額二兆三千二百二十九億三千八百余万円に比べると千二百八十一億三千八百余万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において千二百二十二億四千余万円、普通財産において千七十七億四千二百余万円計二千二百九十九億八千二百余万円あり、他方、減少額が行政財産において四百七十九億六千七百余万円、普通財産において五百三十八億七千六百余万円計千八百四十三億四千三百余万円あつたためである。

すま、その増減事由のおもなものを示すと、所属替等によるもののほか増においては出資五百四十一億八千余万円、立木竹の実査二百億三千二百余万円、土地、航空機等の購入百五十四億二千余万円、建物の新築百三十七億百余万円、船舶、航空機等の寄附百二十億八千百余万円、地方債証券による代物弁済百十八億五千七百余万円、工作物の新設百六億二千八百余万円、船舶等の新造五十七億九千四百余万円であり、減においては立木竹の実査百二十六億九千四百余万円、土地、建物、船舶等の売却百十八億五千二百余万円、航空機等の取こわし五十億六千四百余万円である。

また、昭和三十四年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は九十三億六千二百余万円であつて、前年度末の八十六億六千四百余万円に比べると六億九千七百余万円の増を示している。

## 第三 物品

昭和三十四年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は千八百九十七億九千三百余万円であつて、前年度末現在額千二百二十四億三千五百余万円に比べると六百七十三億五千八百余万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が千二百六十四億二千九百余万円あり、他方、減少額が五百九十億七千百余万円あつたため、増のうち三百三十七億千七百余万円は譲受によるもの、四十二億九千余万円は生産によるもの、十八億二千二百余万円は借受によるもので、減のうち七十四億千八百余万円は譲渡によるものである。

## 第四節 政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によつて会計の検査を行つたものは、政府関係機関一二、国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計五〇のほか、国から国庫補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。



### 第五節 不当事項および是正事項

本院において、昭和三十四年十二月から三十五年十一月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは十七万九千余冊、四千八百余万枚である。

会計検査に伴い関係者に質問を発したものは六千余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項および是正させた事項として記載するものを所管別、政府関係機関別にあげると左のとおり合計二九二件で、その批難金額は概計十二億九千万円となっている。

所管または政府関係機関	租	税	工	事	物	件	保	険	補	助	金	不	正	行	為	そ	の	他	計
裁判所				一															三
総理府					三														五
大蔵省																			五
文部省																			一
厚生省																			一
農林省																			一
通商産業省																			六
計																			六

運輸省	郵政省	労働省	建設省	日本専売公社	日本国有鉄道	日本電信電話公社	合計
一	一		一		一	一	(一一一)
							一〇
							一〇
							(一一一)
							一一一
							一六
							二
							(一九二)
四	一二	三六	二六	一	二	四	(一九二)

備考 (ア) 件数は本検査報告の番号の数による。  
 (イ) (一) 内の件数は是正させた事項の件数をうち書したものである。

予算執行の結果についてとくに注意を要するのは次の諸点で、これが改善については今後なお一段の努力を要するものと認められる。

補助金の経理については、補助の対象となる工事の施行が不良なため工事の効果を著しく減殺しているものまたは設計に対して工事の出来高が不足しているもの、事業主体が正当な自己負担をしていないものなどが依然として多く、また、災害復旧工事の完成前にその査定の内容を検査して工事費を減額は正させたものが多数に上つてゐる。







第二 特別会計

所管および会計名	決算額		同上的うち未確認額
	歳入 円	歳出 円	
総府	三九五九、五六六、五六〇	三、九五九、五六六、五六〇	
臨時受託調達			
総府及び大蔵省	二九二、五三三、一六九、一一七	二九二、七七三、八六六、四四一	
交付税及び譲与税配付金			
大蔵省			
造幣局	五、五〇三、二八三、一三六	五、四九八、三一九、〇七三	
印刷局	六、二一八、九〇一、二九六	五、三三三、八九〇、〇八一	
資金運用部	一〇三、三七八、九六九、九八二	九七、五三六、八九二、〇六八	
国債整理基金	四四四、〇〇六、五五六、二三〇	三九一、八四三、八一、八四四	
貴金属	二、八〇八、三五三、〇八七	二、六二二、一四一、六三三	
外国為替資金	一、七四四、八六六、五一一	一、二〇〇、九四九、四〇〇	
産業投資資金	四九、四一四、〇一九、一八五	三九、二五三、五五五、七二四	
経済援助資金	一、七六七、〇九四、三三九	一、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇	
余剰農産物資金融通	五、〇三三、七三九、一四四	一、一四一、五八一、四九一	
賠償等特殊債務処理	三七、九九七、六二九、三六八	三三、九四三、三〇、八三一	
国有財産特殊整理資金	三三八、一七四、八七三	二五、一五六、八〇〇	

所管および会計名	決算額		同上的うち未確認額
	歳入 円	歳出 円	
厚生省			
厚生保険	八一、九六〇、二七九、八七四	七九、八〇三、八三三、五八三	
健康勘定	六、二七二、七六九、七〇〇	六、三三三、七四〇、六七六	
日雇健康勘定	七〇、九三二、九二二、二二八	一、二七六、四七九、三三八	
業務勘定	五、四一六、五九八、六五九	四、八七一、六四五、一〇二	
船員保険	七、四七四、六八三、七五三	五、四四四、六五七、八五九	
国立病院	一〇、一六六、一五三、八一六	九、八五六、七一、六五九	
あへん	二、九四二、四六八、八〇四	二、八五〇、九四八、八四一	
農林省			
食糧管理	六、四九四、四三三、三二七、三三三	六、四四四、八八六、二四五、八五八	
国内米管理勘定	七九、一〇一、四六四、三六九	七八、三三三、一四六、五三三	
国内麦管理勘定	一、四七九、九二八、六九〇	一、二一七、七六、〇七二	
輸入食糧管理勘定	四七、七三三、九五四、四八四	四七、四六九、七三四、五二四	
農産物等安定勘定	一、四七六、七六五、九六二	一、六三三、七三、三六四、二六四	
業務勘定	六、三三二、一〇三、八〇〇、九九九	六、三三二、一〇三、八〇〇、九九九	
調整勘定	二、六八二、五七二、九七	〇	
再保険金支払基金勘定	九、一五三、〇四二、八二九	六、七三四、四五〇、四一八	
農業勘定	一、九二六、九三三、五八六	一、七二一、八四四、一五二	
家畜勘定	九四、九六九、二五一	九四、一一〇、三三八	
森林火災保険	六、四九八、一四四、八〇	一、一〇五、三二、七六	
漁船再保険			



第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

所管および会計名	決算額		同上のうち未確認額
	歳入	歳出	
普通保険勘定	二,七六,三三,四八二	一,五五二,一三三,三九三	一六
特殊保険勘定	二,三三,九三,八六三	二,七五七,七九二	
給与保険勘定	六三,二九七,五四三	五九,〇一七,九五五	
業務勘定	二八,五九四,九八八	二七,九五〇,六四一	
自作農創設特別措置	一,五三,六五〇,〇一九	九〇,五四六,〇九四	
開拓者資金融通	三,六九三,八〇八,〇三三	三,五五三,一九九,六三三	
国有林野事業	五三,一五五,三七〇,五九六	五三,〇九五,四六五,五一七	
糸 価 安 定	一六,四七四,九二一,一六六	一六,四六四,五七六,五五一	
中小漁業融資保証保	八八九,三三八,七六五	一五四,八二七,七一九	
特定土地改良工事	九,三四九,二五九,六〇六	九,一五三,八九六,三八八	
通商産業省			
アルコール専売事業	三,五九三,五九二,〇三五	二,六七五,〇七四,八一九	
輸 出 保 険	六,六六一,八九九,五六九	四〇〇,五二四,四八三	
特定物資納付金処理	二,八六三,四二七,七八〇	二,八〇二,八七三,八五〇	
運 輸 省			
木 船 再 保 險	二四六,五四三,三四一	一一〇,六二,一九七〇	
自動車損害賠償責任			
再保険	二,六八五,六三三,六一八	二,四五〇,〇三四,四一一	
保 險 勘 定	一五〇,八九九,一四九	一〇五,二四九,五〇一	
保 障 勘 定	四八,二〇三,九三九	四一,三一一,九七四	
業務勘定			

特定港湾施設工事	六,二二八,一〇九,二七五	六,〇五四,六九〇,八五七	
郵 政 省			
郵 政 事 業	一七九,三三〇,六二八,五三六	一七七,七三八,九〇七,一七三	
郵便貯金	六〇,六五六,八六一,三三三	六〇,六五三,九四九,七二	
簡易生命保険及郵便			
年金勘定	一五四,五二五,八九五,〇三〇	四九,五九五,八二七,九五四	
労働省			
労働者災害補償保険	二,三六,一七六,四六〇	一,〇三,五七五,九六九	
失業保険	三,八五二,六四四,三三〇	二九,二〇四,九九一,八三三	
建設省			
特定多目的ダム建設	五八,七五〇,四四五,九五三	四〇,五八六,六三三,五五三	
工事	九,九九九,五六六,九八二	九,〇九二,〇七九,二三四	
道路整備備	九七,一一,四九七,六八五	九四,三九五,四七六,八八九	
計	三,四一一,九二六,六五〇,四三五	三,〇九六,三三三,三四三,八七六	一八,六七〇,〇〇〇

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所 管	金
建設省	一八,六七〇,〇〇〇
道 路 整 備	
回 答 済 調 査 中	
事 由	
金	一八,六七〇,〇〇〇

であり、その各科目の金額は付表第二のとおりである。







があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し一二二、〇六八円増となつてゐる結果、差引き前記のとおり七、〇五一、九五五円の差減を生じたものである。

### 第二 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由	由
厚生省 国立病院	一〇、一六、一五、八六	一〇、一六、二八、八九	一三、〇三		三十五年度歳入を三十四年度歳入として誤納したもの
農林省 国有林野事業	五、一五、三〇、五九六	五、一五、六五、五九	三四、二八三		出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの△七、四八〇、六四〇円前年度において出納整理期限までに払込未済であつたものを三十四年度において払い込んだもの七、七四五、六〇三円
建設省 道路整備	九、二一、四七、六五	九、二一、四七、六五	△		三十四年度歳入を三十五年度歳入として誤納したもの

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

### 第四節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和三十四、三十五両年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続をとっていないものは、三十五年十二月二日現在で左のとおりである。

#### 一、三十四年度分

所管	使用決定額	所管	使用決定額
皇室費	一五、〇〇〇	厚生省	一八一、四二五
裁判所	一一一、一二五	農林省	二、〇八一、九六一
総務府	三一、八二三	通商産業省	一八、一四二
法務省	一八〇、〇五八	運輸省	九四九、一九〇
外務省	一八、三六三	労働省	四二五、〇〇〇
大蔵省	一、二六七、九一七	建設省	二、二五一、一三九
文部省	二一七、九二一	計	七、六四九、〇六四

#### 2 特別会計

所管	会計名	使用決定額
大蔵省	資金運用部	二〇、〇〇〇
	賠償等特殊債務処理	二七八
厚生省	厚生保険	三、〇一〇、〇〇〇
	健康勘定	三、〇一〇、〇〇〇



第二章 国の会計 第四節 予備費の支出に対する国会の承諾

一一二

所管	会計名	使用決定額 千円
農林省	日雇健康勘定	一九七、〇九六
	船員保険	三六〇、九九二
	国立病院	四五、〇〇〇
	食糧管理	
農林省	国内米管理勘定	四、五〇〇、〇〇〇
	国内麦管理勘定	五〇〇、〇〇〇
	農産物等安定勘定	一、七〇二、一八七
	業務勘定	五二、六一三
	森林火災保険	一二、五七〇

所管	会計名	使用決定額 千円
郵政省	漁船再保険	二五五、六六四
	普通保険勘定	一四、六九〇
	特殊保険勘定	七、九四五
	給与保険勘定	三八二、六七八
	国内米管理勘定	一、八〇〇、〇〇〇
労働省	簡易生命保険及郵便年金	一六八、〇〇〇
	失業保険	一、八四四、九六二
	道路整備	三二二、一八三
	建設	一五、一八六、八五八

二、三十五年度分

1 一般会計

所管	使用決定額 千円
皇室費	一一八、二九九
総務府	五六七、四五七
法務省	一〇、四九五
大蔵省	二一四、一一八
文部省	一六三、〇四〇
厚生省	三一六、六八二

所管	使用決定額 千円
農林省	二、〇九五、七三四
運輸省	四九四、三〇八
郵政省	三三三、七一八
建設省	一、四九〇、八一六
自治省	二、〇五〇、五三一
計	七、五五五、一九八

2 特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円
大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金	一五〇
	船員保険	二、九九七
農林省	食糧管理	
	国内米管理勘定	四〇、〇〇〇、〇〇〇
農林省	国内麦管理勘定	九、七〇〇、〇〇〇
	国有林野事業	

所管	会計名	使用決定額 千円
労働省	国有林野事業勘定	三三三、六九〇
	特定土地改良工事	二八、二八五
	失業保険	六六五
建設省	道路整備	四一、三七五
	治水勘定	二一五、七六三
計		五〇、三三一、九二五



第五節 各所管別の事項

第一 裁判所

不当事項

工 事

(一) 経費の年度区分をみだしたものの

(一般会計) (組織)裁判所 (項)裁判所施設費

最高裁判所で、昭和三十四年度に施行した岐阜地方、家庭裁判所大垣支部合同庁舎新営第四期工事、同設備第二期工事および同電気第二期工事が年度内に完成しないのに完成したことから、三十五年四月請負代金の全額九、五一〇、〇〇〇円、四、一二〇、〇〇〇円および四、八五〇、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、株式会社土屋組ほか二会社にいずれも三十五年二月、完成期限を三月三十日として請け負わせたものであるが、年度末の出来高はそれぞれ約五〇%、五一%および五七%にすぎず、七月本院会計実地検査当時においてもまだ完成していなかったものであるのに、これに対して前記のとおり工事が完成したことからして

請負代金の全額を支出したものである。

なお、右支出額のうち第四期工事および設備第二期工事についての出来高相当額四、二七〇、〇〇〇円および一、八九〇、〇〇〇円は四月にそれぞれ請負業者に交付し、その残額五、二四〇、〇〇〇円、二、二三〇、〇〇〇円および電気第二期工事の請負代金四、八五〇、〇〇〇円は小切手のままこれを支出官のもとに保管して、工事の完成をまつて八月および九月にそれぞれ請負業者に交付している状況である。

不正行為

(三) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(一般会計)

横浜、長崎両地方裁判所で、昭和三十三年一月から三十五年九月までの間に、関係職員により歳出金または歳入歳出外現金をほしいままに領得されたものが左のとおり二件一、九八九、八二〇円ある。

庁 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
横浜地方裁判所	刑事部 裁判所書記官 君 島 某	三三、一から 三五、九まで	一、三〇二、七六〇	(三五、九、三〇現在) 円

同人が刑事被告事件の処理に関する事務に従事中、かねて担当裁判官の印を盗なつしていた用紙を使用して鑑定料請求書または証人旅費請求書を偽造し、支出官または資金前渡官吏から歳出金を領得したものである。



第二章 第五節 第一 裁判所 (三) 第二 総理府(北海道開発庁) (四)

二六

庁 名 不正行為をした職員

不正行為期間

不正行為金額

補てんされた額  
(三五、九、三〇現在)  
円

(三) 長崎地方裁判所

民事部  
裁判所書記官補  
中島 某

三四、六から  
八まで

六八七、〇六〇

○ 同人が競売事件の処理に関する事務に従事中、単独でまたは部外者と共謀のうえ払渡請求書を偽造し保管票に虚偽の記載をして担当裁判官の払渡しの認印を受け歳入歳出外現金出納官吏から保管金を領得したものである。  
計 一、九八九、八二〇

第二 総 理 府

(北海道開発庁)

不 当 事 項

工 事

(四) 法面被覆土の施行が設計と相違しているもの

(建設省) (道路整備特別会計) (項) 北海道道路事業費

北海道開発局小樽開発建設部で、昭和三十四年五月、指名競争入札後の随意契約により株式会社石山組に工事費二九、九八九、三四二円(ほかに官給材料二、一四四、〇六五円)で請け負わせ施行した二級国道小樽江差線島野磯谷間道路改良工事は十二月設計どおりしゅん功したのものとして検収を了しているが、盛土被覆仕上土を設

計と相違して施行したためその出来高において工事費四八九、〇〇〇円相当額が不足しており、また、設計変更にあたり減量した捨土の工事費を減額しなかつたため二九、二八九円が過大に支払われている。

右工事は、延長三、一六〇メートル、幅員五・五メートルの道路を新設するもので、設計および契約図面によると盛土砂質心土の法面被覆仕上げは、普通土で厚さ五〇センチメートル総量四、六〇〇立米を施行することとなつてはいるが、実際は平均厚さ二三センチメートル程度で総量二、九九九立米を施行したにすぎず施行が設計と相違していて、設計に比べて法面被覆の効果が低下しているものと認められる。

また、硬岩切取りは、二、六九五立米を施行することとしていたが、その後設計変更を行ない二、二五九立米とし四三六立米を減量したのに、これに対する捨土費を減額しなかつたため二九、二八九円が過大に支払われた結果となつてはいる。

なお、右に対しては、請負人の負担において工事費約六十六万円で手直しを行ない、また、二九、二八九円を返還させた旨の報告があつた。

物 件

(五) 小型自動車の購入価額が高価と認められるもの



- (農林省) (一般会計) (組織)農林本省 (項)北海道土地改良事業費 (項)北海道漁港施設費
- (運輸省) (特定港湾施設工事特別会計) (項)鉄鋼港湾施設工事費 (項)石炭港湾施設工事費
- (建設省) (一般会計) (組織)建設本省 (項)北海道河川等事業費
- (道路整備特別会計) (項)北海道道路路事業費

北海道開発局札幌開発建設部ほか一〇箇所<sup>(注)</sup>で、昭和三十四年六月から八月までの間に、随意契約により日本自動車工業株式会社から小型自動車一六台を単価六二〇、〇〇〇円から九一五、〇〇〇円総額一〇、七四〇、〇〇〇円で購入しているが、価格の調査検討が適切を欠いたため購入価額が約百九万円高価となつてしていると認められる。

右は、北海道開発局が前記会社の製作にかかる小型自動車くろがねの標準車であるNA型の札幌における販売例価格五四八、〇〇〇円を参考としてNADU型六二〇、〇〇〇円、NAV型七二五、〇〇〇円、NB型八三五、〇〇〇円およびNBDU型九一五、〇〇〇円と価格を算定し、前記各箇所がこれにより購入したものであるが、右各車種の販売価格について本院で調査したところ、前記会社において三十三年十月に東京小売価格をNADU型五四〇、〇〇〇円、NAV型六二〇、〇〇〇円、NB型七二五、〇〇〇円と発表しているものであり、北海道の官庁における自動車類の購入にあたっては東京小売価格に輸送費を加算した程度の額で購入しているのが通例で、本件自動車の購入にあたっては、予定価格の算定において前記小売価格に北海道までの輸送費およびとくに付属させたタイヤチェーン価格として一台当り一六、五〇〇円から一八、六〇〇円程度を加算しNA

DU型を五五七、六〇〇円、NAV型を六三六、七〇〇円、NB型を七四三、六〇〇円とし、また、NBDU型についてはNB型に改造費を加算して八三一、五〇〇円と算定すれば足りたものと認められる。

いま、仮に右単価により購入したとすれば購入総額は約九百六十五万円となり、本件購入価額はこれに比べて約百九万円高価となる計算である。

(注) 北海道開発局札幌、小樽、函館、室蘭、旭川、留萌、稚内、網走、帯広、釧路各開発建設部、石狩川治水事務所

## (防 衛 庁)

### 不 当 事 項

#### 工 事 (六)(七)

#### (六) 運搬費等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(一般会計) (組織)防衛本庁 (項)施設整備費  
防衛庁札幌建設部で、昭和三十四年五月、指名競争契約により株式会社勝呂組に奥尻サイト居住施設新設工事の内建築工事を七五、四四八、〇〇〇円(当初契約額七六、一〇〇、〇〇〇円)で請け負わせ施行しているが、運搬費の積算が適切を欠いたなどのため予定価格が過大となり、ひいては工事費が約二百二十万円高価となつていと認められる。



右は、航空自衛隊第九〇六四部隊の隊舎、器材庫等の新築、これに付帯する浄化そう、敷地および取付道路造成等を施行するもので、その予定価格七六、二二〇、〇〇〇円のうち、

(ア) 骨材費等八、七二五、七七四円についてみると、砂利は藻内川産(運搬距離三五キロメートル)、砂および切込砂利は青苗川口産(同二七キロメートル)、玉石は小かかり石産(同二一キロメートル)を使用することとし、いずれも車扱専属制四トントラックで運搬するにあたり運搬道路の一部が悪路で途中で積載量を増減する必要のあるため砂利は二箇所、砂、切込砂利および玉石は一箇所の積卸しを行なうこととして計算した運搬費に採取費、採取権費を加え立米当り砂利は三、〇八〇円、砂は二、〇八〇円、切込砂利は二、〇四〇円、玉石は二、二二〇円と積算してゐる。

しかし、最近のトラック輸送はすべて五トン積み以上の車両を使用するのが通例で、各建設部でも多量の資材運搬の場合には五トン車で積算しており、また、貨物自動車の運賃料金については車扱専属制とするか、車扱重量制とするか、または自家用車利用とするかにより運搬費が異なるので三者のうち最も経済的な方法で積算すべきであり、本件の場合には運搬距離および道路の状況を考慮すれば重量制運賃率によるべきであると認められ、また、一部が悪路があることを考慮して別途に構外道路補修費を計上しているので、運搬途中で積卸しを行ない積載量を増減する必要はないものであり、現に、本件工事において請負業者は五トン車以上の車両を利用のうえ途中積卸しすることなく運搬している。

いま、仮に途中積載量が増減しないものとして重量制運賃率を適用して運搬費を計算し、採取費および採取権費を加え立米当り単価を算出すると、砂利は二、二五七円、砂は一、八七三円、切込砂利は一、八三八円、玉石は一、九〇三円となり、予定価格に積算された前記立米当り単価はこれに比べてそれぞれ八二三円、二〇七円、二〇二円、二二七円が過大となっており、したがって、総所要量で一、六〇〇、〇六四円過大となつてゐる。

(イ) 共通仮設費六、九三五、六〇〇円についてみると、このうち奥尻から部隊までの間二二キロメートルのうち五・五キロメートルの専用道路は悪路で資材運搬に支障をきたすおそれがあるので全延長にわたり幅員一・五メートル、厚さ一五センチメートルで総量一、二三七・五立米の切込砂利を敷設することとし、烏頭川産(運搬距離九キロメートル)立米当り単価一、〇〇〇円の切込砂利を使用するものとして専用道路補修費メートル当り二七一円計一、四九〇、五〇〇円を積算している。

しかし、補修用切込砂利については専用道路沿いに山砂利を採取することが可能であり、従来もこれを取のうえ補修用として使用していた状況であるから、この山砂利を使用する積算とすべきであつたと認められる。

いま、仮に右山砂利を使用すれば運搬距離は平均二・五キロメートルで足り、専属制五トン車を利用することとして計算すると立米当り単価は六七二円、補修費メートル当りでは一九八円となり、予定価格に積算



された補修費は四〇一、五〇〇円が過大となっている。

以上各項により予定価格を修正計算すれば総額約七千三百八十九万円となり、本件工事費はこれに比べて約二百二十万円高価となっていると認められる。

(七) 砂質盛土材の採取方法の検討が適切を欠いたため工事費が高価と認められるもの

(昭和三十三年) (一般会計) (組織)防衛庁 (項)施設整備費  
(一般会計) (組織)防衛本庁 (項)施設整備費

防衛庁大阪建設部(昭和三十四年四月以降名古屋建設部)で、三十四年二月、指名競争入札後の随意契約により鹿島建設株式会社に航空自衛隊岐阜基地滑走路新設その他工事を三七三、六三三、〇〇〇円(当初契約額三七一、五〇〇、〇〇〇円、三十三年度支出額五〇、〇〇〇、〇〇〇円)で請け負わせ施行しているが、予定価格の積算にあたり砂質盛土材の採取方法の検討が十分でなかったなどのため工事費が約七百二十一万円高価となっていると認められる。

右工事は、岐阜基地に幅員四五メートル、延長二、一〇〇メートルの滑走路および誘導路等を新設する土木工事と、既存建物の移設等の工事とを施行するもので、その予定価格を三七一、五〇〇、〇〇〇円としたものであるが、そのうち土木工事関係において滑走路等の路床の盛土に使用する砂質土五六、五二〇立米については、同基地内東側の指定の場所一八、七四〇平米の表土を厚さ一・八メートル掘さくし三三三、七三〇立米すぎ取

り、その下部の砂層をブルドーザーで深さ三メートル押土集積し、これをパワーショベルでダンプトラックに積み込み、滑走路等の新設箇所まで運搬し、ブルドーザーで敷きならすまでと右表土の埋めもどしとを合わせ立米当り単価を四〇〇円と見込み二二、六〇八、〇〇〇円を積算している。

しかし、本件工事に先立って行なった地層調査の結果および現地状況を十分に検討すれば、砂質土についてはパワーショベルで直接地山を二段掘りによって深さ六メートル程度切り取り採取することができることは当然予期されたところである。これに対し、当局は、採取予定地と付近県道との比高が約五メートルあり、表土の厚さは平均一・八メートルであったので差引き厚さ約三メートルの砂を採取することが可能であり、また、地下貯留水が地表面下約一・二メートル付近にあらわれているところもあったので、県道の路面高より低いところまでも切り取り採取することは困難であると考えたというが、県道は坂道になっていて採取予定地の比高は平均約七メートルあるばかりでなく、貯留水があらわれていてもこれは地下水位とは考えられず、表土下砂層六メートル程度を切り取り採取することは可能であったと認められる。また、このような現地の状況においてはパワーショベルにより直接砂をダンプトラックに積み込めば足り、とくに集積用のブルドーザーの経費を積算する要はないものと認められる。

いま、仮に砂層を深さ六メートルまで切り取り採取することとすれば採取地の面積は本件予定価格に積算した面積の五分の三程度となり、したがって、これらに要するすぎ取費および埋めもどし費は本件積算額の五分



の三程度で足り、これに基づきさらに集積用のブルドーザーの経費を控除して盛土立米当りの単価を修正計算すると二八七円となり、前記単価四〇〇円はこれに比べて一一三円の開差を生じ、総量五六、五二〇立米で六、三八六、七六〇円が過大となり、これに諸経費を加えると本件工事費は約七百二十一万円高価となっていると認められる。

物 件

(八) スタンドエンジンアセンブリー「R—一八二〇」の予定価格の積算が過大なため購入価額が高価と認められるもの

(一般会計) (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁

防衛庁調達実施本部で、海上幕僚監部の要求により、昭和三十四年三月、随意契約により富士精密工業株式会社からスタンドエンジンアセンブリー「R—一八二〇」六台を単価一、三二六、〇〇〇円価額七、八九六、〇〇〇円で購入しているが、予定価格の積算にあたり素材所要量等についての調査検討が不十分なため購入価額が約七十万円高価となっていると認められる。

右スタンドは、海上自衛隊航空基地においてしゅう戒機およびヘリコプターのエンジンの点検修理に使用するもので、その一台当り予定価格の算定はすべて下請業者に外注製作させることとして、その価格を外注価格

一、〇六二、〇〇〇円、図面代九〇〇円、検査費二二、一二〇円計一、〇八五、〇二〇円の工場原価に八%の一般管理費八六、八〇〇円、八・五%の利益九九、六〇〇円、こん包費二三、〇〇〇円、輸送費二二、〇〇〇円を加えて一、三二六、〇〇〇円と算定したものである。

しかして、外注価格のうち材料費についてはプレートおよびクレードルリング部を五四七キログラム、その他の部を一、八七三キログラムとして電動機等を除き素材の所要量を二、四二〇キログラムとしているが、これに対応する成品重量はプレートおよびクレードルリング部は二〇〇キログラム、その他の部は八三三キログラムであつて、その歩留りは当局の計算によつてもプレートおよびクレードルリング部四二%、その他の部七〇%程度であるから、これにより逆算すれば素材の所要量は一、六七〇キログラムで足り、七五〇キログラムが過大と認められ、その単価を五八円(当局計算による鋼板価格)としても四三、五〇〇円程度が過大となつており、また、購入部品の電動機等については富士電機製造株式会社の製品を取り付けるものとして九二、〇〇〇円を計上しているが、その価格は市場価格によれば五〇、〇〇〇円程度のものであつて四〇、〇〇〇円程度が高価となっている。

いま、仮に右により外注価格を再計算すると九六二、〇一五円、一台当り価格一、一九九、二六三円となり、本件予定価格はこれに比べて一台当り一一六、七三七円総額七〇〇、四二二円、ひいて購入価額は約七十万円高価となる計算である。



第三 大 蔵 省

不 当 事 項

物 件 (九)―(一二)

(九) 普通財産等の管理当を得ないもの

(一般会計)

関東財務局横浜財務部横須賀出張所で、横須賀市所在の倉庫等に管理中のクレーン・ビーム等の物件を売買契約も締結されていないのに関係職員の容認のもとに昭和三十四年二月から十二月までの間に部外者により搬出されていたものが左のとおりある。

名	称	数	量	評価額(求償額)	搬出者	搬出年月
クレーン	・ビーム等	一式		一、五二五、八六〇円	細川 某	三四年二月
天井	走行起重機	三個		三九四、五〇〇	旭光興業株式会社	八から九まで
運 貨	船	一隻	(二〇〇トン)	一、三一四、三〇〇	吉 田 某	七
パビット	メタルインゴット	二二一個		二一〇、五〇〇	関野金属株式会社	一二
計				三、四四五、一六〇		

なお、前記四名に対しては三十五年五月から六月までの間に返還不能による損害額として総額三、四四五、一六〇円を求償したが、十月末現在一一六、八二九円が収納されただけで残額三、三二八、三三一円はまだ収納されていなし。

(一〇) 地下ケーブルの売渡価額が低廉と認められるもの

(一般会計) (部)政府資産整理収入 (款)国有財産処分収入 (項)国有財産売却収入

関東財務局横浜財務部横須賀出張所で、昭和三十四年九月、随意契約により関東火工株式会社に横須賀市所在元海軍水雷学校の地下ケーブル(鋼帯がい装または鉛被の電力線路および電信線路)五、五二メートルを八一、四九〇円で売り渡しているが、評定価格の算定にあたり発生材重量を過少に算定したため売渡価額が約五十三万円低額となっていると認められる。

右物件の評定価格の算定についてみると、三十四年五月から七月までの間に前記会社に発掘させた地下ケーブルを規格別に二種類に分類し、銅線、鉛被、鋼帯の構成部分についてそれぞれ直径、内径、外径、厚さ等を測定してメートル当りの基準重量を算出し、これに同会社作成の発掘作業日報に記載されている規格別延長を乗じて発生材の推定総重量を銅くず一号四四四・七五一キログラム、同二号一、六九八・六九五キログラム、鉛くず五、五五〇・〇六〇キログラム、鋼くず級外八一・二二四六キログラムとし、財団法人経済調査会の調査による市場価格を採用して発生材の総価額を一、〇二九、八六二円と算定し、これから発掘工事費として一四



八、三七四円を控除し評定価格を八八一、四九〇円と決定したものである。

しかし、評定価格の算定の基礎となる発生材の重量算出にあたり、すでに発掘済みであった現品の規格別延長を実測することなく、発掘の際当局が立会い確認をしていない前記会社作成の作業日報に記載されている数量をそのまま採用したのは当を得ないものであり、同会社が本件物件を他に転売した際の重量を本院会計実地検査の際調査したところ、左のとおり当局算定重量との間に著しく開差を生じている状況である。

材 種 別	当局算定重量	転 売 重 量	転売重量と当局算定重量との差	同上の当局算定重量に対する比率
銅 一 号	キログラム 四四四・七五一	キログラム 一、二八〇・四〇〇	キログラム 八三五・六四九	一八七%
銅 二 号	一、六九八・六九五	二、六七五・八〇〇	九七七・一〇五	五七%
鉛	五、五五〇・〇六〇	八、一七二・二〇〇	二、五六七・一四〇	四六%
鋼	八二二・二四六	(実質していない)		

いま、仮に各発生材の重量を鋼くず以外は関東火工株式会社の転売重量に、鋼くずは当局算定重量によることとし、当局採用の単価を用いて計算すれば発生材の総価額は一、七二八、六五六円となり、これから買受人が実際に要した発掘工事費、切断選別費等約二十九万円を控除しても評定価格は約百四十二万円となり、本件売渡価額はこれに比べて約五十三万円低額となる計算である。

(一一) 土地の売渡価額が低廉と認められるもの

(一) 一般会計 (部) 政府資産整理収入 (款) 国有財産処分収入 (項) 国有財産売却収入  
関東財務局千葉財務部で、昭和三十五年一月、随意契約により寺井某に市川市所在の土地一七二・七一坪を

一三〇、〇五〇円で売り渡しているが、宅地として評定するのが妥当であるのに農地として評定したため売渡価額が約九十五万円低額となっていると認められる。

右は、相続税の物納財産として二十六年六月市川税務署から引継ぎを受けた土地を物納前からの使用者に売り渡したもので、その評定価格の算定にあたっては現況により畑として相続税課税標準価格および固定資産税課税標準価格を基準として反当り二二六、〇〇〇円(坪当り七五三元)とし総額一三〇、〇五〇円と算出したものである。

しかしながら、本件土地は、総武線市川駅および本八幡駅からいずれも約一キロメートルの距離にあり、市川都市計画用途指定地の工業地域内に所在し幅四メートルの市道に面していて周辺もすべて宅地であって、畑ではあるが容易に宅地に転用することができるもので、同財務部においても売買契約書には宅地(現況畑)として記載し、現に、三十五年二月宅地に地目変換の登記を行なつたうえ三月所有権の移転登記をしている状況であるから、宅地として評定するのが妥当であったと認められる。

いま、仮に同財務部において三十四年十二月本件土地に隣接する宅地を売り渡したときの更地価格坪当り九、六三〇円を基準価格とし、これから整地費および耕作権相当額として三五%を控除して評定価格を算出すると坪当り六、二六〇円総額一、〇八一、一六四円となり、本件売渡価額はこれに比べて約九十五万円低額となる計算である。



(一一二) 加熱炉等の売渡しにあたり付属煙突が評価漏れとなっているもの

(一般会計) (部)政府資産整理収入 (款)国有財産処分収入 (項)国有財産売却収入

北海道財務局で、昭和三十四年五月、随意契約により株式会社日本製鋼所に継続貸付け中の室蘭市所在元室蘭海軍特設工場第四現業所の加熱炉等五個を価額二三、七四一、三〇〇円で売り渡しているが、評定価格の算定にあたり、加熱炉に付属する鉄板製煙突一個の評価を漏らしたため約七十二万円が低額となっていると認められる。

右は、評定価格を加熱炉等本体五個価格二一、二九八、四〇〇円、これに付属する鉄板製煙突径一・八七メートル高さ三〇メートルのもの二個価格一、四四一、六〇〇円、径一・八九メートル高さ三五・六メートルのもの一個価格一、〇〇一、三〇〇円計三個二、四四二、九〇〇円総額二三、七四一、三〇〇円と算出しているが、右煙突のうち径一・八七メートル高さ三〇メートルのものは実際は三個であるのに誤ってこれを二個として計算したもので、一個分七二〇、八〇〇円が評価漏れとなっている。

是正させた事項

租 税

(一三三) 租税の徴収過不足を是正させたもの

(一般会計) 国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものについて本院会計検査の結果是正させたものが、過不足の税額一事項十万円以上のもので集計すると東京税関および麴町ほか二一五税務署において九二三事項徴収不足三二六、九六五、三九二円、徴収過四、四五二、三四〇円あるが、これを税目別に示すと次のとおり

(一) 源泉所得税	徴収不足	四六事項	一四、八二一、三二二円
(二) 申告所得税	徴収不足	三九九事項	一三七、九八九、八一〇円
	徴収過	一事項	一、〇四六、五八〇円
(三) 法人税	徴収不足	四四二事項	一五九、七五二、二七〇円
	徴収過	一五事項	三、四〇五、七六〇円
(四) その他	徴収不足	二〇事項	四、四〇二、〇九〇円

であつて、これらの過誤のおもなものは、源泉所得税においては配当、賞与の性質を有する給与、申告所得税においては譲渡所得、不動産所得、雑所得、法人税においては交際費、貸倒準備金、退職給与引当金、同族会社の留保金額等に関するものである。

いま、徴収過不足税額一事項五十万円以上のものをあげると別表のとおり一二一件徴収不足一三四、六五五、六七二円、徴収過一、七三五、七五〇円である。



第四 文 部 省

不 当 事 項

工 事

(一三四) 経費の年度区分をみだしたもの

(一般会計) (組織)文部本省 (項)国立文教施設整備費

東京大学で、昭和三十四年度に施行した東京大学物性研究所建物一部新営工事、同一部新営に伴う電灯配線  
其他工事、同一部給水其他配管工事および同一部実験用電力配線其他工事が年度内に完成しないのに完成した  
こととして、三十五年四月までに請負代金の全額七九、五〇〇、〇〇〇円、五、五〇〇、〇〇〇円、三六、五五九、  
〇〇〇円および二四、〇〇〇、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、鹿島建設株式会社ほか二会社に三十四年四月、十二月、三十五年一月および二月、完成期限をい  
ずれも三月三十一日として請け負わせたものであるが、年度末の出来高はそれぞれ約七四%、九二%、五一%  
および三二%にすぎなかつたものであるのに、これに対して前記のとおり工事が完成したこととして請負代金

全額の小切手を振り出し相手方に交付したものである。

なお、右に対しては、いずれも七月中に完成した旨の報告があつた。

第五 厚 生 省

不 当 事 項

補 助 金 (一三五)―(一四四)

(一三五) 簡易水道等施設費補助金等の経理当を得ないもの

(一三九) (一般会計) (組織)厚生本省 (項)簡易水道等施設費 (項)離島振興事業費

昭和三十三、三十四両年度において市町村が事業主体となつて施行した簡易水道施設に対する国庫補助金の  
経理に關し、北海道ほか二六都府県の工事現場九二一箇所のうち三七三箇所について検査したところ、実績報  
告書の精算額より低額で施行していたり、工事の設計が過大となつていたりしているなどのため国庫補助金が  
過大に交付されているもので一事項十万円以上のものが青森県ほか五都県において九事項二、一六五、八三九円  
あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり五件一、五〇一、〇四一円である。

(注) 左に掲記した都県のほか秋田、和歌山両県



都県名	工 事 名	事業主体	事業年度	工 事 費	同上に対する 国庫補助金	補助工事費から 除外すべき額	同上に対する 国庫補助金
(一三五) 青森県	中津軽郡岩木村新岡地区簡易水道新設事業	岩 木 村	三四	五,三〇〇,〇〇〇 円	一,三〇〇,〇〇〇 円	九七四,四五七 円	二,四四八,六四四 円

配水管布設延長二、三三〇メートル等を工事費五、二〇〇,〇〇〇円で施行したことから精算しているが、実際は四、二二〇,五四三円で施行している。

(一三六) 茨城	筑波郡谷和原村小絹地区簡易水道新設事業	谷 和 原 村	三三三	一五,六〇〇,〇〇〇 円	三,九〇〇,〇〇〇 円	八,五五六 円	三,三三九七 円
----------	---------------------	---------	-----	--------------	-------------	---------	----------

配水管布設等にあたり、石綿セメント管で延長八、二六五メートルを施行したことから精算しているが、実際は七、六九四メートルを施行すれば足りたなど工事費五、二四、九一六円相当額が過大な設計となっており、また、道路復旧延長五、八六五メートルを施行したこととしているが、実際は三、二一三メートルを施行したにすぎず工事費三六〇、六七二円相当額が出来高不足となっている。

(一三七) 東京都	八丈島八丈町大賀郷地区簡易水道新設事業	八 丈 町	三三三	八,五七二,〇〇〇 円	三,〇〇〇,〇〇〇 円	一,二四八三 円	三,五〇一八七 円
-----------	---------------------	-------	-----	-------------	-------------	----------	-----------

配水管布設延長一、二三四メートル等を工事費八、五七二、〇〇〇円で施行したことから精算しているが、実際は七、四五七、一七八円で施行している。

(一三八) 同	北多摩郡清瀬町簡易水道新設事業	清 瀬 町	三三三	三,四六〇,〇〇〇 円	五八五,〇〇〇 円	一六五四三三 円	四,三三九三三 円
---------	-----------------	-------	-----	-------------	-----------	----------	-----------

配水管布設延長一三、九四七メートル等を工事費三、四六〇,〇〇〇円で施行したことから精算しているが、実際は二一、八〇五、六二八円で施行している。

(一三九) 長崎県	福江市崎山地区簡易水道新設事業	福 江 市	三四	一三,四二〇,〇〇〇 円	四,六七〇,〇〇〇 円	六,〇〇〇 円	三三,〇〇〇 円
-----------	-----------------	-------	----	--------------	-------------	---------	----------

取水設備等を工事費一三、四二〇,〇〇〇円で施行したことから精算しているが、実際は一一、七六〇,〇〇〇円で施行している。

計 六,二五二,〇〇〇 円 一八,七六二,〇〇〇 円 五,二四二,三三九 円 一五,一〇一,〇四一 円

(一四〇) 国民健康保険療養給付費補助金等の経理当を得ないもの  
(一四四) (一般会計) (組織) 厚生省 (項) 国民健康保険助成費

国民健康保険療養給付費補助金等について、昭和三十五年中、その経理の実態に関し北海道ほか二四都府県につき精算状況を調査したところ、補助金算定の基礎である実績報告書の保険料収納割合が事実と相違しているのにそのままこれによって算定していたなどのため補助金の交付が適正を欠くと認められるもので一事項十万円以上のものが青森ほか六県におよび一〇事項二、二五二、一七八円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると療養給付費補助金で左のとおり五件一、六四六、三五七円である。

(注) 左に掲記した県のほか埼玉、和歌山両県

県 名	保 険 者	事業年度	補助金交付済額	正当交付額	超過交付額	摘 要
(一四〇) 青森県	板柳町	三三三	五,九九〇,一七七 円	五,六〇九,一四六 円	三八一,〇三二 円	保険料収納額のうち翌年度分として整理すべきものを含めていたことなどによるもの
(一四一) 石川	富来	シ	三,四七三,二四七 円	三,一四三,三七一 円	三三〇,七七六 円	保険料収納額のうち翌年度分として整理すべきものを含めていたことによるもの
(一四二) 静岡	菊川	シ	二,三六六,六五三 円	二,二八六,六三七 円	二五八,〇一六 円	同
(一四三) 滋賀	水口	シ	三,六二八,九七六 円	三,三二七,七三六 円	三九一,二四〇 円	同
(一四四) 愛媛	土居	シ	二,九五五,六九三 円	二,七〇〇,三八八 円	二八五,三〇四 円	保険料調定額が事実と相違していたことによるもの
計			一八,四六四,六六五 円	一六,八八二,七六六 円	一,六四六,三五七 円	



是正させた事項

保 険

(一四五) 健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入  
(年金勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入

政府管掌健康保険および厚生年金保険事業における保険料の徴収不足については、昭和二十九年度以降の検査報告において指摘してきたところであるが、三十五年においても、北海道ほか三都府県における一九保険課および八五社会保険出張所管内の二六五、二二六事業所のうち六、一三五事業所を調査したところ、その結果は依然として徴収不足をきたしているものがあり、これを徴収決定させたものが、調査を行なった事業所の五三%に当たる三、二五四事業所で健康保険保険料六二、九四七、七四一円、厚生年金保険保険料一六、九〇五、七五八円計七九、八五三、四九九円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

右は、保険料算定の基礎となる標準報酬月額が過少であつたことなどによるものであり、このような事態を生じたのは、主として事業主において届出義務を怠つたり、届出に不実な点があつたことなどによるものであるが、実施機関側においても事業主についての調査および指導監督を十分にする必要があると認められる。

都道府県名	調査済納付義務者数	徴 収		計
		健康保険保険料	厚生年金保険保険料	
北海道	二九九	二、八四五、九六四	四八七、三八〇	三、三三三、三四四
青森県	一一三	九八七、一三三	三二八、七二〇	一、三一五、八五三
秋田県	一一二	一、六〇〇、八一	六三五、四五八	二、二三六、二六九
山形県	八七	一、五六五、五七五	五五〇、〇六五	二、一一五、六四〇
福島県	一一〇	七三二、二一三	二四七、九九三	九八〇、二〇六
茨城県	一一九	一、九九〇、八七六	七〇七、一〇〇	二、六九七、九七六
栃木県	一四四	七六五、八七六	二一三、八〇五	九七九、六八一
群馬県	一四三	一、〇三五、二一〇	二九四、七八〇	一、三二九、九九〇
埼玉県	一三七	一、〇九五、五二三	二八七、九四〇	一、三七八、四六三
千葉県	九八	一、〇九五、四四五	二五三、四七〇	一、三四八、九一五
東京都	一、六四二	一八、六八四、一三八	四、五二五、二八六	二三、二〇九、四二四
神奈川県	二六〇	六、四九九、一三〇	一、六三九、九六一	八、一三九、〇九一
富山県	八六	七〇八、三〇四	二六二、七四〇	九七一、〇四四
石川県	一三七	六〇二、一二八	二四一、八八〇	八四四、〇〇八
静岡県	一七八	八九八、二三五	二五六、八九〇	一、一五五、一二五
愛知県	二九七	二、七三五、二八七	九〇三、〇七〇	三、六三八、三五七
滋賀県	一四九	二九八、九三五	八二、六五〇	三八一、五八五
京都府	一三八	一、〇七〇、八二〇	二九八、五七五	一、三六九、三九五
大阪府	一一〇	二、四五九、九四七	四七三、六二五	二、九三三、五七二
兵庫県	二六七	四、四五八、四七五	九二六、九九〇	五、三八五、四六五
奈良県	四六	三一四、七六八	一〇〇、七八五	四一五、五五三
和歌山県	九四	一、六八八、七二二	五八七、一一二	二、二七五、八三四



都道府県名	調査済納付義務者数		徴収		不足		計
	納付義務者数	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	計	計	
鳥取県	七四	四一	二四二、六七二	七六、四二〇	三一九、〇九二		
広島県	六五	二五	二一九、一二二	八〇、八七五	二九九、九九七		
山口県	一七八	四六	四九四、七七五	一五七、三三〇	六五二、〇九五		
香川県	八七	四七	七三八、二四四	二一七、二三〇	九五五、四七四		
愛媛県	九二	五三	五一〇、二四〇	一八五、三四〇	六九五、五八〇		
福岡県	一一二	五一	四三九、六四六	一二九、四五〇	五六九、〇九六		
長崎県	三〇四	一四六	二、一七〇、四七三	五四三、六一〇	二、七一四、〇八三		
熊本県	一四二	七三	一、一〇〇、九〇五	二六三、六三〇	一、三六四、五三五		
大分県	一四〇	七五	一、二一八、〇〇三	三五二、一九〇	一、五七〇、一九三		
合計	一〇三	七四	一、六八五、一五六	五九三、四一八	二、二七八、五七四		
合計	六、一三五	三、二五四	六二、九四七、七四一	一六、九〇五、七五八	七九、八五三、四九九		

第六 農 林 省

不 当 事 項

物 件

(一四六) 貸付機械の定期整備費を過大に負担しているもの

(一般会計)

(組織)農林本省 (項)農業機械整備費

(組織)農林本省地方官署 (項)農地事務局 (項)農地事業工事事務費

東京農地事務局で、昭和三十四年十一月から三十五年三月までの間にNTK四型ブルドーザー三台の定期整備を四、三七六、三二四円で施行し、このうち三、二九〇、三〇二円を国費負担とし、残額一、〇八六、〇二二円は定期整備に要する経費を負担させることとして貸し付けた埼玉県ほか二箇所を負担させたが、貸付先負担分の計算にあたり貸付条件の適用を誤ったため国費負担分が九三五、三〇四円過大となっている。

右は、三十三年十一月から三十五年二月までの間に埼玉県ほか六箇所へ貸し付けたブルドーザーのか働時間がいずれも定期整備を要する時間に達したのでその整備を行なったものであるが、貸付条件によれば、定期整備に要する経費を貸付料に含めないで別途貸付先へ負担させる場合は、ブルドーザーの使用時間を確認することができないものはか働一時間当り七十七円または七五二円に使用時間数を乗じ、また、使用時間を確認することができないものはか働一月当り七十一、七〇〇円または七五、二〇〇円に使用月数を乗じ、それぞれ負担分を計算することとしていたものである。しかし、前記埼玉県ほか二箇所の負担分は使用時間を確認することがで



きない場合の計算により一、〇八六、〇二二円としたものであるが、本件使用時間は貸付先負担分を決定する際明らかになつていたものであるから当然使用時間を確認することができる場合の計算によりこれを決定すべきであつて、この計算によれば使用時間二、八〇四・五時間に対し二、〇二二、三二六円となり、実際に負担させた一、〇八六、〇二二円はこれに比べて九三五、三〇四円過少に負担させたこととなり、ひいては国費負担分が同額だけ過大となつたものである。

保 険 (一四七)―(一六四)

(一四七) 農業共済保険事業の運営が適切でないもの  
(一六三)

(農業共済再保険特別会計)

農業共済保険事業の運営が適切を欠いている事例については、毎年度の検査報告に掲記してその適正をはかるよう注意してきたところであるが、昭和三十五年においても、主要農作物共済に関し宮城県ほか七府県の七一農業共済組合(共済金三八八、八一四、三七五円)について調査を行なつたところ、共済金の経理当を得ないと認められるものが二九組合で一〇〇、四二五、九四四円(国庫負担推定額五千三百五十余万円)に上つてあり、これを不当の態様別に示すと左のとおりである。

府 県 名	調査共済組合数	調査共済金額	共済金を組合員に全く支払わないもの		共済金の一部を組合員に支払わないもの		共済金を補償対象外の被害三割未満のものを含めて配分しているもの		計	
			組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額
宮 城 県	一〇	七、四九九、五五五円	二	六三〇、四八八	二	五、三六八、二六六	二	一〇〇、四三五、九四四	二	六、三〇、四八八
茨 城 県	一一	八九、三〇七、六七五	五	二、九四八、九九〇	一	二、五五五、三三三	五	二、九四八、九九〇	五	三、九四八、九九〇
大 阪 府	一五	三六、八六六、五七七	六	一九二、五二、六三四	一	二、五五五、三三三	一	二、五五五、三三三	一	三、一〇六、九七三
愛 媛 県	五	一五、七四三、〇八二	四	九九三、一八八二	一	二、五五五、三三三	五	二、四八七、二〇四	五	二、四八七、二〇四
福 岡 県	六	四七、四九五、〇七六	三	二五、七二、二九九	二	五、一三六、八二六	三	二五、七二、二九九	三	二五、七二、二九九
計	四七	二六、九三三、九五五	二〇	八四〇、一五、二八三	二	五、一三六、八二六	二九	一〇〇、四三五、九四四	二九	一〇〇、四三五、九四四
			七	(イ) 二、二七三、八五五	(ウ) 三、四四四、〇九五	(ア) 五、一三六、八二六	(イ) 三、五五七、三三三	(ウ) 三、九五八、〇九二	(イ) 三、五五七、三三三	

備考 (一)内の数字の(ウ)は正規の基準によらないで交付した共済金額、(イ)は目的外に使用した共済金額をうち書したものである。

右は、いずれも組合において共済金の全部もしくは一部を支払わないものまたはこれを正規の基準によることなく補償対象外の組合員を含め掛金割等で配分しているものなどで、これらのうち正規の基準によらないで組合員に交付したものが三九、五八〇、九二二円、補償対象外の組合員を含めて未収の掛金および賦課金に充てているものが二二、三五三、八三九円あり、また、残額三八、四九一、一八四円は三二、五二七、二二三円を組合諸経費等目的外に使用し、五、九六三、九六一円を長期間未払のままとしている。しかして、右組合のうちには保



險金請求に際し、実評価を上回る被害報告を行なったもの、共済金の全部または大部分を別途に経理して府県農業共済組合連合会に対する保険料、賦課金の支払財源等とし、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収していないなど実質的に共済事業を行なっていないと認められるものも見受けられた。

右のほか、組合が共済金を部落ごと一括して交付し、部落ではこれを正規の基準によることなく再配分したり部落の経費や後年度の掛金、賦課金の支払財源として保有したりしている事例が見受けられた。

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、とくに不当と認められる共済金目的外使用が一組合当たり二十万円以上のものをあげると左のとおり一七件三二、二八二、九五四円である。

組合名 共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		共済金と実交付額との差額
	面積または 減収量	※共済金 面積または 減収量	被 害 割	均等割その他	
(一四七) 大阪府 泉大津市	水 三六三石 麦 一七三反 五五石	水 一三三、一五〇 麦 二六、二六五 一六五、二〇〇			〇
(一四八) 茨木市 玉島	水 二七二石 麦 一七反	水 一〇八、四九六 麦 一、三三五五		部落割	六三、三五五 (六三、三五五)
(一四九) 河内市 津	水 三六〇石 麦 一八六反 四八石	水 一七六、三六六 麦 一九七、一五八 一三七、〇三三			〇

(一五〇) 堺市 南八下	水 一五二石 麦 二〇〇反 七石	水 九五六、〇八八 麦 二二〇、七五〇 二二、三一九			〇	九五六、〇八八 二二〇、七五〇 二二、三一九
(一五一) 寝屋川市	水 八七石 麦 六五反 三三石	水 六、四四一、八〇〇 麦 七、四四五六 (五、三六七、三三七)		掛金割等 面積割 掛金割等	五、五九七、七六三 六、四四三、〇 (二、二八三、三三七)	一、五九一、三三〇 九四、七三三、〇三七 (四二、〇七九)
(一五二) 泉南郡 熊取町	水 二七〇石 麦 二七三反 八八石	水 一八、九〇七〇 麦 三〇、八〇六三 二九、八八六		部落割	八、八八五四 三〇、八〇六三 二九、八八六	一、八〇一、三二六
(一五三) 泉南郡 西海取町	水 八四石 麦 二〇五反 二六石	水 五九四、〇二〇 麦 二九、六三〇 九、八五五		とくに被害の多かったもの	三、三三〇	三、三三〇
(一五四) 泉南郡 東鳥取村	水 三〇九石 麦 二二二反 六五石	水 一、四二一、四一〇 麦 二九、七七八〇 二六、四二三				一、四二一、四一〇 二九、七七八〇 二六、四二三
(一五五) 泉南郡 淡岬輪	水 八九石 麦 五四反 一七石	水 六三、五五〇 麦 五、七九 五七、六八一			一、九三三、五二 (二〇、七六六)	六〇、四七五四
(一五六) 泉北郡 高石町	水 一六四石 麦 二九五反 一一四石	水 七三九、九八〇 麦 二七、八三四 三〇、九三三				七三九、九八〇 二七、八三四 三〇、九三三



組合名	共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		共済金と実交付額との差額
		面積または 減収量	※共済金 円	被害割 金額 円	均等割その他 ※金額 円	
(一五七) 大阪府 忠岡町	水稲	一四石	八六九、八二七	—	—	—
(一五八) 同 泉北郡 福泉町	水稲	三三石	一三〇、一九三	—	—	—
(一五九) 同 南河内郡 美陵町	水稲	一五石	九六六、四八三	—	—	—
(一六〇) 愛媛県 西宇和郡 三崎町	水稲	四四石	八四八、三四一	—	—	—
(一六一) 同 南宇和郡 一本松村	水稲	二七石	一、八九四、七六〇	—	—	—
(一六二) 福岡県 筑後市 水田	水稲	四、三三石	五、六八〇、三九六	—	—	—

組合名	共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		共済金と実交付額との差額
		面積または 減収量	※共済金 円	被害割 金額 円	均等割その他 ※金額 円	
(一六三) 同 山門郡 瀬高町	水稲	六、三三石	六、七五四、一三三	—	—	—
(一六四) 同 瀬高町	水稲	四、七八石	一、〇六九、五三五	—	—	—
(備考) (ア) 共済目的欄中、三三、三四はそれぞれ三十三年産、三十四年産を略したものである。						
(イ) ※印を付した欄の( )内の金額は共済金に合わせて支払った他の金額を外書したものである。						

(一六四) 漁船再保険金の支払にあたり処置当を得ないもの

(漁船再保険特別会計) (普通保険勘定) (項) 漁船再保険費

水産庁で、昭和三十四年度中に、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)に基づいて漁船保険組合五三組合に滅失、沈没、損傷その他の事故等による組合の支払保険金に対する普通再保険金一、五〇六、一九三、八三九円を支出しているが、このうち本院が日振勝漁船保険組合ほか一七組合に対する再保険金支払件数三五九件一六〇、八九一、四一一円について実地に検査したところ、組合の損害調査が十分でなく、補額が過大に認定されているものをそのまま認めて再保険金を支払っているものまたは事故発生後に保険を引き受けた漁船に対し再保険金を支払ったものが三二事項一、五八四、六〇四円あり、そのうち一事項十万円以上のものをあげると左のとおりである。



組 合 名	船 名	水産庁の決定額		本院検査の結果妥当と認められる額		支払再保険金差額	摘 要
		損害額	支払再保険金額	損害額	支払再保険金額		
福島県漁船保険組合	磐城丸	一八五,〇〇〇円	五五九,〇三三円	一四五,〇〇〇円	四三三,〇三〇円	二四〇,〇三三円	てん補の対象としてはならない定期検査工事費を含めてはならないの
静岡県漁船保険組合	大富士丸	三五九,六〇〇円	二,四九一,五〇九円	三,一八二,〇六六円	二,二〇八,六四九円	二八二,八六〇円	
和歌山県漁船保険組合	第五紀南丸	一九七,〇一〇円	八八二,七六三円	八五八,五三三円	三九二,三三三円	四九〇,三九一円	実際の修理費が低額となっているもの
計		三,九三三,三四五円	三,〇六〇,五一一円	三,〇六〇,五一一円	八七二,九四一円	同	

補助金 (一六五) (二〇〇)

(一六五) 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

(一八九)

(一般会計)

(組織)農林本省 (項)土地改良事業費 (項)開拓事業費 (項)農業施設災害復旧事業費 (項)昭和三十四年発生農業施設災害復旧事業費 (項)篠津地域泥炭地開発事業費

(組織)林野庁 (項)治山事業費 (項)林道事業費 (項)山林施設災害復旧事業費 (項)昭和三十四年発生山林施設災害復旧事業費

(組織)水産庁 (項)漁港施設災害復旧事業費

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行した土地改良、治山施設、林道開設、災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)、農

林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)等の根拠法規に基づいて交付されるものである。本院において、昭和三十五年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場四二、九六三箇所のうち北海道ほか四〇府県につきその六・三%に相当する二、七一八箇所(工事費一八、三八二、四〇九、六八三円、国庫補助金一一、〇二五、五九一、六一六円)を実地に検査したところ、農業施設、治山施設等において、とくに頭首工およびえん堤の玉石コンクリートの施行にあたり玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設したり、玉石を中詰としその表面をコンクリートで被覆したりしているなど工事の施行のきわめて不良な事例が相当数見受けられたほか、石積工事における胴込量が設計に比べて不足しているもの、事業主体が正当な自己負担をしていないものなどがあり、工事の施行および経理についてさらに適正を期する必要がある。しかしして、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額一工事十万円以上のもが北海道ほか一二府県において四三工事三五、一五九、七八〇円あり、右のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると左のとおり二五件三二、五三四、四九五円である。

(注) 左に掲記した道府県のほか秋田、栃木、愛知、兵庫各県



第二章 第五節 第六 農林省 (一六五—一六八)

五八

道府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 (負担)金	同上のうち 三十四年度 までの交付 済額	国庫補助 (負担)工事 費から除 すべき額	同上に対する 国庫補助(負 担)金相当額 (うち三十五年 以降交付予 定以降交付予 要する額)
(一六五) 北海道	江別市南美原地区区 画整理ほか一	南美原土地 改良区	一五〇,六〇〇 円	六七五,〇〇〇 円	六七五,〇〇〇 円	一七五,二三六 円	七九八,八三三 円
	農地八一五町五反の区画整理および水路延長二二、四三メートルを工事費一五〇、一六一、〇〇〇円で施行した こととしているが、実際は一四八、三八七、七六二円で施行しており、事業主体はその負担したとしている八二、四一 〇、〇〇〇円のうち一、七七三、三三八円を負担していない。						
(一六六) 青森県	三戸郡田子町野面頭 首工三十四年災害復 旧	田子町	三三六,〇〇〇	二〇九,四〇〇	二〇九,四〇〇	三七〇,〇〇〇	二四〇,五〇〇
	井ぞぎ延長三七メートルの復旧にあたり、えん体および水たき四八一立米は配合比七・三の玉石コンクリートで 施行したこととしているが、実際は配合比五・五程度で、コンクリートも配合の悪いもので施行したにすぎず、工 事費三七〇、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(一六七) 千葉県	安房郡千倉町千倉漁 港三十二年災害復旧	千葉県	八三〇,〇〇〇	五四六,九四〇	五四六,九四〇	八三〇,〇〇〇	五四六,九四〇
	防波堤延長八メートルの復旧にあたり、堤体下部洗掘箇所を割石三九立米を充てんし、これをコンクリート方塊六 七個(一個一・三メートル×一・〇メートル×一・〇メートル)で被覆し根固めを施行したものであるが、方塊のす え付けが粗雑で空けきが大きく、充てんした割石はすでに流失している状況である。						
(一六八) 神奈川県	川崎市平瀬川筋堤塘 三十四年災害復旧	川崎市	六五八,〇〇〇	四二四,八四〇	四二四,八四〇	一三四,〇〇〇	八五四,一〇〇
	堤とう延長四九七メートルの復旧にあたり、掘さく三、七八五立米、盛土二〇、二六六立米を施行したこととして いるが、土積計算に誤りがあり、実際は掘さくは四、二二六立米、盛土は八、二五三立米で足り、工事費一、三二四、〇 〇〇円相当額が積算過大となっている。						
(一六九) 山梨県	北巨摩郡白州町中込 原地区三十四年災害 荒地復旧	山梨県	八六五,六五六	五七〇,〇〇〇	五七〇,〇〇〇	五七六,〇〇〇	三三三,九七〇
	えん堤延長五四メートルの施行にあたり、えん体の玉石コンクリート一、五五〇立米は配合比七・三で施行したこ ととしているが、実際は配合比六・四程度で施行したにすぎず、工事費五七六、〇〇〇円相当額が出来高不足となっ ている。						
(一七〇) 山梨市	山梨市久保堰頭首工 三十四年災害復旧	山梨市	二六六,〇〇〇	二四七,四〇〇	二四七,四〇〇	三三,〇〇〇	二二五,〇〇〇
	井ぞぎ延長四〇メートルの復旧にあたり、練積石垣三九九平米の胴込コンクリートは平米当り〇・一八立米総量七 一立米を施行したこととしているが、実際は半量程度を施行したにすぎないなどのため工事費二三五、〇〇〇円相 当額が出来高不足となっている。						
(一七一) 山梨市	山梨市隼堰頭首工三 十四年災害復旧	山梨市	一八四,〇〇〇	一六五,九〇〇	一六五,九〇〇	二四八,四四〇	三三三,四九九 (三三三,四九九)
	井ぞぎ延長二メートルの復旧にあたり、えん体五四立米は配合比六・四の玉石コンクリートで施行したこととし ているが、実際は玉石三〇立米を中詰としこれを厚さ二〇センチメートルのコンクリート総量二四立米程度で被覆 したにすぎないなどのためえん体の一部から漏水している状況である。						
(一七二) 須玉町	北巨摩郡須玉町大堰 頭首工三十四年災害 復旧	須玉町	一四〇,〇〇〇	七四,〇〇〇	七四,〇〇〇	六五,〇〇〇	四三,二五〇 (三〇,八〇〇)
	井ぞぎ延長二メートルの復旧にあたり、えん体は配合比五・五の玉石コンクリート六八立米を控四五センチメー トルの雑割練石張一六三平米で被覆し、また、張石の胴込コンクリートは平米当り〇・二立米総量三三立米を施行 したこととしているが、実際は玉石コンクリートはコンクリートの層と玉石の層とに分離して打設し、張石は不ぞ ろいな雑石を使用し、胴込コンクリートはぐり石を多量に混入して施行しているなどのためえん体の各所か ら漏水している状況である。						
(一七三) 須玉町	北巨摩郡須玉町源太 原堰頭首工三十四年 災害復旧	須玉町	一五七,〇〇〇	一三三,三〇〇	一三三,三〇〇	一五七,〇〇〇	一三三,三〇〇



道府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 (負担)金	同上のうち 三十四年度 までの交付 済額	国庫補助 (負担)工事 費から除外 すべき額	同上に対する 国庫補助(負 担)金相当額 うち三十五年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
------	-----	------	-----	-------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--

井ぜき延長二二メートルの復旧にあたり、えん体は配合比五・五の玉石コンクリート一四三立米を雑割練石張二〇四平米で被覆し、張石の胴込コンクリートは平米当り〇・一七立米総量三四立米を施行したこととして、実際は玉石コンクリートは多量の玉石を混入しコンクリートの充てんが不十分なため空けを生じ、また、張石の胴込コンクリートは半量程度を施行したにすぎず、えん体としての効果が著しく減殺されている。

(一七四) 山梨県 北巨摩郡須玉町松平 須玉町 四八四,000 四三九,六〇〇 二〇三,一〇〇 三五九,〇〇〇 三三三,一〇〇  
 北巨摩郡須玉町松平 復旧 同上

(一七五) 同 井ぜき延長三メートルの復旧にあたり、えん体の練石張二九五平米の張石は控四五センチメートルのものを使用し、胴込コンクリートは平米当り〇・二二立米総量六四立米を施行したこととして、実際は練石張のうち七二平米は控三〇センチメートル程度のもを使用し、また、胴込コンクリートは平米当り〇・一五立米または〇・一七立米総量四八立米程度を施行したにすぎないなどのため工事費二五九,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(一七六) 同 北巨摩郡白州町前沢 白州町 七五九,〇〇〇 六六五,一〇〇 七五九,〇〇〇 六六五,一〇〇  
 北巨摩郡白州町馬飼 復旧 同上  
 北巨摩郡白州町馬飼 場頭首工三十四年災害復旧 同上

井ぜき延長二六メートルの復旧にあたり、えん体は配合比五・五の玉石コンクリート六四五立米を控四五センチメートルの雑割練石張四七六平米で被覆し、また、張石の胴込コンクリートは平米当り〇・二三立米総量一〇九立米を施行したこととして、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し玉石の層と粗悪なコンクリートの層とに分離して打設し、また、張石は控三五センチメートルのものを使用し、胴込コンクリートはぐり石を多量に混入して施行しているなどのためすでにえん体の各所から漏水している状況である。

(一七七) 同 東山梨郡勝沼町休息 勝沼町 二九〇,〇〇〇 二六二,〇〇〇 二六二,〇〇〇 三三四,〇〇〇 二九一,六〇〇  
 東山梨郡勝沼町休息 比久尼堰頭首工三十四年災害復旧 同上

井ぜき延長四八メートルの復旧にあたり、練積石垣二一九平米は平米当り胴込コンクリート〇・二三立米総量五〇立米、裏込コンクリート〇・二立米総量四三立米を施行したこととして、実際は胴込コンクリートは〇・一四立米総量三〇立米程度を施行しただけで、裏込コンクリートは全く施行していないなどのため工事費三二四,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(一七八) 長野県 東筑摩郡麻績村宮裏 長野県 二二三,〇〇〇 一四八,三三三 一四八,三三三 三三三,〇〇〇 一四八,三三三  
 東筑摩郡麻績村宮裏 復旧 同上

えん堤延長四八メートルの施行にあたり、玉石コンクリートえん体二六七立米は配合比七・三で施行したこととして、実際は玉石を多量に使用し玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設したため玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(一七九) 同 東筑摩郡麻績村室沢 長野県 一五五,〇〇〇 一〇三,三三三 一〇三,三三三 一五五,〇〇〇 一〇三,三三三  
 東筑摩郡麻績村室沢 復旧 同上



道府県名

工

事

事業主体

工事費

同上に對する  
国庫補助  
(負担)金

同上のうち  
三十四年度  
までの交付  
済額

国庫補助  
(負担)工事  
費から除外  
すべき額

同上に對する  
国庫補助(負  
担)金相当額  
のうち三十五年  
度以降交付予  
要する額

(一八〇)

長野県

飯田市山本地区客土  
農業協同組

八、九四〇、〇〇〇  
三、六〇〇、〇〇〇

二、六〇〇、〇〇〇

二、六〇〇、〇〇〇

二、六〇〇、〇〇〇

二、三〇〇、五〇〇

六、六三六、六

農地七八町三反の客土九、七九二立米を工事費八、九三四、〇〇〇円で施行したことにしているが、実際は六、七二三、四四〇円で施行しており、事業主体はその負担したとして六、二五四、〇〇〇円のうち二、二二〇、五六〇円を負担していない。

(一八一)

同

東筑摩郡四賀村橋下  
頭首工三十四年災害  
復旧

四 賀 村

一、三六、〇〇〇

八三〇、七〇〇

八三〇、七〇〇

四〇一、〇〇〇

二、六〇、六五〇

井ぞき延長二四メートルの復旧にあたり、えん体は配合比七・三の玉石コンクリートで八〇立米を施行したことにしているが、実際は玉石五七立米を中詰としこれを粗悪なコンクリート厚さ二〇センチメートル総量二三立米程度で被覆したにすぎないためすでにえん体の各所から漏水している状況である。

計

(一八二)

三重県

津市竹谷地区三十四  
年災害荒廃地復旧

三 重 県

一、五四九、四〇〇

一、〇三三、九四六

一、〇三三、九四六

九六一、三七一

六四〇、九一四

えん堤延長二四メートルの施行にあたり、えん体は配合比六・四の玉石コンクリートで一八五立米を施行したことにしているが、実際は玉石一一五立米を中詰としこれを厚さ三〇センチメートルのコンクリート総量六九立米で被覆したにすぎず、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(一八三)

同

名張市布生羽後地区  
三十四年災害荒廃地  
復旧

三 重 県

四、四〇八、七四〇

二、九三九、一四三

二、九三九、一四三

四四八、〇〇〇

二、九八六、六

えん堤五箇所の施行にあたり、うち四箇所のえん体は配合比六・四の玉石コンクリートで一四立米から一九八立米総量五九四立米を施行したことにしているが、実際は配合比五・五程度で施行したにすぎないなどのため工事費四四八、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(一八四)

同

員弁郡藤原村篠立地  
区三十四年災害荒廃  
地復旧

三 重 県

三、六九八、八七七

二、四三三、三五一

二、四三三、三五一

三、六九八、八七七

二、四三三、三五一

えん堤延長四二メートルの施行にあたり、えん体は配合比六・四の玉石コンクリート五七五立米をコンクリート厚さ二〇センチメートル総量一〇〇立米で被覆し、間詰コンクリート一七立米を施行したことにしているが、実際は玉石四八六立米を中詰としこれをコンクリート厚さ三〇センチメートル総量一九〇立米で被覆したにすぎず、間詰コンクリートは全く施行していないためすでにえん体の各所から漏水している状況である。

(一八五)

同

員弁郡藤原村林道篠  
立線三十四年災害復  
旧

藤 原 村

一、六八〇、〇〇〇

一、五三〇、〇〇〇

一、五三〇、〇〇〇

五三三、〇〇〇

四六一、七〇〇

林道延長六六メートルの復旧にあたり、切土四、一七一立米を施行したことにしているが、実際は三、二四〇立米程度を施行したにすぎないため工事費は国庫補助金を下回る一、一六七、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一六八、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく三四五、〇〇〇円の剰余を生じたこととなっている。

計

(一八六)

京都府

綾部市神度頭首工三  
十四年災害復旧

綾 部 市

七、七三〇、〇〇〇

六、九五七、〇〇〇

六、九五七、〇〇〇

七、七三〇、〇〇〇

六、九五七、〇〇〇

井ぞき延長二〇メートルの復旧にあたり、玉石コンクリートえん体および水たき等に使用したコンクリート総量一二七立米は、いずれも配合比一・三・六で施行したことにしているが、実際は粗悪な骨材を使用した配合の悪いもので施行したためコンクリートの強度が低下しており、すでにえん体の各所から漏水している状況である。

(一八七)

同

船井郡園部町学校前  
頭首工三十四年災害  
復旧

園 部 町

一、三六〇、〇〇〇

一、二五四、〇〇〇

一、二五四、〇〇〇

一、〇六三、〇〇〇

九六六、七〇〇

井ぞき延長一六メートルの復旧にあたり、えん体の玉石コンクリート一七三立米および木工沈床五六平米の玉石コンクリートブロック一二六個総量一九立米は、いずれも配合比五・五で施行したことにしているが、実際はえん体は玉石九六立米を中詰としこれを配合の悪い玉石コンクリート総量七七立米で被覆したにすぎないためえん体内部



道府県名	工	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 (負担)金	同上のうち 三十四年度 までの交付 済額	国庫補助 (負担)工事 費から除外 すべき額	同上に対する 国庫補助(負 担)金相当額 (うち三十五年 度以降交付す べき額を要する額)
計			二〇九,〇〇〇	一八八,九〇〇	一八八,九〇〇	一八三,六〇〇	一六五,四〇〇
(一八八) 和歌山県							
有田郡清水町島河原 堤塘二十八年度災害復 旧		清水町	九,八〇,〇〇〇	八,三三〇,〇〇〇	八,三三〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	二九,四〇〇

に空けを生じ、すでに各所から漏水しており、また、木工沈床の玉石コンクリートブロックも配合の悪い粗悪なもので施行したためき裂を生じている状況である。

堤とう延長六〇〇メートルの復旧にあたり、鉄線じゃかこ一、三〇〇本は申請り石一本当り一・一四立米総量一、四八二立米を施行したこととしているが、実際は〇・八八立米総量一、二四四立米程度を施行したにすぎず、工事費三二六、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(一八九) 同 日高郡美山村上初湯  
水路延長一、三九八メートルの復旧はか三五工事を工事費二三五、八二四、〇〇〇円で施行したこととしているが、  
川水路二十八年度災害復旧はか三五 美山村 三五、八四、〇〇〇 二二、五九、〇〇〇 三二、五九、〇〇〇 六一八四、〇〇〇 五五、三、三五〇

計	一,一五〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇	五八四,五七五
合計	四七〇,三五、六六七	三四一、八七、九四四	三三九、〇六、五九四	四一、九二、九九一	三三、五四、四九五 (四七六、一四九)

(一九〇) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、山林施設、漁港施設の昭和三十四年発生災害復旧工事の査定を了したもの(農林省査定額三九、五五六、〇〇一、〇〇〇円)に対する検査は、査定済みの復旧事業費が十億円をこえる一三府県のうち山梨ほか九県を選び、三十五年一月から四月までの間に、農業施設二、四六四工事五、〇五六、三〇七、〇〇〇円、山林施設四一六工事八三九、二九八、〇〇〇円、漁港施設一〇三工事三七五、〇七七、〇〇〇円計二、九八三工事六、二七〇、六八二、〇〇〇円について実施した。

その結果は、同一箇所の子工事を農林省と建設省の双方で重複して査定しているものなどが見受けられたほか、被害が軽微であるのに災害復旧の査定を受けて改良工事を施行しようとしているもの、工事用材料の運搬距離を過大に見込んでいたものまたは農地の排土、客土の土量を過大に見込んでいたものなどが相当数あり、これらの査定工事費は現地の状況に応じて適正なものに修正する必要があると認められたので当局に注意したところ、農業施設で四四〇工事一六五、八九六、〇〇〇円、山林施設で四〇工事五、二五五、〇〇〇円、漁港施設で二二工事七、九三三、〇〇〇円計五〇二工事一七九、〇八四、〇〇〇円国庫補助金相当額一六一、七七六、〇〇〇円を減額は正する旨の回答があった。

なお、右のほか査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済みのため災害復旧工



事として施行する要がないと判明したものを注意して減額は正させたものが三九工事につき工事費において四一、二四六、〇〇〇円国庫補助金相当額三六、五四五、〇〇〇円ある。

類	名	農林省査定額		同上のうち本院において実地検査したもの		減額された工事費		計		
		工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	
石川	二、四四五	二、八七三、八七六	二、八三三	七、六三、六七一	三	一、三三〇	四	八、九四四	五〇	一〇、七四五
福井	二、七六三	一、七〇七、七六五	二、三七	三、四九、七七七	二〇	六、八四三	二〇	四、四四一	三三	七、一四三
山梨	二、九九五	三、九三七、七七七	二	二、五三八	八	一、三〇七	一〇	三、九一四	四三	三、五三六
長野	三、〇〇〇	二、九三二、〇六九	二	三、四三	五	一、四三三	七	三、四二	一八	二、〇四三
岐阜	二、四七〇	一、六四四、九八五	二	一、七四	八	八、七三	一	七、三三三	四五	九、八一三
愛知	二、四三三	二、二六、八七三	一〇	七、五六、二二六	五	二、四、六五	六	四、二八〇	一七	四、〇六六
三重	四、〇七三	三、九〇五、三三七	三	五、〇三、四五三	二	二、五、二五	三	六、三三八	二六	二、九〇八
兵庫	三、六〇三	一、八四三、八二七	一六	三、〇八	二	二、七〇九	三	一、〇九七	二九	二、四二一
奈良	二、七七八	三、〇三七、六四四	一八	九、九七	三	三、五六二	三	一、五六六	七	一、五四五
鳥取	二、四六四	一、四七八、五〇五	七	二、〇〇	一	一、九	一	五、六四二	六〇	三、六四五
合計	二八、五六四	二五、五六六、六三〇	六二	三、三、四四〇	七六	四、四、四三三	二二四	六、三、三七	一、五二	四九、八九四

(一九一) 国庫補助金の経理当を得ないもの

(一) 一般会計 (組織) 農林本省 (項) 農山漁村建設総合対策費補助 (項) 開拓実施費 (項) 干害対策臨時事業費 (組織) 水産庁 (項) 水産業振興費

農林省所管国庫補助金のうち公共事業関係を除く一般補助については、昭和三十五年中、主として都道府県、市町村等を経由して末端の事業施行者に交付される農山漁村建設総合対策、開拓実施、畜産および水産業振興等の補助金を選び、その交付の状況および補助金の用途につき実地に検査することとし、とくに農山漁村建設総合施設事業に重点を置き、北海道ほか二五県下の一七一地域を選定し、これら地域内の同事業施行者に交付された国庫補助金三四七、三二五、五四九円について検査を実施するとともに、二六道県下の市町村の一部と各種組合に交付された沿岸漁業振興対策事業費補助金ほか八費目の国庫補助金二二三、一四七、八一八円についてもあわせて検査を実施したところ、補助金の経理当を得ないと認められたものが、北海道ほか一九県で、農山漁村建設総合施設事業等において、補助の対象とは認められない事業に対して補助金を交付しているもの、事業量または工事の出来高が設計に比べて不足しているもの、過大な精算額に対して補助金を交付しているものなどが六四事項三、三〇九、八七三円あり、これら不当経理のうち一事項の国庫補助金十万円以上のものをあげると左のとおり一〇件一、五六〇、六一一円である。

(注) 左に掲記した道県のほか青森、茨城、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、兵庫、鳥取、島根、岡山、愛媛、熊本、大分各県

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	国庫補助金	不当事業費	国庫補助金
(農山漁村建設総合施設事業)							
北海道	三四	共同養魚施設	虹田郡洞爺村洞爺湖漁業協同組合	同上に対する	一、〇七三、五五	同上に対する	一、〇五〇円



道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する 国庫補助金	不当事業費 国庫補助金	同上に対する
(一九二二)	北海道	共同乾燥施設	虻田郡豊浦町農業協同組合	三九三,〇〇〇	一三九,〇〇〇	六三三,〇〇〇	三〇四,八四〇
(一九三二)	埼玉県	共同養魚施設	大宮市二ツ宮共同養魚施設組合	三〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇
(一九四二)	同	樹園地造成事業	秩父郡小鹿野町強矢某ほか一六名	一,〇三六,七四三	三〇〇,〇〇〇	五三,九九七	一四八,九九
(一九五二)	同	集乳所	三方郡三方町畜産組合	四七,〇〇〇	一六,〇〇〇	四七,〇〇〇	一六,〇〇〇
(一九六二)	同	共同加工施設	加茂郡八百津町久田見農業協同組合	一六〇,四六五	六三,〇〇〇	四八,〇〇〇	一八,二七五
(一九七二)	同	共同防除施設	筑後市若菜果樹園芸組合	二,〇六八,三六	八九四,〇〇〇	三三三,五三〇	一〇一,八四三

建物、水そう等を二、〇六八、二二八円で施行したことにしているが、実際は一、八三三、六九八円で施行している。

(開墾作業)

(一九八)	新潟県	開墾作業	東蒲原郡上川村豊川開拓農業協同組合	一,〇六,四四〇	四五六,〇〇〇	二四六,三四九	一〇六,三三六
(一九九)	北海道	投石	様似郡様似町冬島漁業協同組合	二,三〇,五四	七七,〇〇〇	五三,〇〇〇	一六四,一九
(二〇〇)	同	同	様似郡様似町冬島漁業協同組合	二,六六,七〇	七六,五〇〇	五五,〇〇〇	一五,二六〇

その他

(二〇一) 土地改良事業費負担金の徴収が不足しているもの

(一般会計) (部)雑収入 (款)諸収入 (項)公共事業費負担金

仙台農地事務局で、昭和三十二年年度から三十四年度までの間に、泉田川農業水利事業に対する公共事業費負担金として四二、二六七、四七八円(うち三二、三三三両年度分二一、九六七、八三三円)を山形県から徴収して



いるが、かんがい排水事業として施行すべきものを開拓事業として施行したため四、六九六、三八七円（うち三十二、三十三両年度分二、五五一、九八二円）が徴収不足となっている。

右は、受益面積三、六二三町のうち三、三七三町をかんがい排水事業、二五〇町を開拓事業として二十七年度に着工し、三十四年度までに五九九、三二〇、四六二円の工事を施行し、そのうち三十二年度から三十四年度までの事業費四七〇、〇〇七、九二三円に対して前記負担金を徴収したものである。

しかしながら、右開拓事業として施行した二五〇町は、本事業着工当時すでに耕作されていた民有地であることが三十二年に判明したのであるから、事業計画を変更しかんがい排水事業として施行すべきであったのに、その手続を行わず開拓事業として施行したため、かんがい排水事業として施行した場合の負担金四六、九六三、八六五円に比べて四、六九六、三八七円が徴収不足となっている。

### 第七 通商産業省

#### 不当事項

補助金（二〇二一—二〇七）

#### (二〇二二) 国庫補助金の経理当を得ないもの

(一) 一般会計 (組織) 通商産業本省 (項) 貿易振興及経済協力費  
(組織) 工業技術院 (項) 鉦工業技術振興費

東京、福岡両通商産業局で、鉦工業に関する技術の研究、新規試作品の試作奨励のため国庫補助金を交付しているが、交付時または精算時の審査が十分でなかったため補助の対象とは認められないものに対し交付した結果となっているものが次のとおりある。

(二〇二二) 東京通商産業局で、昭和三十四年十二月、ゲルマ工業株式会社が実施する咽喉送話方式と防爆電話機併用による鉦山等救護用通信機の試作研究に要する経費二、三三二、九七〇円のうち金型費一、四九七、六七〇円、購入部品費二〇〇、七〇〇円および直接人件費一九八、〇〇〇円に用途を指定し、鉦工業技術研究費補助金九〇〇、〇〇〇円を交付しているが、同会社は、本件試作研究に必要な欠くことのできない金型を購入していないばかりでなく、その他の経費についても指定どおり使用したものは認められない状況である。

(二〇二三) 福岡通商産業局で、昭和三十五年三月、福岡県を通じ葵産業株式会社が輸出向け製品として新規に意匠の改善等を取り入れて試作するらん胎漆器三〇〇個に要する経費一、二一八、八〇〇円のうち意匠代五〇〇、〇〇〇円、機械装置費五〇〇、〇〇〇円および原材料費一一三、八〇〇円に用途を指定し、中小企業輸出振興事業費補助金五〇〇、〇〇〇円を交付しているが、同会社においては、同月本件試作を完了したこととしているの



に、意匠の改善についてはその跡がみられないばかりでなく、意匠代、機械装置費についても指定どおり使用したものとは認められない状況である。

(二〇四) 中小企業設備近代化等補助金を財源とする府県の貸付金の運営当を得ないもの

(二〇七) (一般会計) (組織) 中小企業庁 (項) 中小企業対策費

昭和三十四年度中、中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)に基づく貸付事業を行なう道府県においては自己資金一、一〇九、六八〇、〇〇〇円、国庫補助金一、〇九五、〇〇〇、〇〇〇円、償還金等八八八、六三〇、一一五円計三、〇九三、三一一〇、一一五円を道府県の特別会計の財源として受け入れ、三、八八六事項二、九〇六、六〇〇、四〇〇〇円の貸付けを行なっているが、本院において北海道ほか一九府県における貸付け二、一〇四事項一、七八〇、九九〇、五〇〇〇円のうち一五〇事項二二五、〇五〇、〇〇〇円について貸付けの当否および貸付金の使用状況を調査したところ、貸付けの対象とならない企業者に貸し付けたりまたは対象設備を購入していない者に貸し付けたりしているなど資金の使用当を得ずひいては国庫補助金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが愛知県ほか三府県において左のとおり四件四、八四八、〇五四円これに対する国庫補助金相当額二、四〇九、一二七円ある。

府県名	貸付先	貸付対象	事業費 (右に對する貸付額)	不当事業費 (右に對する貸付相当額)	同上に對する 国庫補助 金相当額	摘 要
(二〇四) 愛知県	株式会社丸利商会	自動成型機 ほか五点	四五〇,〇〇〇円 (一四九,〇〇〇)	四五〇,〇〇〇円 (一四九,〇〇〇)	七三,〇〇〇円	中小企業振興資金助成法第二条に規定する中小企業者ではなく、貸付けの対象とならない。

(二〇五) 大阪府	大阪ボート株式会社	クレイン二基	六〇三,八〇〇円 (二,〇〇〇,〇〇〇)	六〇三,八〇〇円 (三,〇〇〇,〇〇〇)	一,〇〇〇,〇〇〇円	貸付対象施設を購入したことはないが、対象施設を購入していない。
(二〇六) 愛媛県	関西捺染株式会社	乾燥機	五九〇,〇〇〇円 (一九〇,〇〇〇)	二一三,五〇〇円 (七〇八,〇五四)	三五四,〇二七円	五、九一〇、〇〇〇円で貸付対象施設を設置したこととして、実際は三、七七五、〇〇〇円で設置していた。
(二〇七) 大分県	大登鉱山株式会社	選鉱装置ほか一点	一、九五〇,〇〇〇円 (六五〇,〇〇〇)	一九五,〇〇〇円 (六五〇,〇〇〇)	三五〇,〇〇〇円	貸付対象施設を設置したこととして、実際は三、七七五、〇〇〇円で設置していた。
計			一、八三九,〇〇〇円 (六,一〇〇,〇〇〇)	一、四六二,四〇〇円 (四,八四八,〇五四)	二,四〇九,一二七円	

第八 運輸省

不当事項

工 事

(二〇八) 護岸工事の設計および施行を誤り不経済となっているもの

(一般会計) (組織) 運輸本省 (項) 港湾事業費

第四港湾建設局で、昭和三十四年度中に、博多港改修工事のうち大浜ふ頭護岸延長一〇五メートルを工事費七、四八二、一一三円で直営により施行しているが、設計および施行を誤ったため工事費相当額約五十六万円が



不経済となっている。

右工事は、基礎捨石上にL型ブロックをすえ付け、その上部に場所打コンクリートの波返しを打設し、また、L型ブロック基部前面に根固工を施行したものである。しかして、根固工は法覆石張を施行するもので、被覆法長は一〇・二メートルが正当の設計であるから、被覆石量は一、一五〇立米で足りたものであるのに、法長を一五・二メートルと誤認したため被覆石量は正当設計量を四九〇立米上回る一、六四〇立米であるとし、これを購入したうえ計画石張断面を無視して余分に捨石した結果被覆表面にはなほだしい不陸を生じたままとなっており、正当な設計により工事を施行した場合に比べて工事費約五十六万円相当額が不経済となっている。

補助金 (二〇九)(二一一)

(二〇九) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(二〇九) (組織)運輸本省 (項)港湾事業費 (項)港湾施設災害復旧事業費 (項)昭和三十四年発生港湾施設災害復旧事業費  
(二一〇) 地方公共団体等が施行した港湾工事費に対する国庫負担金または国庫補助金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基づいて交付されるものであるが、本院において、昭和三十五年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場一、七一九箇所のうち秋田県ほか六

府県についてその九%に相当する一五七箇所(工事費一、六八三、四七〇、二八九円、国庫負担金または国庫補助金七七九、四三二、五四七円)を実地に検査したところ、工事の施行が不当と認められ国庫負担金または国庫補助金を除外すべきものが秋田、兵庫両県において左のとおり二件五〇六、五二二円ある。

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する国庫負担(補助)金	同上のうち三十四年度までの交付済額	国庫負担(補助)工事費から除外すべき額	同上に対する国庫負担(補助)金相当額
(二〇九) 秋田県	男鹿市戸賀港三十四年災害復旧ほか一	秋田県	五九四〇、〇〇〇 円	三、七〇九、八四三 円	三、七〇九、八四三 円	四八一、〇〇〇 円	三〇〇、四〇九 円
	防波堤延長八二メートルの復旧にあたり、うち三二メートルは、被覆捨石四三三立米、同ならし五六一平米を施行したこととしていたが、実際は被覆捨石四一四立米、同ならし七九平米を施行したにすぎず、工事費四八一、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(二一〇) 兵庫県	津名郡北淡町室津港三十二年災害復旧	兵庫県	一、七三三、九九五 円	一、二八三、五六七 円	一、二八三、五六七 円	三〇九、〇〇〇 円	二〇六、一〇三 円
	防波堤延長五〇メートルの復旧にあたり、被覆捨石六六〇立米、同ならし一、一〇五平米を施行したこととしていたが、実際は被覆捨石六一〇立米、同ならし七三八平米を施行したにすぎず、工事費三〇九、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
計			七、七二二、九九五	四、八三三、四一九	四、八三三、四一九	七九〇、〇〇〇	五〇六、五二二

(二一一) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧工事の査定を了したものに對する検査は、昭和二十八年発生災害の分ちから毎年これを実施し、その結果については二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりである。



るが、三十五年においては、三十四年発生災害復旧工事について査定額の比較的多かつた愛知県ほか五府県を選び、三十五年二月から六月までの間に、総工事数九三五箇所その査定額四、三五九、九六一、〇〇〇円のうち三八六工事二、八二三、五三七、〇〇〇円について実施した。

その結果は、同一箇所の工事を運輸省と建設省の双方で重複して査定しているもの、査定工事費の積算が過大となっているものなどがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、右六府県において左のとおり一八工事につき工事費において三〇、〇九五、〇〇〇円国庫負担金相当額二三、五九七、〇〇〇円を減額は正する旨の回答があつた。

府 類 名 別	運輸省査定額		同上のうち本院 において実地検 査したもの		減 額 され た 工 事 費		積 算 過 大		計	
	工事数	金 額	工事数	金 額	二重査定 工事数	改良工事その他 工事数	工事数	金 額	工事数	金 額
静 岡 県	三四	千円 四八九、二八九	三四	千円 四七九、四九九	一			千円 九、五四四	一	千円 九、五四四
愛 知 県	二七	一、五九一、四一一	六五	九二、九五六			六	千円 三、〇三五	六	千円 三、〇三五
三 重 県	一五	一、三六〇、七九四	七五	八八七、〇六六			四	千円 一、五六〇七	四	千円 一、五六〇七
京 都 府	五七	一、四四一、一〇一	三三	九一、九三六			一	千円 一、〇九	一	千円 一、〇九
長 崎 県	三七	六四七、二七九	一五	三三、六八九			二	千円 一、五五	一	千円 一、五五
熊 本 県	九〇	一、二七〇、九八	三七	七九、二六			三	千円 二、三三	一	千円 二、三三
合 計	九三五	千円 四、三五九、九六三	三八六	千円 二、八三三、五三七	一	千円 九、五四四	一三	千円 一、八八九六	一八	千円 三、〇九五

第九 郵 政 省

郵政事業特別会計の経理について

昭和三十四年度の収益総額は千三百五十一億五千六百余万元、これに対し損失総額は千三百四十六億千三百余万元で、当期利益金は五億四千三百余万元を計上している。しかして、利益金は既往年度からの繰越欠損金四億九千百余万元の減額に充て、残額五千二百余万元を初めて積立金に計理することとしている。

事業収入のうち、後納郵便料金は、従来は三月取扱分を翌月徴収決定し翌年度分として処理していたが、三十四年度においては分任歳入徴収官のいる郵便局取扱いにかかる三月取扱分の後納郵便料金を三月末日に徴収決定し本年度分として処理することとしたため一三箇月分を徴収決定したこととなり、従来と同様の取扱いをした場合に比べて五億千五百余万円の増収となっている。

固定資産の交換等による資産価格の差額処理は、従来は損益勘定に計理していたが、三十四年度からは資産価格は原則として交換渡し資産の台帳価格を交換受け資産の価格とし、損益が発生しない処理に改めたため収益において三億七千百余万元、損失において五千八百万余円がそれぞれ計上されない結果となっている。

三十五年三月二十五日、大蔵大臣に昭和三十四年度特別会計予算の予算総則第十三条第二項(業績賞与規定)に



よる使用額十二億七千万円、同第十五条(彈力条項)による使用額(業務外支出の使用額を除く。)七億七千万円計二十億四千百万円の経費使用承認を求めるとあり、事業収入(業務外収入を除く。)の予定外の増収見込額を二十七億千七百万円と算定したが、決算の結果は、増収額は前記三月取扱いの後納郵便料金五億千五百万円を合わせ十七億八千四百万円にとどまり、結局、業績賞与等として二億五千六百万円多額に使用承認を得たこととなり、不用額を控除しても一億二千三百余万円多額に使用したこととなっている。

不当事項

工 事

(二二二) 石垣工事の施行が粗漏なもの

(郵政事業特別会計) (項)業務費 (項)局舎其他建設費

名古屋郵政局で、昭和三十四年六月、指名競争入札後の随意契約により伊藤建設株式会社に熊野職員一号宿舎土留石垣修繕其他工事を六三五、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、工事の監督、検収が不十分なため施行が粗漏となっている。

右工事のうち、土留石垣の修繕工事(工事費六〇七、四〇〇円)は、練積石垣延長二二メートル一一〇平米を

施行するもので、設計によると、根入れは深さ一メートル程度で軟岩を基礎とすることとし、また、築石は控四五センチメートルのものを使用し、胴込コンクリートは二三立米、裏込コンクリートは厚さ平均三五センチメートル総量三八立米、裏込ぐり石は厚さ平均六〇センチメートル総量六六・五立米を施行することとしているが、実際は、根入れは約六十五センチメートルで基礎の軟岩に達しておらず、また、裏込コンクリートは全く施行していないばかりでなく、裏込ぐり石も約三分の一を施行したにすぎないなど工事の施行が粗漏となっている。

なお、右に対しては、請負人の負担において全面的に再施行する旨の報告があった。

不正行為

(二二三) 職員的不正行為により国に損害を与えたもの

(郵政事業特別会計) (簡易生命保険及郵便年金特別会計)

鶴見下末吉町ほか一六郵便局で、昭和三十年七月から三十五年六月までの間に、関係職員により繰替払現金をほしのままに領得されたものが三十五年九月末までに全額補てんされたものを除き一事項五万円以上のもので一八事項一三、三〇七、五二二円(うち三十五年九月末現在補てんされた額三、〇一九、九二〇円)ある。



右は、各郵便局において、

- (ア) 貯金、保険担当の外務員が郵便貯金の集金および簡易生命保険保険料収納の事務等に從事中、預入金または保険料を受領しながら受入処理をしないで領得したものの、
- (イ) 窓口事務担当の内務員が貯金、保険等の現金受払事務に從事中、郵便貯金預入金、簡易生命保険保険料を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をしなかつたり、または郵便貯金払いもどし金受領証を偽造したりして現金を領得したものである。

右のほか、繰替払現金等を領得されたもので三十五年九月末までに全額補てんされたものが一事項五万円以上のもので九五事項二六、九九〇、五〇二円あり、このうちには職員を監督する地位にある特定郵便局長により領得されたものが一〇事項一〇、五三四、四三五円ある。

これら不正行為に対しては、当局においてもその未然防止および早期発見に努めてはいるが、なおこのような事例が絶えないのは遺憾である。

前記一八事項のうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり一一件一一、九八一、四六三円（うち三十五年九月末現在補てんされた額二、八二三、七〇四円）である。

(注) 左に掲記した箇所のほか鶴見、大平、久慈浜、右京、神戸長田五、立谷沢各郵便局

庁 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額 (三五、九三〇現在) 円
(二二三) 東京郵政局管内 鶴見下末吉町郵便局	事務員 岸 某	三二、五月 三四、一月まで	五二五、三九〇	一八三、七四〇
(二二四) 同 日立鉾山本山郵便局	出納員 郵政事務官 田村 某	三〇、七から 三五、六まで	七〇九、八五〇	一三一、〇〇〇
(二二五) 長野郵政局管内 黒井郵便局	郵政事務官 笠原 某	三三、一〇から 三五、五まで	一、四〇五、七九四	〇
(二二六) 大阪郵政局管内 枚方郵便局	出納員 郵政事務官 大谷 某	三四、八から 三六、一まで	一、一〇七、一九一	五三、一九一
(二二七) 同 香住郵便局	出納員 郵政事務官 稲生 某	三一、四から 三五、二まで	七三七、五一一	一八六、六一一



不正行為をした職員 不正行為期間 不正行為金額

補てんされた額 (三五、九、三〇現在)

(二二八) 熊本郵政局管内

出納員 郵政事務官

夏 某

三三、二から  
三四、七まで

一、九一八、六一四

一六二、二〇九

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金の預入報告を少額にし、または通常郵便貯金預入金の預入報告をしないもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払いもどし金受領証を偽造して領得したものである。

(二一九) 同 平土野郵便局

出納員 郵政事務官

村 某

三三、一七から  
三四、一〇まで

一、四四二、五一〇

九七三、〇五四

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払いもどし金受領証を偽造して、または自己の保管している資金をほしほしに領得したものである。

(二二〇) 仙台郵政局管内

出納員 事務員

山口 某

三三、一から  
三五、五まで

一、一七一、八八九

二八八、六〇四

同人が保険課外務員として簡易生命保険の募集および集金事務に従事中、簡易生命保険保険料の受入手續をしないで領得したものである。

(二二二) 同 酒田横道町郵便局

郵政事務官 鈴木 某

三三、七から  
三四、一二まで

一、九〇七、六六〇

五二五、二五〇

同人が庶務会計係として勤務中、預金者から定額郵便貯金証書をへん取り受領証を偽造して領得し、また、資金請求書を偽造して受授局から資金を受領し、または逃走したものである。

(二二三) 札幌郵政局管内

出納員 事務員

佐々木 某

三四、三から  
三五、三まで

五三三、四〇〇

一三〇、〇〇八

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払いもどし金受領証を偽造して領得したものである。

(二二三) 同 砂原郵便局

出納員 事務員

小林 某

三一、二から  
三四、五まで

五三一、六五四

一九〇、〇三七

同人が窓口で現金受払事務、または局外において集金事務等に従事中、簡易生命保険保険料の受入報告をしないで領得したものである。

計

一一、九八一、四六三

二、八二三、七〇四

### 第十 労働省

#### 不当事項

#### 保険

#### (二三四) 保険給付の適正を欠いたもの

(失業保険特別会計) (項) 保険金

失業保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については、毎年度の検査報告に掲記して適正をはかるよう注意してきたところであるが、昭和三十五年においても、約四十八万人に達している一般失業保険の保険金受給者に対する給付の状況につき、全国六八〇箇所の公共職業安定所等のうち札幌公共職業安定所ほか一七箇所で、失業保険金受給者九三、二〇九人についてその適否を実地に調査したところ、三十五年八月までの間に給付された保険金のうち、再就職している者に支給したものが、札幌公共職業安定所ほか一二九箇所にいて八一〇人一〇、四九九、〇四二円ある。



このような事態を生じたのは、公共職業安定所等で失業保険金の支給に際し、相互間の連絡または事業所についての調査が不十分のまま給付したことによるものと認められる。

右保険給付の適正を欠いたものを都道府県ごとに集計すると左のとおりである。

都道府県名	公共職業安定所 (出張所を含む)		受給者調査人員		保険給付の適正を欠いたもの	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
北海道	札幌ほか一箇所	四二、一〇八	一六三	一、二一七、三〇〇		
青森県	青森ほか七箇所	三、八一七	五六	三九一、二八〇		
秋田県	秋田ほか四箇所	一、九四五	二五	九一、二二〇		
東京都	飯田橋ほか一五箇所	九、二五三	一一一	二、〇九五、三六二		
神奈川県	横浜ほか一〇箇所	一、五一六	七五	一、三〇六、五四〇		
富山県	富山ほか七箇所	一五、〇二二	六一	四四七、五四〇		
愛知県	名古屋ほか六箇所	一、〇九三	二二	二五一、〇八〇		
京都府	京都西陣ほか三箇所	二三八	一一	二四八、〇四〇		
大阪府	大阪東ほか一五箇所	五、五七一	九八	一、三四七、八五〇		
兵庫県	神戸ほか一三箇所	四、〇九七	一一一	一、七五四、一四五		
奈良県	大和高田ほか一箇所	八六	八	七八、一一〇		
和歌山県	和歌山ほか三箇所	六〇	八	一九九、六八〇		
福岡県	福岡ほか一四箇所	一、四七七	六〇	一、〇七〇、八九五		
計		八六、二八三	八一〇	一〇、四九九、〇四二		

補助金 (二二五) - (二五五)

(二二五) 失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの  
(二五四) (一般会計) (組織) 労働本省 (項) 失業対策事業費補助

失業対策事業に対する国庫補助金は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)に基づいて事業主体である地方公共団体に交付されるもので、その経理の適正な執行については毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであるが、本院において昭和三十五年中に全国一、二〇三事業主体のうち約二六%に当たる北海道ほか三一都府県、二八七市町村計三一九事業主体について国庫補助金の経理状況を実地に検査したところ、前年度と同様補助の対象として算入してはならない経費、すなわち就労していない者または認証外の事業に就労している者に支払った賃金等を事業費に算入していたものがあり、これらの補助対象外経費を控除して再計算すると、一事業主体当り十万円以上の国庫補助金の返納を要するものが北海道ほか一八府県において四四事項一四、〇三五、一五二円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり三〇件一一、九八四、二七二円である。

(注) 左に掲記した県のほか北海道、青森、福島両県、大阪府

県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘	要
(二二五) 岩手県	盛岡市	三三	労働費	一三、〇四八、七五五	八、〇三三、五〇〇	一三、七五五	七五、二五	就労していない者に支払った賃金を計上していたことによるもの	
				三三	一三、六三三、四八四	八、四三三、三三三	二六五、九一九		
計				二四、六八二、二四九	一六、四五四、八三三	三七八、六五四	二五、三四五		







県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付額中返納を要する額	摘要
(二四八)	宮崎県	延岡市	三四 労力費	三、四八三、五〇〇	二、三三九、〇〇〇	五、四四一、八四〇	三、六三九、七九〇	認証外事業に就労している者等に支払った貸金を計上していたことによるもの
(二四九)	鹿児島県	鹿児島市	同	一〇〇、〇五五、二四八	六、六九七、〇〇〇	三、三四三、三九〇	二、六三三、二二〇	就労していない者に支払った貸金を計上していたことによるもの
(二五〇)	同	鹿児島市	同	一、八九九、九〇〇	一、三四〇、八三、八八七	三、三〇五、七七〇	三、三三三、三八八	就労していない者に支払った貸金を計上していたことによるもの
(二五一)	同	阿久根市	同	一、六一五、八五三	一、一〇五、五九一	二、七七七、〇〇〇	三、三、七五五	就労していない者に支払った貸金を計上していたことによるもの
(二五二)	同	串木野市	同	一、四九〇、一六五	一、〇一七、〇六五	三、四一七、二〇〇	二、六二七、五三〇	同
(二五三)	同	川内市	同	三、三、六四六、一七二	二、三、四一五、五九六	五、五七二、五五六	四、八八三、二〇〇	同
(二五四)	同	薩摩郡宮之城町	同	一、三三三、四九七	九三、〇七、二六六	四、三、七九五	三、四、九〇〇	同
計				三〇、五三三、一〇六七	二、二九九、九七、七三三	一、七四一、〇五六	一、一九四、三、七一一	

(二五五) 失業対策国庫補助事業の施行が当を得ないもの

(一般会計) (組織)労働本省 (項)失業対策事業費補助

千葉県安房郡千倉町が昭和三十三年度に施行した町道旧七浦十三号線新設工事は、事業費一、三七八、六六九円(国庫補助金相当額八二八、五六二円)で道路延長八八四メートルを新設したものであるが、工事の施行が当を得ないため一部は崩壊していて事業費が不経済な結果となっている。

右のうち、路側石垣延長三二〇メートル五九七平米は雑割石控三六センチメートルのものを使用し、胴込コンクリート平米当り〇・一八立米総量一〇七立米を施行することとして労働大臣の承認を受けたものであるが、施行にあたっては、現地採取の不ぞろいな雑石を使用し、胴込コンクリートは全く施行せず、目地モルタルを施行したにすぎなかったため、石垣工事完了一箇月後の三十三年九月、延長一七〇メートル三三九平米が波浪のため崩壊し、路面も流失し、使用不可能の状態となったものである。

不正行為

(二五六) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(失業保険特別会計)

長野県社会部失業保険課ほか一箇所で、昭和三十年四月から三十五年二月までの間に、関係職員により収入金および前渡資金をほしいままに領得されたものが左のとおり二件八、八二一、八〇一円(うち三十五年九月末現在補てんされた額七〇一、七一八円)ある。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
(二五六) 長野県社会部失業保険課	収入官吏 地方事務官 西沢某ほか一名	三〇、四月から 三四、一、二まで	四、六三三、八〇一	二、三三七、四四〇
(二五七) 西沢某が収入官吏として、また、町田某が分任収入官吏として失業保険保険料等の収納事務に従事中、それぞれ単独または共				(三五、九、三〇現在)



庁名	不正行為をした職員	不正行為期間		不正行為金額 円	補てんされた額 (三五、九、三〇現在) 円
		年	月		
(二五七) 尼崎公共職業安定所	労働事務官 中熊某ほか一名	三二、	六から	四、一八〇、〇〇〇	四六四、二七八
		三五、	二まで		
謀のうえ事業主から領収した保険料等を国庫に払い込まないで領得したものである。					
同人らが分任資金前渡官吏の補助者として失業保険金支払に要する前渡資金の出納保管事務に従事中、単独でまたは共謀のうえ前渡資金の一部を領得したものである。					
計					八、八二二、八〇一
					七〇一、七二八

是正させた事項

保 険 (二五八)(二五九)

(二五八) 労働者災害補償保険料等の徴収不足を是正させたもの

(労働者災害補償保険特別会計) (款) 保険収入 (項) 保険料収入  
(款) 雑収入 (項) 雑収入

労働者災害補償保険料等の徴収不足については、毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、昭和三十五年においても、北海道ほか二六労働基準局において管内の三一、九一八事業場のうち三・一％に当たる九、六七一事業場について調査した結果、保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているなどのため保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右労働基準局のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが右九、六七一事業場の五・九％に当たる五七五事業場で二五、二

二四、三三四円あり、これを労働基準局ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じたのは主として事業主の賃金総額の報告に事実と相違するものがあつたことによるものであるが、労働基準局においても事業主についての調査または他の関係機関との連絡を十分にする要があると認められる。

労働基準局	調査済納付義務者数	納付義務者数	徴収		計
			保 険 料	追 徴 金	
北海道	一、三五六	一三〇	三、七四五、八四五	三七四、五二七	四、一一〇、三七二
青森	二八九	八	二四〇、一八三	二四、〇一三	二六四、一九六
岩手	二七四	二四	三四七、二四八	三一、三六八	三七八、六一六
秋田	四四七	一八	六九九、六三三	六九、九五二	七六九、五八五
福島	四七九	四	一五八、五六九	一五、八五五	一七四、四二四
埼玉	一五二	四	一二五、四八五	一二、五四一	一三八、〇二六
千葉	一一五	一四	一〇八、五〇四	一〇、八四九	一一九、三五三
東京都	七二五	五	一、三二六、六二二	一三二、六四四	一、四五九、二六七
神奈川県	五一四	四六	二一五、〇四九	二一、四九三	二三六、五四二
富山	二一一	七	一一二、八〇〇	一一、二七五	一二三、〇七五
長野	二五九	一六	一六一、二〇三	一六、一一四	一七七、三一七
岐阜	三一五	二〇	四八四、三六一	四七、七六二	五三二、一三三
愛知	六二五	二〇	四〇一、八九四	四〇、一七九	四四二、〇七三
三重	一四九	九	一五八、七三〇	一五、七六九	一七四、四九九
京都	一四八	二	九九、〇八〇	九、九〇四	一〇八、九八四



労働基準局	調査済納付義務者数	徴収			計
		納付義務者数	保険料	追徴金	
大 阪	九〇五	四九	七五三、二〇〇円	七五、二九九円	八二八、四九九円
兵 庫	五七四	一三	一一五、六六二	一一、五六〇	一二七、二二二
奈 良	九四	五	二八、八四三	二、八八一	三一、七二四
和 歌 山	一七七	六	一三八、一五五	一三、八一	一五一、九六六
島 根	一九九	一九	三三四、六三六	三三、四五四	三六八、〇九〇
岡 山	二〇〇	二一	五六一、二八八	五六、一一七	六一七、四〇五
香 川	一二七	七	六三、四八六	六、三四六	六九、八三二
高 知	六九	七	六五、二九八	六、五二六	七一、八二四
福 岡	七九二	六四	三、〇五七、〇四九	三〇五、六七七	三、三六二、七二六
熊 本	二九三	三	四〇、四一九	四、〇四一	四四、四六〇
宮 崎	一一七	六	八五、七六八	八、五七四	九四、三四二
鹿 児 島	六六	二	二〇五、二六九	二〇、五二三	一二五、七九二
合 計	九、六七一	五七五	一三、八四四、二八〇	一、三八〇、〇五四	一五、二二四、三三四

(二五九) 失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの

(失業保険特別会計)

(款) 保険収入 (項) 保険料収入

(款) 雑収入 (項) 雑収入

失業保険保険料等の徴収不足については、毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、昭和三十五年においても、北海道ほか三二都府県において管内の二七〇、八六六事業所のうち四・一%に当たる二一、一八六事業所について調査した結果、保険料算定の基礎となる賃金総額が事実

と相違しているため保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右都道府県のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが右一一、一八六事業所の一一・三%に当たる一、二六九事業所で二三、七九一、一二二二円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じたのは主として事業主の賃金総額の申告に事実と相違するものがあつたことによるものであるが、都道府県の当事者においても事業主についての調査または他の関係機関との連絡を十分にすることがあると認められる。

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収			計
		納付義務者数	保険料	追徴金	
北 海 道	一、三六〇	五九	一、四二二、四四四円	一三六、二〇〇円	一、五五八、六四四円
青 森 県	二八九	四四	五七五、一六五	四七、一〇〇	六二二、二六五
岩 手 県	二七二	三四	二七五、〇一六	二四、二〇〇	二九九、二一六
秋 田 県	四四七	五二	三九〇、三〇七	三〇、六〇〇	四二〇、九〇七
福 島 県	三一八	一八	六九二、一八八	六九、九〇〇	七六二、〇八八
群 馬 県	三〇二	四〇	七三三、四八九	六八、五〇〇	七八一、九八九
埼 玉 県	一一一	二二	一一二、一五三	八、八〇〇	一二〇、九五三
千 葉 県	一〇四	二六	二二六、二五六	一七、六〇〇	二四三、八五六
東 京 都	一、三九三	七五	一、八七二、五二四	一八三、六〇〇	二、〇五六、一二四
神 奈 川 県	三〇二	五五	一一七六、七七一	一一一、九〇〇	一二八八、六七一
富 山 県	一七一	三〇	二六三、四三九	三二、六〇〇	二九六、〇三九
山 梨 県	一五一	一一	八八、六二一	五、七〇〇	九四、三二一



都道府県名	調査済納付義務者数	徴収			不足		計
		納付義務者数	保	險	追	徴	
長野県	三九七	五〇	八九四、一七七	八五、五〇〇	九七九、六七七		
岐阜県	二二二	二一	三五三、五七七	二八、七〇〇	三八二、二七七		
愛知県	五八一	三三	五九五、四二三	五一、二〇〇	六四六、六二三		
三重県	一六四	一一	一二九、〇二五	一一、八〇〇	一四〇、八二五		
京都府	一九〇	二二	四一四、三三二	三五、三〇〇	四四九、六三二		
大阪府	九三〇	一〇四	四、五五〇、五九六	四四三、三〇〇	四、九九三、八九六		
兵庫県	四二五	四五	五七六、四二三	四八、三〇〇	六二四、七二三		
奈良県	一〇〇	二四	三〇四、七五六	二四、五〇〇	三二九、二五六		
和歌山県	一八五	一五	一七四、七九九	一六、一〇〇	一九〇、八九九		
鳥取県	一一八	三三	二四七、五七六	一五、〇〇〇	二六二、五七六		
島根県	一二九	三八	二九一、二六三	二一、〇〇〇	三一二、二六三		
岡山県	二一〇	五五	五一三、六八〇	五三、四〇〇	五六七、〇八〇		
山口県	二七〇	四二	五六四、八六一	四四、九〇〇	六〇九、七六一		
香川県	一三八	三〇	一七四、〇一六	一三、四〇〇	一八七、四一六		
高知県	一六三	二五	一九九、五九二	一七、五〇〇	二一七、〇九二		
福岡県	一、〇一三	一一	二、六五五、二五七	二五三、一〇〇	二、九〇八、三五七		
長崎県	二一三	一一	一一二、九三四	九、九〇〇	一二二、八三四		
熊本県	二七一	七二	八四四、〇六三	六六、七〇〇	九一〇、七六三		
宮崎県	一三一	三〇	一九二、九三〇	二〇、三〇〇	二一三、二三〇		
鹿児島県	一〇六	三〇	一七一、二六九	一五、六〇〇	一八六、八六九		
合計	一一、一八六	一、二六九	二二、七七八、九二二	二、〇一二、二〇〇	二三、七九一、一二二		

第十一 建設省

不当事項

工事

(二六〇) 木工沈床の詰石の施行が設計と相違しているもの

(一般会計) (組織)建設本省 (項)昭和三十四年発生河川等災害復旧事業費

中部地方建設局で、昭和三十四年十二月、指名競争契約により津島市吉田某に工事費六、九八〇、〇〇〇円で請け負わせ施行した木曾川左岸西中野護岸災害復旧工事は三十五年二月設計どおりしゅん功したものととして検収を了しているが、木工沈床の詰石を設計と相違して施行したためその出来高において工事費七二二、〇〇〇円相当額が不足している。

右工事は、延長三二〇メートルの護岸根固木工沈床一六組を復旧するもので、設計および契約図面によると沈床の詰石は二〇キログラム内外のものを一組当り八〇立米総量一、二八〇立米充てんすることとなっているが、実際は沈床にたい積した土砂を除去することなく詰石を施行するなど一組当り五〇立米総量八〇〇立米程



度を施行したにすぎず、施行が設計と相違して設計に比べて根固めの効果が低下しているものと認められる。

なお、右に対しては、請負人の負担において工事費約九十六万円で手直しを行なった旨の報告があった。

補助金 (二六一)―(二八五)

(二六一) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織) 建設本省 (項) 河川等事業費 (項) 砂防事業費 (項) 河川等災害関連事業費 (項) 河川等災害復旧事業費 (項) 昭和三十四年発生河川等災害復旧事業費 (項) 防衛支出金

地方公共団体が施行した公共土木施設の建設、改良および災害復旧等の工事に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法規に基づいて交付されるものであるが、本院において、昭和三十五年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場五二、四五四箇所のうち北海道ほか三八都府県につきその九・四%に相当する四、九五八箇所(事業費二七、六〇九、六六九、三八五円、国庫負担金一七、八五九、二九一、五三〇円)を实地に検査したところ、工事の施行が不良なため工事の効果を著しく減殺しているものまたは設計に対して工事の出来高が不足しているものなどがあり、国庫負担金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額一工事十万円以上のものが岩手ほか一三県

において二〇工事八、〇四四、九三六円あり、右のうち国庫負担金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると左のとおり一五件七、二八八、六九四円である。

(注) 左に掲記した県のほか山形、滋賀両県

県名	工事	事業主体	工事費	同上に対する国庫負担(補助)金	同上のうち三十四年度までの交付済額	国庫負担(補助)工事費から除外すべき額	同上に対する国庫負担(補助)金相当額のうち三十五年以降交付予定額を要する額
(二六一) 岩手県	大船渡市市道清水合 足線三十四年災害復 旧	大船渡市	一、三八、〇〇〇	九、五七六	八五、八五九	四八、〇〇〇	三、〇一六 (七、三九七)
(二六二) 秋田県	男鹿市県道島北浦線 道路改良	秋田県	七、五〇、三三六	七、五〇、三三六	七、五〇、三三六	一、五七、〇〇〇	一、五七、〇〇〇
(二六三) 福島県	岩瀬郡岩瀬村滑川災 害関連	福島県	九三、八〇〇	五二、七三七	五二、七三七	七〇、八〇〇	四〇、一五五

道路延長二、二二メートルの復旧にあたり、路側擁壁二二二立方メートルは配合比四・六の玉石コンクリートで施行したこととしていますが、実際は少量のコンクリートを混入した玉石一九〇立方メートルを中詰としこれを厚さ二センチメートルから一〇センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎない状況である。

道路延長二、四八メートルの改良にあたり、路盤の碎石は厚さ二〇センチメートルで総量一、六五一立方メートルを施行したことから、実際は二センチメートル程度で総量九九一立方メートルを施行したにすぎず、工事費一、四二七、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

護岸延長一、〇五〇メートルの復旧にあたり、鉄線じゃかこの詰石は径一八センチメートル以上のもの一、五四二立方メートルを施行したにすぎず、実際は三割程度はじゃかこから容易に脱落する小径のものまたは強度の低い軟質のものとして施行したため工事費七〇八、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。



県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 三十四年度 までの交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に対する 国庫負担(補 助)金相当額 のうち三十五年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(二六四) 福島県	南会津郡只見町伊南川三十四年災害復旧	福島県	五九〇,九六〇 円	四二二,八〇〇 円	四二二,八〇〇 円	四〇六,〇〇〇 円	二八五,四九五 円
	護岸延長四〇六メートルの復旧にあたり、から石張八二八平米は控三〇センチメートルの野づら石を使用したこととして、実際はうち六六三平米は控二〇センチメートル程度の石を使用したなどのため工事費四〇六,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
計			一五三,〇八九〇	九五〇,一七六	九五〇,一七六	一一四,〇〇〇	六八八,〇〇〇
(二六五) 石川県	鳳至郡門前町仁岸川三十四年災害復旧	門前町	三二七,〇〇〇	三一五,九九〇	三〇四,一七四	五七,〇〇〇	五五〇,六一〇 (二六八,二六)
	護岸延長二五〇メートルの復旧にあたり、練積石垣九五七平米の胴込コンクリート一七二立米は配合比一・三・六で施行したこととして、実際は配合の悪いもので施行したなどのため強度が著しく低下している。						
(二六六) 福井県	大野市九頭龍川三十四年災害復旧	福井県	九三九,四九五	八八八,〇〇五	八八八,〇〇五	三〇二,〇〇〇	二八三,八八〇
	護岸延長一七四メートルの復旧にあたり、残土四、二六七立米は五〇〇メートル運搬捨土したこととして、実際は護岸の前面に放置しており工事費三〇二,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(二六七) 同	大野郡和泉村二級国道金沢岐阜線三十四年災害復旧	福井県	三七三,四七六	三五五,八六七	三五五,八六七	五〇,〇〇〇	四七九,四〇〇
	道路延長一八〇メートルの復旧にあたり、玉石コンクリート擁壁に使用したコンクリート六四六立米は配合比一・三・六で施行したこととして、実際は粗悪な骨材を使用した配合の悪いもので施行したため工事費五一〇,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
計			一三,八四,九七二	一三,三三,八七三	一三,三三,八七三	八二二,〇〇〇	七六三,二八〇

72558

(二六八) 長野県	更級郡上山田町千曲川三十四年災害復旧	長野県	一四四,〇〇〇	一一一,四二〇	一一一,四二〇	一〇六,〇〇〇	九六,六六四
	護岸延長二八二メートルの復旧にあたり、根固三角錐ブロック一、七六三個は配合比一・三・六のコンクリートで施行したこととして、実際はうち三九一個は現場付近で採取した粗悪な砂を混入した配合の悪いもので施行したため流水により著しく摩滅し一部はすでに破損している状況である。						
(二六九) 同	下伊那郡上村伊藤沢川三十四年災害復旧	上 村	一六五,〇〇〇	一一五,〇六八	一一五,〇六八	三〇,〇〇〇	三〇,七四二
	護岸延長一、二〇メートルの復旧にあたり、練積石垣二、三三三平米は裏込コンクリート平米当り〇・一立米総量二、三三三立米を、また、埋めもどしコンクリートは三、一立米を施行したこととして、実際はいずれも全く施行していないなどのため工事費三四〇,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
計			一四四,〇〇〇	一三三,四四〇	一三三,四四〇	一〇六,〇〇〇	一三九,四〇六
(二七〇) 愛知県	蒲郡市落合川通常砂防	愛知県	九五六,二八〇	六三三,七五〇	六三三,七五〇	四九七,〇〇〇	三三三,三三三
	えん堤延長三六メートルの新設にあたり、えん体は高さ中央部五・三メートル、両翼部七・三メートルで粗石コンクリート一、七四五立米を施行したこととして、実際は中央部四・九メートル、両翼部六・九メートルで二、六三七立米を施行したにすぎず、工事費四九七,〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(二七一) 三重県	阿山郡伊賀町県道加太柘植線二十九年災害復旧	三重県	三九〇,〇〇〇	二六〇,一三〇	二六〇,一三〇	三九〇,〇〇〇	二六〇,一三〇
	道路延長一六メートルを復旧したこととして、本箇所を含む道路一帯は維持管理が全く行なわれていないため著しく荒廃しており三十五年八月本院会計実地検査当時においても着工していない。						
(二七二) 奈良県	磯城郡三宅村飛鳥川中小河川改良	奈良県	四八四,〇〇〇	二四四,〇〇〇	二四四,〇〇〇	四九四,〇〇〇	二四七,〇〇〇
	護岸延長一五五メートルの施行にあたり、法覆六八〇平米は基礎ぐり石厚さ一五センチメートル、植石コンクリート厚さ一五センチメートルで施行したものであるが、うち四三三平米は盛土のつき固めおよびコンクリートの打設が不十分なため各所にき裂を生じ一部は破損している状況である。						



県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 三十四年度 までの交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除 すべき額	同上に対する 国庫負担(補 助)金相当額 のうち三十五年 度以降交付予 定額中減額を 要する額
(二七三) 島根県	大田市静間川三十三 年災害復旧	島根県	一、三三三、〇〇〇 円	九二、三三三 円	九二、三三三 円	一、二八三、〇〇〇 円	九二、三三三 円
(二七四) 熊本県	阿蘇郡長陽村三王谷 川通常砂防	熊本県	四、〇〇〇、〇〇〇 円	二、七三〇、〇〇〇 円	二、七三〇、〇〇〇 円	四九六、〇〇〇 円	三三三、〇〇〇 円
(二七五) 大分県	大野郡野津町吉田川 通常砂防	大分県	五、〇〇〇、〇〇〇 円	二、六六六、六六六 円	二、六六六、六六六 円	三六六、三三三 円	二七五、五二二 円
合計			七、八三三、〇〇〇 円	六、一三三、〇〇〇 円	六、一三三、〇〇〇 円	九三六、三三三 円	八二八、八八八 円 (一九〇、七五三)

(二七六) 道路整備事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

(道路整備特別会計) (項)道路事業費 (項)街路事業費 (項)離島道路事業費 (項)臨時就労対策事業費 (項)特別失業対策事業費

地方公共団体が施行した道路事業に対する国庫補助金は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)等の根拠法規

に基づいて交付されるものであるが、道路整備特別会計の設置に伴い道路整備に関する予算が逐年増加しているのにかんがみ、本院において、昭和三十五年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場八、一二八箇所のうち北海道ほか三八都府県につきその二八・八%に相当する二、三四二箇所(事業費二四、三四七、九五五、六五〇円、国庫補助金二五、八四二、八五八、八一五円)を实地に検査したところ、工事の施行が不良なため工事の効果を著しく減殺しているものまたは設計に対して工事の出来高が不足しているものがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額一工事十万元以上のものが青森県ほか六府県において一一工事四、九六八、九九六円あり、右のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると左のとおり九件四、六五九、六六三円である。

(注) 左に掲記した県のほか大阪府

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち三 十四年度まで の交付済額	国庫補助工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫補助金相 当額
(二七六) 青森県	南津軽郡浪岡町二級 国道青森能代線道路 改良(凍雪害防止)	青森県	六、三六三、二九 円	三、二九一、〇九 円	三、二九一、〇九 円	八〇八、〇〇〇 円	五〇四、〇〇〇 円
(二七七) 岩手県	胆沢郡胆沢村県道水 沢十文字線道路改良	岩手県	五、七九三、三〇 円	三、五二五、八〇 円	三、五二五、八〇 円	三三六、〇〇〇 円	一、五九〇、六六六 円



第二章 第五節 第十一 建設省 (二七八―二八二)

一〇二

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち三 十四年度まで の交付済額	国庫補助工事 費から除外す べき額	同上に対する 国庫補助金相 当額
(二七八) 宮城県	牡鹿郡牡鹿町国道網 地島線道路改良	宮城県	二六〇、三七七	一七三、五六一	一七三、五六一	四四、〇〇〇	二八二、六六六
(二七九) 同	本吉郡唐桑町国道気 仙沼唐桑線道路改良	宮城県	二一三、三八四	七四八、八九五	七四八、八九五	九三、〇〇〇	六二五、三三三
(二八〇) 千葉県	千葉市都市計画街路 京成千葉駅都町線築 造	千葉市	六八六、〇〇〇	四、五七、三三三	四、五七、三三三	一、〇四二、〇〇〇	六九四、六六六
(二八一) 同	野田市都市計画街路 中野台柳沢線舗装新 設	野田市	一、三二二、〇〇〇	八〇八、〇〇〇	八〇八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、六六六、六六六
計			一三、八八三、二四四	九、二五五、四七六	九、二五五、四七六	一、三四七、〇〇〇	八九七、九九九
(二八二) 神奈川県	相模原市都市計画街 路相模原野辺線ほか 一路線舗装付帯	相模原市	三、七五〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	四六二、〇〇〇	三、〇七三、三三三
(二八三) 同	横浜市区道横浜上麻 生線道路改良	横浜市	九七五、〇〇〇	六五三、三三三	六五三、三三三	五〇九、〇〇〇	三三九、三三三
(二八四) 長野県	北佐久郡軽井沢町二 級国道長野原軽井沢 線舗装新設	長野県	八、五九〇、〇〇〇	六、四三六、七五〇	六、四三六、七五〇	二、九二二、〇〇〇	二、九二二、〇〇〇
計			一三、一六〇、〇〇〇	八、七三三、三三三	八、七三三、三三三	九七〇、〇〇〇	六、四六六、六六六
合計			一〇三、七四七、七五三	六八、一三三、八八一	六八、一三三、八八一	七、一五五、〇〇〇	四、六五九、六六六

(二八五) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

第二章 第五節 第十一 建設省 (二八二―二八五)

一〇三

街路延長六〇メートルの舗装にあたり、路盤の砂は厚さ一〇センチメートルで総量五四立米、砕石は厚さ二五センチメートルで総量一三五立米を施行したこととして、実際は砂は六センチメートル程度で総量三二立米、砕石は一六センチメートル程度で総量八五立米を施行したにすぎず、工事費三二一〇、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

街路延長五七メートルの新設にあたり、路盤六、二三七平米の砕石は厚さ一五センチメートルで総量九三五立米を施行したこととして、実際は厚さ一〇センチメートル程度で総量六三立米を施行したにすぎず、工事費一、〇四二、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

北佐久郡軽井沢町二級国道長野原軽井沢線舗装新設  
道路延長一、四四一メートルの舗装にあたり、路盤はソイルセメント厚さ一五センチメートル、路面はアスファルトコンクリート厚さ五センチメートルで施行したものであるが、うち五七メートル三三三平米は路床が黒色火山灰で地下水位も高い箇所であり、寒冷期には凍上のおそれもあるのにこれらの事情を考慮しないで他の箇所と同様の工法で施行したため完成後四箇月で一九〇平米の路面は全面的にき裂を生じ一部は破損している状況である。



地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧工事の査定を了したものである。昭和二十八年発生災害の分から毎年これを実施し、その結果については二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、三十四年発生災害復旧工事については七号台風および十五号(伊勢湾)台風等のため査定額の比較的多かつた愛知県ほか九府県を選び三十四年十二月から三十五年四月までの間に、総工事数三一、六三八箇所その査定額八七、六四二、〇七五、〇〇〇円のうち九、七〇四工事四九、二二五、七六六、〇〇〇円について実施した。

その結果は、同一箇所の工事を建設省と農林省もしくは運輸省の双方でまたは建設省部内において重複して査定しているものが見受けられたほか、既存の施設が被災していないのにこれを含めて復旧することとしているなど改良工事を施行しようとしているもの、または工事費の計算を誤ったり、工所用材料の運搬距離を過大に見込んだりしたため積算が過大となっているものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、右一〇府県において次表のとおり一、九七九工事につき工事費において三三八、三五一、〇〇〇円(うち実施の際設計変更予定のもの一三三八工事一〇一、六九一、〇〇〇円)国庫負担金相当額三一六、五六二、〇〇〇円を減額は正する旨の回答があつた。

なお、右のほか査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済みのため災害復旧工事として施行する要がないと判明したものを注意して減額は正させたものが二八工事につき工事費において一一、四四四、〇〇〇円国庫負担金相当額一〇、五一四、〇〇〇円ある。

府 県 別	建設省査定額		同上的うち本院において実地検査したもの		減額させた工事費		積算過大		計	
	工事数	金額(千円)	工事数	金額(千円)	数	金額(千円)	数	金額(千円)	工事数	金額(千円)
福 井 県	二、六五七	四、八七九、〇八七	八三三	二、二五三、〇八四	八	一、八五五	一	八、六三三	六五	一、五二四、七
山 梨 県	二、〇六三	一、三九六、四八四	一、三三四	六、六五九、三二六	八	八、二五一	一	四、八六六	二八	二、八五五
長 野 県	三、六八六	一、一四〇、四二七	一、二六九	四、二〇四、三七七	三	五、九三三	二	一、二五五	二七	四、九三三
岐 阜 県	二、五九九	四、三三七、四九七	七九二	一、九一七、三五六	一	一、七七一	一	一、七七一	三三	九、二二八
愛 知 県	二、八七三	一、八三四、五八九	八〇三	一、五九三、九五四	五	一、七九四	三	一、九一四	三三	三、九三七
三 重 県	三、六一一	一、〇三〇、二五五	一、一九三	四、八〇四、四九二	五	一、三三六	三	三、六〇九	四四	三、二二七
滋 賀 県	二、一七九	六、八四二、七二二	七四四	三、三六八、六三五	一	二、一九三	一	二、九二二	二六	三、七六二
京 都 府	四、五三八	五、三三九、四二二	九六六	二、〇九五、〇〇〇	一	一、五八一	一	一、三六六	四四	二、六八三
兵 庫 県	四、五八一	四、三三三、〇三三	九三六	一、六七三、九八二	一	七、四七四	三	九、九四九	九七	八、四七七
奈 良 県	二、八六一	八、一六八、八四九	九五三	六、二九六、六五〇	一	一、七五七	一	一、八一	二八	三、八八六
合 計	三、六三六	八、七六四、〇七五	九七〇	四、九三三、七六六	九〇	三、九四三	二九	四、九六〇	一、八六〇	二、四九三、二九

第六節 会計事務職員に対する検定

第一 出納職員に対する検定

昭和三十四年十二月から三十五年十一月までの間に、出納職員が現金または物品を亡失し損じた事実(物品に



ついでには物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)施行前のもの)について所管庁から報告を受けし処理を要するものは繰越分を含め六一二件二四四、二〇七、四八六円で、その処理をしたものは五五八件二〇五、九二一、七九八円で、その所管別の処理内訳は次表のとおりである。

なお、処理未済件数は五四件三八、二九五、六八八円である。

所管	報告受理		有責任		無責任		その他		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
裁判所	二	一四〇七	二	三九	—	—	—	—	二	一四〇七
総務府	四五四	三三八〇五	二	三九	—	—	—	—	四五四	三三八〇五
法務省	三	一四二二	—	—	—	—	—	—	三	一四二二
大蔵省	二	三、八五	—	—	—	—	—	—	二	三、八五
文部省	四	一、三三四	—	—	—	—	—	—	四	一、三三四
農林省	二	三、七九	—	—	—	—	—	—	二	三、七九
運輸省	—	八四	—	—	—	—	—	—	—	—
郵政省	一〇九	八七、四六七	一九	一五、三三三	—	—	—	—	一二八	一〇二、八〇〇
労働省	八	六、三三三	—	—	—	—	—	—	八	六、三三三
計	六一二	三、四、〇七	三三	三、七、〇〇	三〇	七、五五	五六	一、六、六三	一二八	三、〇、九三

備考 1 ( )内の数字は現金にかかるものを示す。  
 2 「その他」の欄の五一六件一六六、六三四千円は、出納職員が現金または物品を亡失し損したることによって生じた損害の金額が弁償済みとなつていて検定する実益がないなどのため別途処理したものである。

前表に掲げたものうち現金の亡失に関するものでは、郵政省における繰替払現金については部内職員の不正行為によるものが多い状況である。

有責任と検定した二二件はいずれも現金の亡失に対するもので、その内訳は、出納職員の不正行為によるもの七件二七、三〇〇、七九二円、出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことによるもの一五件四、四一九、九一二円である。

## 第二 物品管理職員に対する検定

昭和三十四年十二月から三十五年十一月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について所管庁から報告を受けし処理を要するものは繰越分を含め七、八九三件一、〇九八、三九二、九四二円で、その処理をしたものは六、六四七件一、〇七五、〇六五、〇四九円で、その所管別の処理内訳は次表のとおりである。

なお、処理未済件数は一、二四六件二三、三二七、八九二円である。



所 管	報告受理		有責任		無責任		その他		計
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
国 会	1	164					1	164	
裁 判 所	3	875					3	875	
総 理 府	5,963	56,671					3	49,353	
法 務 省	6	4,433					3	4,433	
外 務 省	1	30					1	30	
大 蔵 省	6	15,473					6	15,473	
文 部 省	17	3,980					17	3,980	
厚 生 省	18	2,633					18	2,633	
農 林 省	35	82,351					37	80,154	
通 商 産 業 省	1	104					1	104	
運 輸 省	190	35,133					121	33,364	
郵 政 省	747	33,941	1	100	70	76	748	18,767	
勞 働 省	12	1,033					13	1,033	
建 設 省	296	103,666					296	103,666	
計	7,893	1,098,321	1	100	70	6,645	1,074,895	6,647	1,075,065

備考 「その他」の欄の六、六四五件一、〇七四、八九五千円は物品管理職員の物品管理行為に法令違反の事実がないなどのため弁償責任の有無の検定の処理をせず別途処理したものである。

前表に掲げたものは、物品管理法施行後において物品を亡失または損傷したものであるが、同法施行前と同様、依然としてその件数が多く、とくに総理府防衛庁における被服等供用物品の亡失損傷件数が著しく多い状況である。また、農林省および建設省における物品の亡失損傷金額が著しく多いのは、台風等天災により食糧また

は工事用資材を亡失または損傷したものである。

有責任と検定した一件は郵便局において切手類出納官が重大な過失により保管中の千円収入印紙一〇〇枚を亡失したものである。



### 第三章 政府関係機関の会計

#### 第一節 決算の検査完了

#### 第一 政府関係機関の会計

政府関係機関名	決算額		同上のうち検査未完了額	
	収入	支出	収入	支出
日本専売公社	二八四、四四四、五六八、三三〇	一六三、一三六、八五三、六五七		
日本国有鉄道	三六九、四六、八六五、二四〇	三六三、七六八、九〇九、五五六		一五三、六一、二八八
損益勘定	一一、三三三、三四四、三〇五	一一、三三三、三四四、三〇五		
資本勘定	一一、二一四、三五四、四七八	一一、七五七、八四三、七〇三		四三、二九五、八〇四
工事勘定	二〇五、〇〇三、七五九、八三三	一八九、五九一、五〇三、六七八		
日本電信電話公社	一〇四、二七八、〇九四、六五五	一〇四、二七八、〇九四、六五五		
損益勘定	九九、〇六四、六三九、九〇五	一一、五八一、八五三、九〇五		
建設勘定	八、二九五、八〇三、六八八	七、〇五〇、二五五、〇七四		
国民金融公庫				

住宅金融公庫	九、四一九、〇〇四、九四一	九、〇五九、九三三、五五八		
農林漁業金融公庫	九、三七九、五六三、三三八	八、一三三、三九〇、三三九		
中小企業金融公庫	一〇、八四四、四七一、八四三	九、四〇三、二九二、七三三		
北海道東北開発公庫	三、〇八六、七九六、七二七	二、二二七、八三六、三六五		
公営企業金融公庫	一、五二八、四三四、六一〇	一、二六五、八五五、三九九		
中小企業信用保険公庫	一、五二四、三〇〇、三九五	一、五二三、七八八、二七六		
日本開発銀行	三、五七七、九三三、二二三	一、六八九〇、一三三、二七六		
日本輸出入銀行	三、〇四二、一〇三、八六四	二、三六八、六八九、八〇九		
一般勘定	二、〇三、七〇、五四〇	〇		
東南アジア開発協力基金勘定	一、三三七、四六七、二八七、四三三	一、一〇七、一五〇、二六七、七四〇		
計				五七、六七六、九九三

右各政府関係機関決算額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

政府関係機関名	事由	金額
日本国有鉄道	質問に対する回答未済	一五、三八一、一八八
損益勘定	質問に対する回答未済	四二、二九五、八〇四
工事勘定		

であり、その各科目の金額は付表第六のとおりである。



## 第二 昭和三十三年年度の検査未完了額の検査完了

昭和三十三年度政府関係機関の収入、支出決算のうち、検査未完了額についてはその後全部検査を完了した。

## 第二節 各政府関係機関別の事項

### 第一 日本専売公社

(事業概要について)

昭和三十四年度におけるたばこの製造数量は千百九十八億五千二百余万本、輸入数量は二千三百余万本で、その販売数量は千百七十八億二千八百余万本金額二千五百九十八億二千五百余万円、塩の受入数量は国内産塩百十六万九千余トン、輸入塩二百五万七千余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩百九十二万七千余トン)計三百二十二万七千余トンで、その販売数量は三百二十二万七千余トン金額二百十七億七千九百余万円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ五十一億五千八百余万本、塩四十三万千余トンの増加となっており、販売金額ではたばこ百五十六億二千二百余万円、塩十七億六千余万円の増加となっている。また、粗製しょう脳等の購入数量は三千三百余トンで、販売数量は三千四百余トン金額七億四千六百余万円となっている。

(事業損益について)

公社の昭和三十四年度事業益金は千二百五十二億六千二百余万円で、前年度に比べて七億千九百余万円減少した。



たばこ事業の益金は千三百四十四億四千四百余万円で、前年度に比べて六十七億四千四百余万円の増加を示しているが、これは主としてピース、いこい、新生の売れ行きが伸びたためである。

塩事業の損失は九十億九千七百余万円で、前年度に比べて七十五億千余万円の損失増加となっている。これは主として塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)に基づく塩業整理交付金として七十億六千二百余万円の支出があつたためである。なお、国内産塩の一部をソーダ工業用に特別価格で売り渡したことによる損失は十四億三千五百余万円で、前年度に比べて十億二千余万円の損失増加となっている。

しよ脳事業の損失は八千四百余万円である。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記事業益金千二百五十二億六千二百余万円から三十四年度中における固定資産および無形資産の合計額の増加額一億二千百余万円を控除した千二百五十一億四千百余万円で、一般会計収納済歳入額の七・八%を占めている。これを前年度に比べると八億四千余万円の減少となり、予定額に比べて五十三億八千九百余万円の増加となっている。

また、右の専売納付金に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税五百三十二億七千二百余万円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は千七百八十四億千四百余万円となり、これを前年度における専売納付金千二百五十九億八千二百余万円、たばこ消費税四百九十五億八千四百余万円計千七百五十五億六千六百余万円に比べると二十八億四千七百余万円の増加となっている。

## 不当事項

### 不正行為

#### (二八六) 職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの

日本専売公社米子支局で、昭和三十三年八月ごろから三十四年九月までの間に、関係職員により白塩をほししままに領得されたものが一六、七四六キログラム売渡価額二一七、六九八円(うち三十五年九月末現在補てんされた額白塩一、八二二キログラム売渡価額二三、六八六円)ある。

## 第二 日本国有鉄道

### (事業損益について)

日本国有鉄道の昭和三十四年度決算についてみると、営業利益は二十七億九千百余万円、営業外利益は六億七千四百余万円で、計三十四億六千五百余万円の純利益を計上している。これを前年度の営業利益二十七億八千六百余万円、営業外利益七十三億八千八百余万円計純利益百一億七千四百余万円に比べると、営業利益において四



百余万円増加、営業外利益において六十七億千三百余万円の減少で、純利益においては六十七億九百余万円の減少となっている。

営業利益の増加が僅少にとどまったのは、前年度に比べて輸送量において旅客七・四%、貨物九・六%が増加したなどのため、営業収入は三千六百七十七億九千四百余万円となつて三百十九億四千八百余万円九・五%が増加したのに対し、一方、営業経費も三千六百五十億三百余万円に上り三百十九億四千四百余万円九・五%の増加となつたことによるものであつて、経費増加の最もものは、人件費百九十億五千六百余万円、修繕費五十六億八千二百余万円、業務費二十五億七千余万円、利子及び債務取扱諸費二十二億二千三百余万円等である。

(工事について)

昭和三十四年度の修繕費および工事経費の決算額は、修繕費五百四十八億四千四百余万円、工事経費千七百七十五億八千七百余万円であるが、工事経費は前年度決算額八百七十二億八千七百余万円に比べて二百三億余万円の増加となつてあり、また、支出予算現額千二百三十五億千七百余万円に対して百十九億二千八百余万円を翌年度に繰り越し、四十億余万円を不用額としている。

検査の結果についてみると、予定価格の積算、現場における指導監督および検収が適切を欠いているものがないと認められるからその適正を期するよう一段の留意が望ましい。

(資材の調達管理について)

昭和三十四年度における貯蔵品の購入額は千百三十四億四千九百余万円、年度末貯蔵品残高は百七十三億五千八百余万円で、前年度末の百七十七億五千四百余万円に比べて三億九千六百余万円減少しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると四・四八となつていて前年度の三・七六に比べて向上を示している。

不 当 事 項

工 事

(二八七) 汽かん定期検査工事等の労務費を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(損益勘定) (項) 動力費

日本国有鉄道東京給電管理事務所で、昭和三十四年四月、随意契約により三菱造船株式会社に川崎発電区新一号汽かんおよび付属機器点検修繕工事を一五、〇〇〇、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、工事内容の調査検討が不十分で労務費の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり工事費が約二百四十万円高価となつていと認められる。

右は、三十三年三月完成した出力六〇、〇〇〇キロワット火力発電設備のボイラー各部の点検手入れを行な



う定期検査工事とかん内の酸洗い等を行なうもので、その積算についてみると、(ア)定期検査工事は主として分解手入れおよび組立てを施行するもので、その労務費を二、二七七人二、一一一、二〇〇円と積算しているが、定期検査工事のうち各種弁類その他点検手入れ等を除いた他の工事種目は前記給電管理事務所が三十三年五月行なつた同汽かんの定期検査の際の工事と内容において差異はないから前回施行の際の積算額一、五八〇人一、五五六、〇〇〇円程度で足り、五九七人五五五、二〇〇円が過大となつており、(イ)組立指導工、検査工、溶接工等の派遣費はこれら工員を前記会社の長崎造船所から連れ越すものとし、前回施行の際の積算単価をそのまま採用して一人一日当り四、八〇〇円または五、五〇〇円として四〇〇人分二、一四四、〇〇〇円を積算しているが、これは同時期に東京電気工事局が同会社に本件工事現場で施行させた川崎火力発電所蒸気発生装置新設工事の新二号ボイラー(出力七五、〇〇〇キロワット)すえ付工事における同一職種の連越し工派遣費の単価三、九〇〇円程度で足り、これに比べて本件積算単価は九〇〇円または一、六〇〇円計五八四、〇〇〇円が過大となつており、(ウ)かん内酸洗いの労務費は一、九七〇人一、九二一、〇〇〇円と積算しているが、このうちには別途定期検査工事に積算している内かん装置取出し、取付け手間等を重ねて積算しており、これを控除すれば八〇五人九〇〇、〇〇〇円程度で足り、一、一六五人一、〇二一、〇〇〇円が過大となつてゐる。

いま、以上により工事費を修正計算すると総額一二、五四四、六二〇円となり、本件請負額はこれに比べて約二百四十万円高価となる計算である。

## 物 件

## (二八八) 車両用電線管継手の購入規格が適切でないため不経済となつてゐるもの

日本国有鉄道資材局で、昭和三十四年三月から三十五年二月までの間に、公開競争入札後の公正協議による契約により株式会社桜井製鋼所ほか六会社から車両用ガス管および電線管等の継手一八三、八六六個を総額三二、八一〇、七八三円で購入しているが、うち日本国有鉄道で定めた規格による電線管継手四四、二〇二個六、六四〇、二五二円については日本工業規格等による製品でも使用上支障がないものであるから、これを購入したとすれば約三百八十万円を節減することができたものと認められる。

右電線管継手は、各種車両の電線管の接続に使用するもので、日本国有鉄道でとくに定めた規格のものを一個当り五四円から四七〇円で購入したものであるが、この種継手については外形等において多少の相違はあるがその性能において差異がない日本工業規格該当品または通商産業大臣の型式承認を受けた製品が市販されていて、その販売価格は一個当り九円から三二二円で本件購入品に比べて著しく低価となつてゐるものであるから、とくに高価な日本国有鉄道で定めた規格のものを購入する要はなかつたものと認められる。

いま、仮に日本国有鉄道でとくに定めた規格による製品にかえて日本工業規格等による製品を購入したとすれば総額約三百八十万円を節減することができた計算である。



### 第三 日本電信電話公社

#### (事業損益について)

日本電信電話公社の昭和三十四年度における損益は、営業損益において利益四百七十八億四百余万円、営業外損益において利益三十六億二千二百余万円であつて、計五百十四億千七百余万円の純利益となり、これを前年度の純利益三百七十二億二千二百余万円に比べると百四十一億九千五百余万円の増加となつている。

営業損益を電話および電信事業別にみると、電話事業では、収入は千九百三十五億五千三百余万円、費用は千三百二十八億二千三百余万円、差引き六百七億二千九百余万円の利益となり、電話加入者数および通話度数の増加等によつて前年度に比べて百三十八億八千余万円の利益増加となつており、電信事業では、収入は百十四億四千九百余万円、費用は二百四十三億七千四百余万円、差引き百二十九億二千四百余万円の損失となり、電報取扱通数および電信専用線の利用の増加等により収入が増加したが、費用の増加がこれを上回つたため、前年度に比べて三億九千六百余万円の損失増加となつている。

#### (建設工事について)

昭和三十四年度における建設勘定の支出予算現額は千八十八億二千二百余万円、支出済額は千十五億八千八百余万円で、七十二億四千余万円を翌年度に繰り越してあり、支出済額は支出予算現額に対し九三%となつていて、

前年度の支出予算現額九百十六億二千五百余万円に対する支出済額八百十八億六千七百余万円の比率八九%に比べて向上している。

三十四年度の建設工事においては、年度内に完了予定のものを加入電話の増設二十九万六千、公衆電話の増設一万五千、電話局の建設八二局、市外局の建設二局、市外電話回線の増設九十三万五千キロメートルおよび電報中継機械化一局としていたが、実績は前年度からの繰越分を含めてそれぞれ三十一万三千、一万六千、七四局、三局、九十万五千キロメートルおよび二局となつている。

検査の結果についてみると、予定価格の積算、現場における指導監督および検収が適切を欠いているものがない見受けられるから、工事費の増大する傾向にかんがみその適正を期するよう一層の努力が望ましい。

#### (資材の調達管理について)

昭和三十四年度における貯蔵品購買費支弁による物品の購買契約額は七百十一億九千余万円(うち三十五年度への契約繰越額五億七千二百余万円)で、その支出済額は前年度契約繰越分に対する支払三億八千四百余万円等を含めて七百十四億四千余万円となつている。

本年度契約額は、建設工事量の増大を反映して前年度の五百三億七千余万円に比べると二百八億千九百余万円増加してあり、また、年度末における貯蔵品(積送品を含む)は、九十二億千七百余万円で、前年度に比べると十八億八百余万円増加しているが、積送品を除いた貯蔵品の月平均在庫額は、前年度七十億五千九百余万円に対



し本年度は六十八億七千八百余万円と減少し、したがって、貯蔵品総回転率は前年度の八・一三に対し一〇・一と向上している。

公社では、物品調達額の大幅な増加に伴い業務の簡素化に努めているが、なお契約事務の遅延が目立っており、なかには出荷させた後相当期間を経過してから契約書を作成しているものもかなり見受けられる状況であり、また、購入物品の受入れにあつても、正規の受入機関である物品出納職員がその事務を行なわなかったり、物品の到着日以前に受け入れたこととしたりしているなど正規の受入手続によらないものが各所に見受けられるから物品の調達に関する事務を適正に行なうよう留意する要がある。

### 不 当 事 項

#### 工 事

#### (二八九) 撤去したセレクターの転用を考慮しないで吸収セレクターに改造したため不経済となっているもの

(建設勘定) (項) 電信電話施設費

日本電信電話公社東京電気通信局東京電気通信調整所で、昭和三十四年七月および十月、随意契約により一色電機通信工業株式会社ほか五会社に東京局番三数字化工事の進ちょくに伴い撤去されたセレクター二五、七

七二個を総額一六、三二二、〇一六円(ほかに支給材料五四、一四八、二五二円)で同工事において使用する吸収セレクターに改造させているが、右撤去セレクターは簡易な補修を行なえばそのまま他に転用することができたのに改造を行なったため約三千二百万円が不経済となつてしていると認められる。

右は、東京電気通信局において、管内各電話分局の局番をいっせいに三数字化するにあたり、これに必要な吸収セレクター七一、五一〇個のうち二五、七七二個は三数字化工事によつて撤去するセレクターで修理を要しないものを改造して使用することとして、前記電気通信調整所がその改造を前記六会社に請け負わせ実施したものである。

しかしながら、右の改造費は前記のとおり支給材料を含め総額七〇、四六九、二六七円であるが、一方、本件改造を行なわず吸収セレクターを新品で購入することとした場合の価額は二五、七七二個分で三二九、六二六、二〇〇円であり、また、他方、同公社では右撤去品と同種の新品セレクターを購入しているがこの購入価額は二五、七七二個分で三〇二、九九七、六四八円となるから、吸収セレクターは新品を購入し、撤去したセレクターは他に転用したとすれば支出額の増加は二六、六二八、五五二円で足りたこととなり、必要な補修費等を考慮しても、本件改造費に比べてより経済的であつたと認められる。

右に關し、当局は、改造にかえて新品の吸収セレクターを購入することが経済的であることは判明しており、撤去したセレクターのうち四二、一三八個については東京電気通信局管内の端子増設工事等に充当する



こととしたが、残余の二五、七七二個については、全国各地域に分散している電話局ごととその所要量を調査し、これを製造業者別、所要期別等に割り振ることは多くの時間と手数を要するのでこれを吸収セレクターに改造したというのであるが、撤去したセレクターは早晩同電気通信局管内の端子増設工事等に転用することができることは当然予期されたところであるから、これをそのまま保有し所要に応じて転用すべきであつたと認められ、製造業者および所要期を考慮しても同電気通信局が三十四年十月から三十五年九月までの間に受け入れた新品の同種セレクターのうち二二、五七七個については右撤去セレクターを充当することができたものである。

いま、仮に本件改造を行わず、撤去したセレクターはこれをそのまま保有し所要に応じて他に転用したとすれば、清掃、接点研摩および不良部品交換程度の簡易補修費等を考慮しても約三千二百万円は節減することができた計算となる。

物 件 (二九〇)(二九一)

(二九〇) 同軸ケーブルを所要の長さ以上に製作させたため不経済となっているもの

日本電信電話公社で、昭和三十四年度中に、随意契約により住友電気工業株式会社ほか二会社にS型八心ほか九種の同軸ケーブル三、一五七ドラム六一七、〇三九・五メートルの製作を価額一、四五〇、八九一、六一三円

(ほか)に支給材料四二二、一一三、七五七円)で請け負わせたものがあるが、このうち局内成端用一心同軸ケーブルおよび工事用予備ケーブルを除いた施設工事用のもの三、一一一ドラムについては、施設局が資材局に準備要求する際要求数量に含める必要のない端末処理のための長さをこれに含めていたため約三百六十万円が不経済となつていと認められる。

右は、施設局で同軸ケーブル施設工事を設計するにあたり、接続点間の距離を実測し、これに一ドラム当り最少接続しろ、七六センチメートル、試験しろ、五〇センチメートル、プリングエンド分四五センチメートルまたは五〇センチメートルおよびトレーリングエンド分八センチメートル計一七九センチメートルまたは一八四センチメートル、切り上げて二〇〇センチメートルを加算し、資材局に準備要求したものである。しかしながら、このうち端末処理のためのプリングエンドおよびトレーリングエンドについては、三十二年四月、同公社と前記三会社との打合せの結果、その後の契約分については契約書に表示されるケーブルの長さにはこれを含めないうで製作会社が別途ドラムごとに加えることとしていたのであるから、準備要求にあつては、これを要求数量に含める要はなかつたものであり、これを含めなければ前記二〇〇センチメートルは、一二六センチメートル、切り上げて一五〇センチメートルで足りたものであるのに、これを含めて要求したためケーブルは所要の長さより一ドラム当り五〇センチメートル余分に納入させる結果となつたものである。しかして、施設工



事は前記実測に基づいて施行しているためこの部分は全く利用価値がなく廃材として処理している状況である。

いま、仮に準備要求に際してドラムごとにプリンクグエンドおよびトレーリンググエンド分の長さを含まないで要求しこれに基づいて製作を請け負わせたとすれば、前記三、一一一ドラムについて支給材料を除いて計算しても約三百六十万円を節減することができたものである。

(二九一) 使用可能な工事用機器類をくず価格で売り渡したもの

日本電信電話公社関東電気通信局茨城電気通信部で、昭和三十五年二月十日、指名競争契約により株式会社奈良部商店にC銅線くずほか六一点のくず類を価額二八五、二〇〇円で売り渡したこととしているが、実際は右物品のうち鉄くず一、二四〇キログラムほか八点(同商店の見積額一七、三九〇円)は、同電気通信部において使用可能と認められた工事用機器類で再用品として評価すれば約九十万円となるものであり、二月八日ごろすでに関東通信建設株式会社に引き渡されていたものである。

右工事用機器類は、同電気通信部が直営工事用備品として保有していた建柱機ほか一四五点であるが、同年一月電信電話工事の請負を目的とする前記関東通信建設株式会社が設立され、同会社から工事用機器類の譲渡方の依頼があったので二月六日形式的に技術認定を行ない、老朽品または破損品であるとの理由で鉄くず一、二四〇キログラム、木くず一〇〇キログラム、布くず三〇キログラムほか六一点のくず類二六キログラム合計一、三九六キログラムとして同月八日ごろ右会社に引渡しを行なったものである。

しかしながら、右工事用機器類は、三十四年六月関東電気通信局からたな卸しの指示を受けこれに基づいて現品調査を行なった際良品として報告されたものが大部分であり、その他のものも使用可能と認められるもので、これを売り渡す理由はなく、とくに常備標準量の定めのあるものについてはこれを確保すべきであったのにその必要数を欠いてまで引渡しを行なったものもあり適正な処置とは認められない。しかも、本件引渡物品は二月十日C銅線くずほか五二点の売渡入札を行なう際これを鉄くずほか八点として売渡物件に含め、右鉄くずほか八点は他に引渡済みであるがこれを合わせて見積るよう説明して入札させ、表面上はあたかも落札者である奈良部商店との間に前記工事用機器類を含めた六二点の物品が二八五、二〇〇円をもって引き渡されたように契約書等の必要書類を整えていたものである。

その 他

(二九二) 購入契約書に定める保証条項に基づく履行の請求を怠り有償で修理させたため不経済となっているもの  
(損益勘定) (項) 保守費

日本電信電話公社関東電気通信局東京搬送通信部および同電気通信局荻窪電気通信工作工場で、昭和三十四年六月から三十五年八月までの間に、日本電気株式会社ほか五会社に各種小形装置盤三、九四一個の修理代金



一九、三三二、三八一円（うち三十五年度分四、九六七、三三三円）を支払ったものがあるが、うち三九一、五三二、三四八円（うち三十五年度分四八一、五七二円）については障害の発生状況および発生時期からみて右各会社にそれぞれ無償で修理させまたは代替品を納入させるべきであったと認められる。

右小形装置盤三九一個は、東京統制電話中継所ほか九一箇所で使用されていたもので、いずれも購入後一箇年以内に公社の事業の用に供することができないような機能上の障害を生じたものであるが、右物品については、資材局で前記六会社と購入契約を締結するにあたり、契約条項において、所有権の移転後においても納入業者の責に帰すべき重要な不具合が発見された場合、納入業者はその物品を無償で修理しまたは代替品を納入することとし、その保証期間は一箇年間とするとしていたものである。しかし、本件障害は、前記中継所等に装置して以来通常の状態の下で使用し中継期間内に発生したものであるから納入業者の責に帰すべきものと認められ、各納入業者にそれぞれ無償で修理させまたは代替品を納入させるべきであったのに契約条項を十分検討しないまま有償で修理させたのは処置当を得ない。

#### 第四 国民金融公庫

国民金融公庫の昭和三十四年度中の貸付実行額は、普通貸付け九百十九億三百余万円、恩給担保貸付け九十七億五千余万円、引揚者国債担保貸付け十七億千六百余万円等計千三十九億二千六百余万円であり、これから回収額

八百七十五億三千余万円および滞貸償却額三千四百余万円を差し引いた年間純増加額は百六十三億六千余万円であり、年度末貸付残高は百二十二万六千余件千六十七億九千六百余万円となっている。

年度末において最終弁済期限を六箇月以上経過した元金延滞額は十七万余件二十九億八千八百余万円であり、年度末貸付残高に對し件数において一三・八％、金額において二・七％の割合となっており、前年度末に比べて一万五千余件二億六千八百余万円減少している。なお、そのうち更生資金貸付けについてみると、元金延滞額は十二万七千余件十七億三千余万円であり、その年度末貸付残高に對し件数において七二・七％、金額において六九・八％の割合となっており、前年度末に比べて一万二千余件一億二千四百余万円減少している。

三十四年度においては、国庫に納付すべき利益金はなかった。

#### 第五 住宅金融公庫

住宅金融公庫の昭和三十四年度中の貸付実行額は、個人住宅および組合住宅資金百七十八億九千九百余万円、賃貸住宅資金三十四億五千二百余万円、分譲住宅資金二十一億八千七百余万円、増築資金二十一億二千三百余万円、産業労働者住宅資金三十五億四千九百余万円、中高層耐火建築物等資金五十九億六千六百余万円、災害復興住宅資金三十億九千九百余万円、宅地造成資金十億三百余万円計三百九十二億七千四百余万円であり、これから回収額百二十七億九千二百余万円を差し引いた年間純増加額は二百六十四億八千九百余万円であり、年度末貸付残高は千



八百十億千四百余万円となつており、年度末において弁済期限を六箇月以上経過した元利金延滞額は三千四百余万円（うち一年以上延滞のもの二千二百余万円）である。

住宅融資保険業務では、金融機関との間において保険関係が成立する限度額を四十九億五千五百万円と定められたが、これに基づき保険関係が成立した額は四億四千二百余万円である。

三十四年度においては、貸付業務では国庫に納付すべき利益金はなかつた。また、住宅融資保険業務では千余万円の利益をあげたが全額住宅融資保険特別勘定の積立金として積み立てた。

## 第六 農林漁業金融公庫

農林漁業金融公庫の昭和三十四年度中の貸付実行額は、土地改良事業資金百七十七億六千七百余万円、造林、伐採調整および林道資金四十一億五千余万円、漁港施設および漁船資金四十四億七千四百余万円、農林漁業者の共同利用施設資金四十億九千八百余万円、自作農維持創設資金百六億千六百余万円等計四百三十一億八千九百余万円、これから回収額百七十億千五百余万円および滞貸償却額九千四百余万円を差し引いた年間純増加額は二百六十億七千九百余万円であり、年度末貸付残高は千七百四十六億六千余万円となっている。

年度末において弁済期限を六箇月以上経過した元金延滞額は三十二億四千六百余万円（うち一年以上延滞のもの三十億三千八百余万円）で、前年度末に比べて四億四百余万円（うち一年以上延滞のもの三億六千三百余万円）増加している。

三十四年度においては、国庫に納付すべき利益金はなかつた。なお、非補助小団地等土地改良事業助成基金の勘定では、預託金利息四億五百余万円から利子補給額一億二百余万円を差し引いた剰余金三億二百余万円を同基金に組み入れた。

本院においては、三十五年四月から九月までの間に二、〇二四件四十四億六千四百余万円の貸付金について実際に調査したところ、業務方法書に定める貸付けの限度をこえる結果となつていたもの、貸付対象事業に補助金の交付があつた後も補助金相当額がそのまま貸し付けられていたものなどが前年度調査未了であつたものを含め三二九件一億千九百余万円あり、貸付け後の管理についてはなお改善の要があるものと認められる。このうち同公庫では三十五年九月末までに二二二件六千六百余万円について繰上償還をさせている。

## 第七 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫の昭和三十四年度中の貸付実行額は、設備資金五百六十六億八千七百余万円、運転資金百五十五億千五百余万円計七百二十二億三百余万円、これから回収額五百四億三千九百余万円および滞貸償却額一億四千余万円を差し引いた年間純増加額は二百十六億二千三百余万円であり、年度末貸付残高は千三百十九億八



千余万円となつてゐる。

年度末において弁済期限を六箇月以上経過した元金延滞額は二十五億千五百余万円（うち一年以上延滞のもの二十億八千九百余万円）で、前年度末に比べて一億四千余万円（うち一年以上延滞のもの八千三百余万円）減少している。

三十四年度においては、国庫に納付すべき利益金はなかつた。

### 第八 北海道東北開発公庫

北海道東北開発公庫の昭和三十四年度中の貸付実行額は、北海道七十八億円（木材利用工業三十億六千三百万円、港湾施設十一億七千五百万円、てん菜糖工業十一億五千万円等）、東北地方六十五億円（ガス利用工業十八億千五百万円、非鉄、合金鉄の採掘製練業十一億五千四百万円等）計百四十三億円で、これから回収額二十一億八千八百余万円を差し引いた年間純増加額は百二十一億千百余万円であり、年度末残高は四百二十一億六百余万円（うち出資三億円）となつてあり、年度末において弁済期限を六箇月以上経過した元金延滞額は千余万円（うち一年以上延滞のもの四百余万円）である。

三十四年度においては、五千二百余万円の利益をあげ、これを国庫に納付した。

### 第九 公営企業金融公庫

公営企業金融公庫の昭和三十四年度中の貸付実行額は、水道事業五十億千余万円、電気事業二十八億五百万円、交通事業七億八千万円、港湾整備事業六億九千五百万円等計百六億九千三百余万円で、これから回収額一億九千百余万円を差し引いた年間純増加額は百五億百余万円であり、年度末貸付残高は二百六十二億千百余万円となつてゐる。

なお、右のほか同年度中に一時借入金の資金を貸し付けたものが八億千六百余万円あり、年度末までに全額回収してゐる。

三十四年度においては、国庫に納付すべき利益金はなかつた。

### 第十 中小企業信用保険公庫

中小企業信用保険公庫は、昭和三十四年度中に、信用保証協会および金融機関との間において保険関係が成立する限度額を千二百九十三億九千四百万円と定められたが、これに基づき保険関係が成立した額は九百十四億三千三百余万円である。



また、同年度中の信用保証協会に対する貸付実行額は三十一億二千百万円で、これから回収額十一億二千百万円を差し引いた年間純増加額は十九億九千九百万円であり、年度末貸付残高は四十九億九千万円となっている。

三十四年度においては、四千八百万円の損失を生じたので、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の規定に基づき資本金を減額してこれを整理した。

### 第十一 日本開発銀行

日本開発銀行の昭和三十四年度中の貸付実行額は、電気業三百七十五億七千七百万円(うち外貨貸付け百二十六億五千七百万円)、運輸業二百十六億七千二百百万円、金属工業百七十億九百万円(うち外貨貸付け百四十七億四千三百万円)、化学工業六十八億二千万円、鉱業四十九億五百万円、機械工業三十億八千九百万円等計九百六十一億二千百万円(うち外貨貸付け二百七十四億余万円)で、これから回収額二百四十二億四千百万円(うち外貨貸付け九億五千八百余万円)、滞貸償却額七千三百余万円を差し引いた年間純増加額は七百十七億九千七百万円(うち外貨貸付け二百六十四億四千百万円)であり、年度末貸付残高は五千八百二十七億二千五百余万円(うち外貨貸付け七百七十一億五百万円)となっている。

年度末において弁済期限を六箇月以上経過した元金延滞額は五十一億四千四百余万円(うち一年以上延滞のもの

の三十一億九千八百余万円)で、前年度末に比べて十一億七百万円増加しているが、一年以上延滞のものだけについてみると二億千三百余万円減少している。なお、そのうち復金承継債権の元金延滞額は二十四億六千八百余万円(うち一年以上延滞のもの二十億三千三百余万円)である。

また、同年度中に外貨債務を保証した額は百二十一億三千九百万円、減少した保証額は三十二億七千七百万円で、年度末保証残高は四百七十七億余万円となっている。

三十四年度においては、百六十六億二千三百余万円の利益をあげ、このうちから年度末貸付残高の千分の七相当額四十億七千九百万円を法定準備金として積み立て、残額百二十五億四千四百余万円を国庫に納付した。

### 第十二 日本輸出入銀行

日本輸出入銀行の昭和三十四年度中の貸付実行額は、輸出分五百六十九億八千九百万円(船舶三百三十九億三千四百余万円、鉄鋼製品四十八億五千七百万円、繊維機械四十六億三千五百余万円、電気機械三十九億五千七百万円、肥料工場プラント三十六億七千万円、車両二十四億三千二百余万円等)、輸入分(金属鉱物)十二億六千五百万円、投資分六十五億二千八百余万円計六百四十七億八千三百余円で、これから回収額三百六十四億九千三百余万円を差し引いた年間純増加額は二百八十二億八千九百万円であり、年度末貸付残高は九百四十二億七千六百万円となっている。



また、同年度中に外貨債務を保証した額は十億八千万円であり、年度末保証残高は六十八億四千万円となつて  
520。

三十四年度においては、法定準備金として積み立てるべき利益金はなかつた。また、東南アジア開発協力基金  
勘定では、二億三百余万円の利益をあげたが、全額同勘定の積立金として積み立てた。

### 第三節 会計事務職員に対する検定

#### 物品管理職員に対する検定

昭和三十四年十二月から三十五年十一月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実につい  
て当該機関から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め五一件二八八、一一四、〇五七円で、これはすべて  
処理済みであるが、その機関別の内訳は左のとおりである。

機 関 名	報 告 受 理		処 理 済 み	
	件 数	千 円	件 数	千 円
日 本 専 売 公 社	五〇	二八八、〇九八	五〇	二八八、〇九八
住 宅 金 融 公 庫	一	一五	一	一五
計	五一	二八八、一一四	五一	二八八、一一四

備考 「処理済み」の欄の五一件二八八、一一四千円は物品管理職員の物品管理行為に法令違反の事実がないなどのため弁償責任の有無の  
検定の処理をせず別途処理したものである。

前表に掲げたものは、物品管理法施行後において物品を亡失しまたは損傷したものであるが、その大部分は台  
風によりたばこ、塩等を亡失しまたは損傷したものである。



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの (大蔵省)

(一) 源泉所得税

税務署	年度	徴収不足 円	徴収義務者
-----	----	-----------	-------

(東京国税局)

(一三)

四 谷

五二〇、〇〇〇

株式会社まどかグループ

(一四)

板 橋

二、三三七、三四〇

株式会社千野製作所

三十三年六月支払った出演料五、二〇〇、〇〇〇円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。  
三十年三月から三十二年二月までの間に支払った給与四、〇一二、六二五円、三十一年十二月支払った賞与の性質を有する給与一、八五四、五三三円および三十一年三月支払った退職金五、〇〇〇、〇〇〇円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。

(一五)

荒 川

一、〇九二、二六二

永峰セルロイド工業株式会社

三十一年十二月支払った賞与の性質を有する給与二、一二二、八〇〇円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。

(札幌国税局)

(一六)

札 幌

一、三三二、〇〇〇

札幌酪農牛乳株式会社

三十二年三月および三十三年三月支払った配当二、三二〇、〇〇〇円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの (大蔵省) (二三十一六)



(一) 申告所得税

事務所	年 度	徴 収 過 不 足 (△)	納 税 義 務 者
(東京国税局)			
麴 町	三三二	一、四七九、四一〇	鮎 川 某

(一七)

(一八)

(一九)

(二〇)

(二一)

(二二)

(二三)

(二四)

(二五)

(二六)

(二七)

(二八)

(二九)

(三〇)

(三一)

(三二)

(三三)

(三四)

(三五)

(三六)

(三七)

(三八)

(三九)

(四〇)

(四一)

(四二)

(四三)

(四四)

(四五)

(四六)

(四七)

(四八)

(四九)

(五〇)

(五一)

(五二)

(五三)

(五四)

(五五)

(五六)

(五七)

(五八)

(五九)

(六〇)

(六一)

ていたのに更正しなかったことによるものである。

浅 草 三一 一、三七〇、六四〇 西 岡 某

(二五) 三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得五、六七七、九三二円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。

(二六) 雑所得一、二三四、二三八円に対し三十年分所得額を、雑所得一、八六九、六三〇円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(二七) 大 森 三三二 八〇一、四六〇 南 波 某

(二八) 譲渡所得等五、〇八九、四九六円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(二九) 同 三三二 六六九、九〇〇 渡 辺 某

(三〇) 譲渡所得三、六〇一、七六〇円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(三一) 蒲 田 三三二 一、〇〇九、八〇〇 直 井 某

(三二) 三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得七、二三七、一六〇円を二、三五〇、三〇〇円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(三三) 世 田 谷 三一 九六五、二八〇 兒 安 某

(三四) 三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、六三一、二八七円を一、〇〇〇、〇〇〇円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(三五) 同 三一 八三一、六三〇 渡 辺 某

(三六) 三十二年分所得額の申告にあたって、一時所得五、一〇〇、〇〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

(三七) 玉 川 三三二 一、四一〇、七五〇 大 川 某

(三八) 別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二五―三三)

一四一

三十二年分所得額の申告にあたって、一時所得五、一〇〇、〇〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

(三九) 同 三三二 一、四一〇、七五〇 大 川 某

(四〇) 三十二年分所得額の申告にあたって、一時所得五、一〇〇、〇〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

(四一) 同 三三二 一、四一〇、七五〇 大 川 某

(四二) 別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二五―三三)

一四一



税務署	年 度	徴 収 過 不 足 (△)	納 税 義 務 者
玉 川	三三二	一、二二六、四〇〇 円	菅 田 某
		三十二年分所得額の申告にあたって、不動産所得三、三四一、九六一円を三四一、九六一円としていたのに更正しなかったことなどによるものである。	
目 黒	三三一	一、三六五、三八〇	角 田 某
		譲渡所得六、二〇四、七三〇円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
渋 谷	三三三	一、二九八、二一〇	入 交 某
		三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、五〇〇、〇四二円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。	
淀 橋	三三三	八一〇、五二〇	池 田 某
		三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、九四二、五六〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。	
萩 窪	三三三	一、二五一、九五〇	内 田 某
		不動産所得等三、七七二、五一六円に対し三十三年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
練 馬	三四	一、一九六、六〇〇	内 田 某
		三十二年分所得額の更正にあたって、総所得金額の計算における譲渡所得の金額三、二八二、二二九円を三二八、二二二円としたことによるものである。	
王 子	三三一	五〇九、九五〇	佐 藤 某
		雑所得一、四〇五、九一〇円に対し三十一年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
荒 川	三四	一、〇〇八、二七〇	順 井 某
		三十三年分所得額の申告にあたって、譲渡所得五、五八六、二三〇円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。	
墨 田	三三〇	五七八、二五〇	山 田 某
		雑所得一、四九五、〇〇〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
葛 飾	三三三	五六五、四六〇	川 島 某

江 戸 川	三三一	五四八、四五〇	藤 城 某
		三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、三〇〇、〇〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。	
江 東	三三一	七八一、九七〇	徳 島 某
		三十一年分所得額の更正にあたって、譲渡所得三、〇五八、一一〇円を一七二、二二八円としたことによるものである。	
同	三三一	六〇八、三四〇	布 施 某
		三十一年分所得額の申告にあたって、雑所得等一、三六七、六五五円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。	
青 梅	三三一	五八五、一一〇	村 山 某
		三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、五五二、五〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。	
横 浜 中	三三一	六八八、九〇〇	柴 田 某
		三十一年分所得額の申告にあたって、雑所得一、五三〇、〇〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。	
同	三三一	五九四、九四〇	江 藤 某
		譲渡所得等四、〇六七、〇四八円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
横 浜 南	三三一	五八一、〇五〇	伊 藤 某
		譲渡所得四、一四一、二一〇円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
水 戸	三三三	五五一、九五〇	湊 某
		譲渡所得等四、二〇六、三五八円に対し三十三年分所得額を決定しなかったことによるものである。	
高 萩	三三二	七四五、〇五〇	高 橋 某
		三十二年分所得額の申告にあたって、雑所得二、四〇〇、〇〇〇円を一時所得としていたのに更正しなかったことなどによるものである。	
伊 勢 崎	三四	七九四、七九〇	久 保 田 某
		三十三年分所得額の申告にあたって、債権償却引当金勘定の設定に伴い貸倒準備金二、四一八、〇〇〇円を取りくずしていなかった。	



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (五四一六〇)

一四四

税務署 年度 徴収過不足(△) 納税義務者

たのに更正しなかったことなどによるものである。

島田 某

(五四)

長野 三四 五二四、〇五〇

(大阪国税局)

布 施 三一、三二、三三 一、九九九、一三〇

中尾 某

(五六)

三十一、三十二年分所得額の申告にあたって、雑所得三、三八九、一三〇円、六四七、八一五円を二六、二二九円、六四、七八一円としていたのに更正しなかったことと、雑所得等一、四二三、四一九円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。

仙台 某

(五七)

神戸 三三 五六九、九一〇

平井 某

(五八)

(札幌国税局)

旭川 三一、三三 一、〇八七、一三〇

斎藤 某

(五九)

三十一、三十二年分所得額の申告にあたって、譲渡所得一〇、八九二、九二一円、四三八、五二〇円を一、〇七九、八九三円、九、三二四、一八六円としていたのに更正しなかったことによるものである。

平野 某

(六〇)

三十一、三十二年分所得額の申告にあたって、損益の通算を誤り、総所得金額四、七三八、四六〇円を一、四五五、六五〇円としていたのに更正しなかったことによるものである。

栗山 某

(六一)

同 三一 一、四九七、四四〇

加藤 某

(六二)

同 三三 一、五六七、六八〇

船田 某

(六三)

同 三三 五〇〇、六八〇

能美 某

(六四)

同 三三 六八六、三〇〇

小山 某

(六五)

同 三三 六二五、二六〇

沢渡 某

(六六)

同 三三 一、一三五、八七〇

河本 某

(六七)

同 三三 一、二三八、五九〇

鈴木 某

(六八)

同 三三 五六八、六五〇

平松 某

(六九)

同 三三 七三三、四八〇

岡田 某

(七〇)

同 三三 三二、二二、〇八一円を四、五二七、八九〇円としていたのに更正しなかったことな

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (六一一六九)

一四五



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (七〇―七六)

税務署 年 度 徴 収 過 不 足 (△) 納 税 義 務 者

とによるものである。

(七〇) 富 士 宮 三三 五二五、六〇〇 高 橋 某

譲渡所得等二、九六六、六五〇円に対し三十一年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七一) 藤 枝 三三 八一九、一〇〇 滝 某

譲渡所得五、三三五、〇一四円に対し三十二年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七十二) 浜 松 三三 一、九八六、五三〇 上 野 某

雑所得等二、六八六、七八〇円に対し三十二年分所得額を、雑所得等三、九五五、〇八三円に対し三十三年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七三) (金沢国税局) 高 岡 三三 五三八、二三〇 近 藤 某

三十三年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、九七二、六三五円を一、五三三、三九六円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(七四) (福岡国税局) 福 岡 三三 八一〇、七〇〇 藤 江 某

譲渡所得五、八二一、〇四〇円に対し三十三年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七五) 八 幡 三三 九五九、三一〇 下 川 某

譲渡所得四、七二八、五五六円に対し三十一年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(三) 法 人 税

税務署 年 度 徴 収 過 不 足 (△) 納 税 義 務 者

(七六) (東京国税局) 麴 町 三三 六、二二八、四二〇 東商株式会社

(七七) 三十一一年十月から三十三年三月までの二事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額四、〇七七、〇九七円、一三、二五八、五七三円を九、二二六、三五九円、二一、三七九、二九〇円としたことによるものである。  
同 三十二年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額一、二〇四、二八五円を所得に加算しなかったことによるものである。  
同 三十二年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額一、九二六、一二二円を五四三、〇〇六円としたことによるものである。

(七八) 同 三十四年三月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額五、六三一、五四八円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。  
同 三十二年十月から三十四年三月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額一、二五七、九六〇円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。  
同 三十二年十二月から三十三年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、価格変動準備金勘定への繰入限度超過額二、〇七四、五一八円を二、二二三、一七五円としたことによるものである。

(七九) 京 橋 三三 三、八四九、五八〇 明治商事株式会社

(八〇) 同 三十二年十月から三十二年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期までに所得に加算済みの貸倒準備金勘定への繰入額のうち九、六三七、七六三円は当期取りくずしてないのに所得から除算したことによるものである。  
同 三十二年十二月から三十二年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額三、一六二、八六〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(八一) 同 三十一一年十月から三十二年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期までに所得に加算済みの貸倒準備金勘定への繰入額のうち九、六三七、七六三円は当期取りくずしてないのに所得から除算したことによるものである。  
同 三十二年十二月から三十二年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額三、一六二、八六〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(八二) 同 三十一一年十月から三十二年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期までに所得に加算済みの貸倒準備金勘定への繰入額のうち九、六三七、七六三円は当期取りくずしてないのに所得から除算したことによるものである。  
同 三十二年十二月から三十二年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額三、一六二、八六〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(八三) 同 三十一一年十月から三十二年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期までに所得に加算済みの貸倒準備金勘定への繰入額のうち九、六三七、七六三円は当期取りくずしてないのに所得から除算したことによるものである。  
同 三十二年十二月から三十二年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額三、一六二、八六〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(八四) 別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (七七―八四) 株式会社エリザベス 一四七



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (八五十九)

一四八

税務署 年 度 徴 収 過 不 足 (△) 納 税 義 務 者

(八五) 京 橋 三十二年二月から三十三年一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額二、七七三、八一七円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
七四六、五九〇 株式会社山本商店

(八六) 同 三十二年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額二、一四二、五四九円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
六九七、四〇〇 和光通商株式会社

(八七) 芝 三十二年十月から三十三年三月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額一、三五五、七四〇円を所得に加算していなかつたのに更正しなかつたことによるものである。  
三、一五八、四八〇 株式会社八洲電機商会

(八八) 同 三十二年十二月から三十三年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額七、七九四、一二九円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
一、四六〇、八四〇 大和産業株式会社

(八九) 同 三十二年十月から三十三年九月までの事業年度分所得額の申告にあたって、控除することができない繰越欠損金一、六一八、七二七円を所得から控除していたのに更正しなかつたことによるものである。  
五三四、一七〇 株式会社石膏会館

(九〇) 浅 草 三十二年一月二十一日から三十三年一月二十日までの事業年度分所得額の申告にあたって、借地権の取得価額に算入すべき一、〇〇〇、〇〇〇円を所得に加算せず、また、交際費の損金不算入額一、三九八、三三五円を四二五、八五〇円としていたのに更正しなかつたことによるものである。  
七六八、五二〇 株式会社サクライ

(九一) 品 川 三十二年十月から三十三年九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、建物の取得価額に算入すべき二、〇七一、七七〇円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
七八四、四七〇 大井興業株式会社

(九二) 大 森 三十二年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額四、九一六、九四五円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
一、七九〇、五二〇 日本弁管工業株式会社

(九三) 同 三十二年十二月から三十三年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額一、七八四、三九四円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
六九〇、七〇〇 伊藤建設株式会社

(九四) 玉 川 三十二年十一月から三十三年十月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額二、三〇七、〇〇六円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
八七〇、七六〇 株式会社日幸電機製作所

(九五) 淀 橋 三十二年三月から三十三年二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない輸出損失準備金勘定繰入額七五五、〇〇〇円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
五八〇、一五〇 市塚光学工業株式会社

(九六) 江 戸 川 三十二年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額三、七四五、八〇九円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
一、七二〇、六八〇 岡野電機株式会社

(九七) 同 三十二年四月から三十三年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額二、〇二五、九二七円を所得に加算しなかつたことによるものである。  
八六三、七六〇 田中建興株式会社

(九八) 立 川 三十二年一月から三十三年六月までの三事業年度分所得額の更正にあたって、三十一年一月から六月までの事業年度において退職給与引当金勘定への繰入限度超過額五七三、〇〇〇円を所得に加算しなかつたこと、三十一年七月から三十二年六月までの二事業年度において交際費の損金不算入額五五〇、四二六円、五二七、二二五円、退職給与引当金勘定への繰入限度超過額九八

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (九二一九)

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (九二一九)

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (九二一九)

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (九二一九)



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (九九一―一〇五)

一五〇

税務署 年度 徴収過不足(△) 納税義務者

(九九) 横浜南 三三三 四、一〇〇円、五四三、六五〇円をそれぞれ所得に加算しなかったことによるものである。 株式会社共栄社

(一〇〇) 同 三三三 三十二年三月から三十三年二月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額一、三〇三、〇六〇円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。 三郷陶器株式会社

(一〇一) 神奈川 三三三 三十年十二月から三十一年十一月までの事業年度分の課税にあたって、同会社は同族会社であるのに留保金額六、二二一、四六三円に対し課税しなかったことによるものである。 三輪煉炭工業株式会社

(一〇二) 同 三三三 三十二年二月から三十三年一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない債権償却引当金勘定繰入額一、八三〇、九七五円を所得に加算しなかったことによるものである。 相模興業株式会社

(一〇三) 藤沢 三三三 三十年六月から三十一年五月までの事業年度分所得額の申告にあたって、減価償却超過額一、五三三、八八八円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。 蒲原機械工業株式会社

(一〇四) 新潟 三三四 三十二年一月から三十三年十二月までの事業年度分所得額の決定にあたって、資産の譲渡による所得三、七六〇、二一七円を脱漏したことなどによるものである。 合名会社伊藤重作商店

(一〇五) 巻 三三三 三十二年七月から三十三年六月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額六、七八三、四七八円を三、三九一、七三九円としたことによるものである。 日商株式会社

(一〇六) 東 三三三 三十二年十月から三十三年九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、増資配当に対し法人税の免除される所得一二五、一五九、二五八円を二二六、八七二、三六七円としたことによるものである。 株式会社岡島定夫商店

(一〇七) 同 三三四 △ 六八九、一七〇 三十二年十二月から三十三年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒れと認められないものとして所得に加算した二、一六四、六〇〇円のうち一、五四四、四三二円は貸倒準備金を取りくずして補てんしたものであるのに同額を所得から除算しなかったことによるものである。 株式会社島田商会

(一〇八) 西 三三四 一、四六九、六七〇 三十二年十月から三十三年九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額四、一六七、四九三円を所得に加算しなかったことによるものである。 大阪工業ゴム株式会社

(一〇九) 南 三三三 五四一、一六〇 三十二年十一月から三十三年十月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額一、四九五、二一九円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。 株式会社ハッキング株式会社

(一一〇) 天王寺 三三三 九七八、三四〇 三十二年九月から三十三年八月までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得として特別控除することができない金額二、四九八、一四九円を所得から控除したことによるものである。 株式会社藪本商店

(一一一) 北 三三三 一、四一五、二五〇 三十二年十一月から三十三年十月までの事業年度分所得額の更正にあたって、減価償却超過額九三四、七七五円を所得に加算しなかったことと、三十二年十一月から三十三年十月までの事業年度分欠損金額の繰りもどしにあたって、繰りもどすことができる金額三、二〇四、八一八円を五、六〇五、二七八円としたことによるものである。 松本電業株式会社

(一一二) 同 三三三 一、〇〇八、二四〇

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一〇六一―一一二)

一五一



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一一三―一一九)

一五二

税務署 年 度 徴 収 過 不 足 納 税 義 務 者

(一一三) 住 吉 三三三 六〇五、九二〇 株式会社阪口新鑄造所  
三十二年七月から三十二年六月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額二、五二〇、五四五円を所得に  
加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。

(一一四) 同 三三三 六〇一、七三〇 中紀木材工業株式会社  
三十二年七月から三十三年六月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒れの補てんのため貸倒準備金を取りくずし所得  
に加算すべき金額一、五八七、五八七円を二一三、二六〇円としたことなどによるものである。

(一一五) 中 京 三四 六七七、九八〇 株式会社千治  
三十二年三月から三十三年二月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額一、七九〇、二〇九円を所得に  
加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。

(一二六) 加 古 川 三三二 一、二七三、三九〇 株式会社松本鉄工所  
三十一年九月から三十二年八月までの事業年度分所得額の更正にあたって、寄付金の損金不算入額三、二八六、九六六円を所得に  
加算しなかったことによるものである。

(一二七) 姫 路 三四 六三八、一六〇 株式会社中村商店  
三十三年一月から十二月までの事業年度分欠損金額の繰りもどしにあたって、繰りもどすことができる金額一、〇三九、五四一円  
を二、七〇一、八一六円としたことによるものである。

(一二八) 和 歌 山 三四 一、七二四、一一〇 和歌山染工株式会社  
三十一年十二月から三十三年十一月までの二事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額二〇、二八二、六一一  
円、一九、二六二、〇六九円を二一、五七五、二八一円、二五、〇〇三、四七六円としたことなどによるものである。

(一二九) 同 三三二、三四 一、〇〇五、六四〇 東亜ネル工業株式会社  
三十一年六月から三十四年五月までの三事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額三、八九二、六九三円、四、

(一二〇) 釧 路 三三三 五一七、〇五〇 釧路市漁業協同組合  
三十二年一月から十二月までの事業年度分所得額の申告にあたって、租税特別措置法第五十九条第二項の規定により非課税とな  
るものとした留保金額二、〇三九、八六七円はその規定の適用がないものであるのに更正しなかったことなどによるものである。

(一二一) 青 森 三三三 五六六、六五〇 合資会社鎌田商店  
三十三年十二月残余財産が確定したのに清算所得一、三二七、八〇四円を決定しなかったことによるものである。

(一二二) 米 沢 三三二 八二四、三五〇 株式会社後藤組  
三十一年一月から十二月までの事業年度分所得額の申告にあたって、前期までに所得から除算済みの事業税引当金のうち一、九  
五七、五〇〇円は納税義務が消滅しているのに所得に加算しなかったことなどによるものである。

(一二三) 尾 張 瀬 戸 三三三 一、二四四、二七〇 三郷陶器株式会社  
三十一年十二月から三十二年十一月までの事業年度分の課税にあたって、同会社は同族会社であるのに留保金額一二、四四二、七  
一三円に対し課税しなかったことによるものである。

(一二四) 島 田 三三三 六一九、二〇〇 大河原運送株式会社  
三十一年十二月から三十二年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額一、七五七、五四二円を所  
得に加算しなかったことによるものである。

(一二五) 桑 名 三三三 六一四、一四〇 昭和ミシン製造株式会社  
三十一年五月から三十二年四月までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額一、〇七二、四三五円を二、六  
五八、〇六五円としたことによるものである。

(一二六) 廣 島 東 三三三 八六二、五六〇 金輪船渠株式会社  
三十二年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、価格変動準備金勘定への繰入限度超過額二、一五六、三二四円  
を所得に加算しなかったことによるものである。

別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一一〇―一二六)

一五三



別表 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一二七―一三三)

一五四

税務署	年 度	徴 収 過 不 足 (△)	納 税 義 務 者
(一二七) 福 山	三四	五五九、四八〇	ニコニコ自動車株式会社
			三十二年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、会社資産に属すべき社内団体の剰余金三、二二四、五二七円を二、二五六、三一八円としたことによるものである。
(一二八) 柳 井	三三、三四	一、四三六、〇〇〇	山口県染織工業協同組合
			三十一年四月から三十三年三月までの二事業年度分所得額の申告にあたって、負担金のうち各期の損金と認められない額一、三二二、四八三円、三、四九〇、五〇二円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。
(一二九) 徳 山	三四	一、二五六、九七〇	東洋曹達工業株式会社
			三十二年十月から三十三年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、保有有価証券に付すべき価額二二、七六五、六九〇円を一九、六一五、六五〇円としたことによるものである。
(一三〇) 高 松	三三、三四	二、一一五、七一〇	株式会社百十四銀行
			三十三年四月から三十四年三月までの二事業年度分所得額の申告にあたって、益金に算入しない受入利益配当二七、九五八、五六八円、二六、三一八、一〇〇円を三〇、六九九、一一四円、二九、二八三、七八五円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(一三一) 松 山	三二	六八九、七二〇	第一タクシー株式会社
			三十年七月から三十一年六月までの事業年度分所得額の更正にあたって、所得から控除することができる繰越欠損金三三三、九〇五円を二、〇六三、六九一元としたことによるものである。
(一三二) 徳 島	三二、三三	九五七、六六〇	大一本材株式会社
			三十一年一月から三十二年十二月までの二事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額七六五、七八九円、一、九三九、七九九円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。
(一三三) 福 岡	三三	一、〇〇八、一〇〇	西日本鉄道株式会社
			三十三年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当一、三八五、八四七円を四、〇三八、六九七円としたことによるものである。

付表第一 昭和三十四年度一般会計決算未確認額表

(昭和三十五年十二月二日現在)

歳出、所管、組織、項	証 明 庁 金	円 額 事	円 由
歳 出			
総 理 府			
(組織) 防衛本庁			
(項) 防衛本庁	防衛庁調達実施本部ほか一箇所	一〇、八一六、八四三、六五五	前金払の精算未了 四、一〇〇、三三三、一五五
(項) 施設整備費	防衛庁名古屋ほか一建設部	四二八、〇四〇、〇〇〇	前金払の精算未了 六、七四四、〇五〇
(項) 艦船建造費	防衛庁調達実施本部	一、三五八、八三五、四一七	同
(項) 潜水艦建造費	同	三八九、六六六、九〇四	前金払の精算未了 七、四六六、九〇四
(項) 昭和三十三年度甲型警備艦建造費	同	二一七、二七〇、〇〇〇	前金払の精算未了 三、二一〇、〇〇〇
(項) 昭和三十四年度潜水艦建造費	同	七〇三、五四七、〇〇〇	同
(項) 昭和三十四年度乙型警備艦建造費	同	七七六、九六四、五八四	同
文 部 省			
(組織) 国立学校			
(項) 国立学校	京都ほか一大学	五一、八八七、九九〇	同
(項) 大学附属病院	京都 大 学	二、四七三、五二七	同

付表第一 昭和三十四年度一般会計決算未確認額表

一五五



付表第一 昭和三十四年度一般会計決算未確認額表

歳出、所管、組織、項	証 明 庁 学	金 額 事	由
(項) 大学附置研究所	京 都 大 学	二、二〇四、九一〇	前金払の精算未了
通商産業省			
(組織) 通商産業本省			
(項) 貿易振興及経済協力費	通 商 産 業 省	一四九、三五六、九三四	質問に対する回答未済
計		一四、八九七、〇九〇、九二一	前金払の精算未了 七、六五〇、八三四、七 概算払の精算未了 七、〇九六、六五〇、五〇〇 質問に対する回答未済 一四九、三五六、九三四

一五六

付表第二 昭和三十四年度各特別会計決算未確認額表

(昭和三十五年十二月二日現在)

所管、会計名、歳出、項	証 明 庁	金 額 事	由
建 設 省			
道路整備 歳出			
(項) 道路事業費	九 州 地 方 建 設 局	一七、〇七〇、〇〇〇	回答済調査中
(項) 臨時就労対策事業費	同	一、六〇〇、〇〇〇	同
計		一八、六七〇、〇〇〇	

付表第二 昭和三十四年度各特別会計決算未確認額表

一五七







付表第四 既往年度各特別会計決算未確認額表

付表第四 既往年度各特別会計決算未確認額表

(昭和三十五年十二月二日現在)

年度、所管、会計名、歳出、項	前年度までの未確認額		本年度確認額		未確認残額	由
	円	円	円	円		
昭和三十一年度						
建設省						
特定多目的ダム建設工事						
歳出						
(項) 多目的ダム建設事業費	一七六,〇〇〇	〇	一七六,〇〇〇	〇		東北地方建設局 不正行為に関し調査中
昭和三十三年度						
建設省						
特定多目的ダム建設工事						
歳出						
(項) 多目的ダム建設事業費	一八四,〇三五	〇	一八四,〇三五	〇		東北地方建設局 不正行為に関し調査中
計	三,三三三,〇三五	〇	三,三三三,〇三五	〇		

付表第五 昭和三十四年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表

(昭和三十五年十二月二日現在)

受入、款、項	証明書	庁金	円額	事由
受入				
(款) 歳入組入資金受入				
(項) 各税受入金	芝ほか二税務署		四、一七四、九〇〇	質問に対する回答未済



付表第六 昭和三十四年度政府関係機関決算検査未完了額表

(昭和三十五年十二月二日現在)

政府関係機関名、支出、勘定名、項	証明機関	金額	事由
日本国有鉄道 支出			
損益勘定			
(項)修繕費	名古屋鉄道管理局	一五、三三二、七六三	質問に対する回答未済
(項)受託工事費	同	四八、四二五	同
工事勘定			
(項)諸設備費	同	四二、二九五、八〇四	同
計		五七、六七六、九九二	



大藏省印刷局製造)



昭和三十四年度決算検査報告印刷物中正誤

ページ	行・段	誤	正
九八	(二六七) 末行	出来高 <sup>。</sup> 下 <sup>。</sup> 足 <sup>。</sup> となっている。	出来高 <sup>。</sup> 不 <sup>。</sup> 足 <sup>。</sup> となっている。
一〇〇	(柱) 最下段	同上に対する国庫負担(補助)金相当額	同上に対する国庫負担(補助)金相当額
シ	合計・最下段	八、二八八、六九四	七、二八八、六九四